

自己点検・評価報告書

令和元(2019)年度版



目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	2
II. 沿革と現況	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	6
基準 1. 使命・目的等	6
基準 2. 学生	13
基準 3. 教育課程	40
基準 4. 教員・職員	60
基準 5. 経営・管理と財務	72
基準 6. 内部質保証	82
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	87
基準 A. 地域貢献	87
V. 特記事項	—
VI. 法令等の遵守状況一覧	95
VII. エビデンス集一覧	104
エビデンス集（データ編）一覧	104
エビデンス集（資料編）一覧	105

・熊本保健科学大学の自己点検・評価委員会は、毎年度その前年度を対象とした点検評価活動を行い、「自己点検・評価報告書」を作成しています。

「令和元(2019)年度版」とは、令和元(2019)年度の委員会によって作成された、前年度の状況（平成30(2018)年5月2日～令和元(2019)年5月1日）を点検評価の対象とする報告書です。

ただし、「学校基本調査」などの公的なデータの基準日に合わせて、在学生数などの数字については、令和元(2019)年5月1日時点のデータを反映しています。

・「自己点検・評価報告書」は、電子媒体によって学内用 Web 掲示板及び公式ホームページに開示されます。別途、冊子体の作成も行い要望に応じて閲覧に供しています。

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神

熊本保健科学大学（以下「本学」という。）の建学の精神は、「優れた医療技術者の養成を通じて社会に貢献すること」である。この建学の精神に基づいて基本理念及び使命・目的を掲げている。

2. 基本理念

本学は「知識」「技術」「思慮」「仁愛」を四綱領とし、以下の基本理念を掲げる。

- ① 保健医療分野に関する専門知識技術の教育と研究を行う
- ② 人間と社会に深い洞察力を持つ人材の育成
- ③ 高度な知識と技術を有し、保健医療分野に貢献できる人材の育成
- ④ 豊かな人間性を備え、創造性に富む、活力ある人材の育成

3. 大学の使命・目的

本学の使命・目的は「保健医療に関する学問の教育及び研究を行い、豊かな教養と人格とを兼ね備え、国民の保健衛生並びに医療に寄与する人材を育成する」（熊本保健科学大学学則第1条）ことである。更に、建学の精神や使命・目的、基本理念を踏まえ、本学のミッションを次のように定めている。

「保健医療分野の教育と研究を通して社会に貢献できる医療技術者を養成する」

本学は、保健医療分野で日々生み出される新しい知見に応じて教育研究の水準を高めると共に、社会的要請の多様化と高度化をうけて保健医療を担うにふさわしい質の確保を目指し、変容を続けてきた。九州の中央に位置する熊本の地にあって、小規模ながらも、社会に必要とされる人材を育成し続け、半世紀の間に、県内はもとより、九州各県の医療施設、また、関東・関西圏まで多くの卒業生を送り出している。

4. 大学の個性・特色等

本学の個性・特色の主たるものは以下のとおりである。

- 1) 厚生省指定の衛生検査技師養成所として全国ではじめて創設された6施設の一つである化血研衛生検査技師養成所を前身とする。
- 2) 養成所創設以来、保健医療分野に特化した人材を育成し、約9,000人の卒業生を輩出している。特に、臨床検査技師養成数は、九州圏内で最多の実績を誇る。
- 3) 大学院（保健科学研究科）のほかに、助産別科やキャリア教育研修センター（認定看護師教育課程）、地域包括連携医療教育研究センター等を併設している。
- 4) 太陽光パネルを備えた円形校舎や敷地内全面禁煙など、保健医療分野に特化した人材を育成するに相応しいエコでクリーンなキャンパスを有する。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

熊本保健科学大学（以下「本学」という。）の前身は、昭和 34(1959)年、熊本市古京町に設立された厚生省指定の化血研衛生検査技師養成所である。翌年には熊本医学技術専門学校、更に昭和 43(1968)年に学校法人銀杏学園（以下「本学園」という。）を設立し、銀杏学園短期大学へと発展した。

その後の保健医療分野における関連諸科学の進歩は著しく、知識及び専門技術の高度化に伴う資質向上の必要性、保健医療分野の優れた人材育成を求める社会的要請、生涯学習拠点機能強化の要望が高まった。そのため本学園は 4 年制大学への改組転換を図り、熊本市和泉町に新校地を求め、校舎を竣工すると共に新たな教育研究組織を整え、平成 15(2003)年に熊本保健科学大学（保健科学部 衛生技術学科、看護学科）を開設した。更に平成 19(2007)年にはリハビリテーション学科と助産別科を加え、平成 21(2009)年に大学院（保健科学研究科）を設置した。

リハビリテーション学科は開設当初、理学療法学専攻と作業療法学専攻の 2 専攻で構成していたが、平成 23(2011)年に言語聴覚学専攻を開設して 3 専攻とした。また、平成 23(2011)年に衛生技術学科を医学検査学科へ、平成 25(2013)年にリハビリテーション学科の作業療法学専攻を生活機能療法学専攻へと改称して現在に至っている。

昭和 34(1959)年 4 月	化血研衛生検査技師養成所創設（熊本市古京町）
昭和 35(1960)年 4 月	熊本医学技術専門学校と名称変更
昭和 43(1968)年 4 月	学校法人銀杏学園 銀杏学園短期大学開学（熊本市清水町） 衛生検査技師法の規定による学校として発足
昭和 46(1971)年 1 月	専攻科設置、臨床検査技師国家試験受験資格が与えられる
昭和 47(1972)年 9 月	3 年制への学制変更届出
昭和 48(1973)年 4 月	同上受理、新制度による短期大学発足
昭和 58(1983)年 4 月	2 年制の看護科設置
平成 14(2002)年 12 月	熊本保健科学大学設置認可
平成 15(2003)年 4 月	銀杏学園短期大学募集停止（衛生技術科、看護科） 熊本保健科学大学開学（熊本市和泉町） （保健科学部 衛生技術学科、看護学科）
平成 16(2004)年 3 月	銀杏学園短期大学 看護科 終了
平成 18(2006)年 1 月	銀杏学園短期大学 衛生技術科 終了 銀杏学園短期大学廃止認可
平成 19(2007)年 4 月	熊本保健科学大学 学科新設 （リハビリテーション学科：理学療法学専攻、作業療法学専攻） 熊本保健科学大学 別科新設（助産別科）
平成 20(2008)年 10 月	熊本保健科学大学大学院（修士課程）設置認可
平成 21(2009)年 4 月	大学院保健科学研究科 保健科学専攻 開設

熊本保健科学大学

	熊本保健科学大学キャリア教育研修センター 開設
平成 21(2009)年 10 月	キャリア教育研修センター認定看護師教育課程 脳卒中リハビリテーション看護分野 開講
平成 23(2011)年 4 月	衛生技術学科を医学検査学科と改称 リハビリテーション学科言語聴覚学専攻 新設
平成 24(2012)年 4 月	キャリア教育研修センター認定看護師教育課程 慢性心不全看護分野 開講
平成 25(2013)年 4 月	リハビリテーション学科作業療法学専攻を生活機能療法学 専攻と改称
平成 29(2017)年 4 月	キャリア教育研修センター認定看護師教育課程 認知症看護分野 開講 地域包括連携医療教育研究センター 設置
平成 30(2018)年 3 月	キャリア教育研修センター認定看護師教育課程 慢性心不全看護分野 閉講
平成 30(2018)年 4 月	学生相談・修学サポートセンター 設置

2. 本学の現況

- ・ 大学名 熊本保健科学大学
- ・ 所在地 〒861-5598 熊本県熊本市北区和泉町亀の甲 325 番地
- ・ 学部等の構成
 - ・ 保健科学部 医学検査学科
看護学科
リハビリテーション学科 理学療法学専攻
生活機能療法学専攻
言語聴覚学専攻
 - ・ 大学院保健科学研究科 保健科学専攻
 - ・ 助産別科
 - ・ キャリア教育研修センター 認定看護師教育課程
脳卒中リハビリテーション看護分野
認知症看護分野
 - ・ 地域包括連携医療教育研究センター
 - ・ 学生相談・修学サポートセンター

熊本保健科学大学

・学生数、教員数、職員数

学生数（令和元(2019)年5月1日現在）

学部	学 科	入学定員	収容定員	1年次	2年次	3年次	4年次	合計
保健科学部	医学検査学科	100	400	118	124	106	114	462
	看護学科	100	400	127	118	111	109	465
	リハビリテーション学科	120	480	137	136	127	136	536
保健科学部 計		320	1,280	382	378	344	359	1,463
保健科学研究科		10	20	4	7	—	—	11
助産別科		20	20	20	—	—	—	20
キャリア教育研修センター		24	24	25	—	—	—	25
合 計		374	1,344	—	—	—	—	1,519

教員数（令和元(2019)年5月1日現在）（ ）は兼担を含む

学部	学 科	専任教員数				
		教授	准教授	講師	助教	計
保健科学部	医学検査学科	13	7	8	2	30
	看護学科	11	9	11	4	35
	リハビリテーション学科	9	11	12	2	34
保健科学部 計		33	27	31	8	99
保健科学研究科		0(18)	0(13)	0(6)	0(0)	0(37)
助産別科		1	0	1	1	3
キャリア教育研修センター		1	1	0	1	3
地域包括連携医療教育研究センター		1	1	0	0	2
学生相談・修学サポートセンター		1	0	0	0	1
合 計		37	29	32	10	108

職員数（令和元(2019)年5月1日現在）

正職員	嘱託	パート (アルバイトも含む)	派遣	合計
27	24	6	2	59

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

熊本保健科学大学（以下「本学」という。）の使命・目的は、熊本保健科学大学学則（以下「学則」という。）第 1 条及び熊本保健科学大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第 2 条に定めている【資料 F-3】。これらの使命・目的は、平成 15(2003)年の大学設立及び平成 21(2009)年の大学院開設の際に認可されたものである【資料 1-1-1】。

本学の学部及び大学院の使命・目的は、基本理念としてより明確に表現している。また、この基本理念に沿って学部・学科・専攻及び大学院の教育目標（目的）を定め、育成する人材を学則及び大学院学則に規定している【資料 F-3】。

平成 21(2009)年の創立 50 周年にあたり、基本理念を「知識」「技術」「思慮」「仁愛」の四綱領の形でわかりやすく示した【資料 1-1-2】。これは、20 年余り歌い継がれた学園歌のなかで「医療の礎築かむと知識と技を磨き」及び「生命を護る真心の智と仁愛を育み」と謳いこまれた本学の理念を反映するものである。【資料 1-1-3】【資料 1-1-4】。

平成 25(2013)年に策定した本学のミッション「保健医療分野の教育と研究を通して社会に貢献できる医療技術者を養成する」もまた、建学の精神や使命・目的、基本理念などを踏まえたものである【資料 1-1-5】。

これらは、本学公式ホームページ（以下「ホームページ」という。）、「大学案内」などによって広く公開している【資料 1-1-6】。

1-1-② 簡潔な文章化

学部及び大学院の使命・目的を展開した基本理念と、学部・学科・専攻及び大学院の教育目標等は、1 項目 1 文で簡潔に表現することを旨として策定している【資料 F-3】。

1-1-③ 個性・特色の明示

本学は、全国ではじめて創設された厚生省指定の 6 つの衛生検査技師養成所の一つを前身とする。養成所創設以来、保健医療分野に特化した人材（臨床検査技師、看護師、保健師、助産師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士など）を育成し、約 9,000 人の卒業生を輩出している。特に、臨床検査技師養成数は、九州圏内で最多の実績を誇る。

保健医療に特化した人材を育成し、社会に貢献するという本学の目的・ミッションは、

基本理念・教育目標に反映しており、ホームページや「大学案内」などに明示している【資料 1-1-6】。この本学の目的・ミッションのもとで達成し続けている「全国平均を上回る国家試験合格率」と「100%の就職率」は、本学の特色の一つである。

更に、太陽光パネルを備えた円形校舎や敷地内全面禁煙など、保健医療分野に特化した人材を育成するに相応しいエコでクリーンなキャンパスを有することもまた本学の個性・特色である。

1-1-④ 変化への対応

本学では、開学以来、4年ごとに「中期目標・中期計画」を策定してきた。平成 30(2018)年度にはこれに代えて、令和 12(2030)年度を目途とした「将来ビジョン」のアクションプランとして、12年間(4年間×3サイクル)の「中長期計画」を策定した。これに基づき、平成 31(2019)年度以降は、長期的展望に立ちつつ、変化の激しい保健医療分野の教育研究環境に対応している【資料 1-1-7】【資料 1-1-8】。

「中期目標・中期計画」「中長期計画」は前文に大学の基本理念・教育目標を掲げており、教職員はこれに沿って毎年度の部門別または委員会別の事業計画を策定している。学科・専攻の新設やカリキュラムの改定に際して教育目標(目的)の確認を行っているが、これまでに基本的な使命・目的の改定が必要とされたことはない【資料 1-1-9】。

(3) 1-1 の改善・向上方策(将来計画)

使命・目的及び保健科学部の教育目標については、具体的に明文化すると共に、簡潔な文章化も実現している。今後、社会的要請などを踏まえながら、文言などについて継続的に確認・検討していく。なお、大学院学則第 6 条に規定する「研究科の目的」(教育目標)については、保健科学部と同様の簡潔な文章化を検討する。

1-2 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学の「基本理念」と「教育目標」はいずれも、昭和 34(1959)年の化血研衛生検査技師養成所設立以来引き継がれてきた「優れた医療技術者の養成を通じて社会に貢献する」という建学の精神を具現化したものである。大学設立にあたっては、学校法人銀杏学園理事会役員及び前身である銀杏学園短期大学の教職員が、その制定にあたった【資料

1-1-7】。

平成 21(2009)年の創立 50 周年にあたり、基本理念を端的に表現した「知識」「技術」「思慮」「仁愛」の四綱領を制定した【資料 1-1-3】【資料 1-1-4】。また、平成 25(2013)年には「熊本保健科学大学のミッション」を明文化した【資料 1-1-5】。これらは学内で慎重な検討を重ねたうえで、役員・教職員の理解と支持を得て、大学運営協議会及び理事会で承認されたものである。

学部・学科・専攻及び大学院の教育目標は、必要に応じて見直しを行っている。見直しにあたっては、教授会・研究科委員会の議を経て大学運営協議会及び理事会へと上申され、審議のうえ決定される【資料 1-2-1】。

以上のように、策定及び改定に役員や教職員が関与することにより、使命・目的などへの理解と支持が得られている。

1-2-② 学内外への周知

学内外への周知は、表 1-2-1 に掲げる媒体により行っている。

表 1-2-1 ミッション、基本理念、使命・目的、教育目標の周知方法

	内容	周知方法・媒体	対象
ミ ッ シ ョ ン	保健医療分野の教育と研究を通して社会に貢献できる医療技術者を養成する	学生便覧平成 30 年度 冒頭部分 学内用 Web 掲示板	学内
		ホームページ 大学紹介 大学案内(2018) p.2 平成 30 年度入試ガイド冒頭	学内外
基 本 理 念	「知識」「技術」「思慮」「仁愛」を四綱領とし、以下の基本理念を掲げる。 1. 保健医療分野に関する専門知識技術の教育と研究を行う 2. 人間と社会に深い洞察力を持つ人材の育成 3. 高度な知識と技術を有し、保健医療分野に貢献できる人材の育成 4. 豊かな人間性を備え、創造性に富む、活力ある人材の育成	学生便覧平成 30 年度 冒頭部分 学内用 Web 掲示板 学則別表	学内
		ホームページ 大学紹介 大学案内(2018) p.2 2018 年度入学試験要項 p.2 平成 30 年度入試ガイド冒頭 学園通信ぎんきょう No.35 裏表紙	学内外
使 命 ・ 目 的 (学 部)	熊本保健科学大学は、教育基本法及び学校教育法の規定に基づき、保健医療に関する学問の教育及び研究を行い、併せて豊かな教養と人格とを兼ね備え、国民の保健衛生並びに医療に寄与する人材を育成することを目的及び使命とする。	学生便覧平成 30 年度 p.138 学則第 1 条 (学長式辞・告示など)	学内
使 命 ・ 目 的 (大 学 院)	熊本保健科学大学大学院は、教育基本法及び学校教育法の規定に基づき、保健医療に関する学問の教育及び研究を行い、併せて豊かな教養と人格とを兼ね備え、国民の保健衛生並びに医療に寄与する高度専門職業人を育成することを目的及び使命とする。	大学院学生便覧平成 30 年度 p.2, p.55 大学院学則第 2 条 (学長式辞・告示など)	学内
教 育 目 標 (学 部)	1. 生命の尊厳と社会について洞察力を有し、自立できる人材を育てる 2. 広い視野に立ち、課題探求力と問題解決力を有する人材を育てる 3. 医療専門職と連携協働し、自己責任の果たせる人材を育てる 4. 多様な価値観を理解し、国際的な言語運用能力と情報技術を持つ人材を育てる	学生便覧平成 30 年度 冒頭部分 学内用 Web 掲示板 学則別表 ホームページ 大学概要	学内
		大学案内(2018)p.2 2018 年度入学試験要項 p.2 平成 30 年度入試ガイド冒頭	学内外

	内容	周知方法・媒体	対象
(研究科) 教育目標	研究科は、保健科学分野、特に生命科学領域の急進的な発展に対応できる高度専門職あるいは研究者の育成を目的とする。これら人材が保健医療等に携わる専門職として活躍することにより、高齢社会におけるヘルスプロモーション、予防医学、地域医療あるいは診断治療等の場を通して、社会に貢献する。	大学院学則第6条 ホームページ 理念と目標	学内外
(研究科) 教育目標・専攻	1. 高度な知識・能力を備えた専門職業人を養成する 2. 管理実践能力を持ち、医療現場で指導的役割を担える人材を養成する 3. 専門分野における技術の改良やその臨床応用ができる人材を養成する 4. 幅広い視野を持つ人材を養成する 5. 社会人に対する大学院教育の門戸を開放する	大学院学生便覧平成30年度 p.2 ホームページ 理念と目標 2018年度大学院学生募集要項 p2	学内 学内外

基本理念及び教育目標などは、学則に明確に定めると共に、多様な方法で学内外へ周知している【資料 F-3】。

学内外への周知の一環として、本学の理念が盛り込まれている学園歌を毎日午後の講義開始前に全校舎に放送して、教職員、学生の意識を高めると共に、入学式、卒業式などの行事でも斉唱し、列席者の認識を深めている。また、学園祭で四綱領を題材にした書道コンテストを行い、優秀者の作品を学内に掲示している【資料 1-2-2】【資料 1-2-3】。更に、平成 31(2019)年度からは、平成 30(2018)年度に定めたタグライン、キービジュアルにより、教育目標を別の切り口で学外に広報している【資料 1-2-4】。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

基本理念と教育目標及び将来ビジョンは中長期計画の前文に掲載され、基本理念と教育目標を反映する個々の目標及び計画を実施することにより、将来ビジョンが達成される構成となっている。

中長期計画は、各学科などの検討を経て、教授会、大学運営協議会、理事会へと上申・審議・承認され、全学に学内用 Web 掲示板を通じて公開される。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

本学の基本理念は教育目標に具現化され、更に三つのポリシーに反映されている。

学部及び学科・専攻のディプロマポリシー（卒業認定・学位授与の方針）（以下「ディプロマポリシー」という。）【資料 1-2-5】では、教育目標に掲げる「生命の尊厳と社会について洞察力を有し、自立できる人材」「広い視野に立ち、課題探求力と問題解決力を有する人材」「医療専門職と連携協働し、自己責任の果たせる人材」「多様な価値観を理解し、国際的な言語運用能力と情報技術を持つ人材」としての到達点を明確に示している。また、研究科のディプロマポリシーでは研究科の目的に掲げる「高度専門職あるいは研究者」としての到達点を明確に示している。

学部及び研究科のカリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）（以下「カリキュラムポリシー」という。）【資料 1-2-6】はディプロマポリシーに基づいて策定されることにより、教育目標を反映するものとなっている。また、カリキュラムポリシーの冒

頭では、「本学が掲げる知識・技術・思慮・仁愛の四綱領と基本理念のもと、入学者受け入れ・選抜の方針（アドミッションポリシー）に基づいて入学した学生」が、「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマポリシー）で述べた力を有する人材となるよう、以下の方針に沿って教育課程を編成し、実施する」と宣言している。

学部及び研究科のアドミッションポリシー（入学者受入れの方針）（以下「アドミッションポリシー」という。）【資料 1-2-7】は、それぞれカリキュラムポリシー・ディプロマポリシーと一体で策定されており、カリキュラムポリシーに適う人材を「求める学生像」として明示している。また、アドミッションポリシーの冒頭では、基本理念のもとに育成を目指す医療技術者像を掲げている。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学は、学則第1条に掲げる本学の使命・目的を達成するため、保健科学部に医学検査学科、看護学科及びリハビリテーション学科（理学療法学専攻、生活機能療法学専攻、言語聴覚学専攻）の3学科を設置している。また、大学院学則第2条に掲げる本学の使命・目的を達成するため、大学院保健科学研究科保健科学専攻（臨床検査領域、リハビリテーション領域）を設置している。更に、助産別科を設置すると共に、熊本保健科学大学キャリア教育研修センターに認定看護師教育課程（6か月課程）を開設している。これらはすべて本学が育成を目指す医療技術者の職域を反映する教育研究組織である。

平成29(2017)年度には、近隣地域（熊本市北区及び合志市）を対象とした地域包括ケアシステムの構築に関する研究を開始し、その結果を教育に反映させるため、地域包括連携医療教育研究センターを設置した。また、平成30(2018)年度には、学修に困難を感じている学生の修学をサポートする学生相談・修学サポートセンターを設置した。

保健医療の専門職を育成する多様な教育研究組織を設けることは、医療現場で必要とされるチーム医療に貢献する人材育成という観点で有用であり、本学の使命・目的に沿うものである。また、大学院及び助産別科、認定看護師教育課程の設置は、高度専門職業人育成を目指すもので、本学の使命・目的及び教育目的と整合している。

教育研究組織の構成が適切であることは、平成14(2002)年度の大学設置審査、平成18(2006)年度の完成年度履行状況調査、平成21(2009)年度及び平成26(2014)年度の日本高等教育評価機構の認証評価において認められている。本学の教育研究組織の概要を表1-2-2に、組織図を図1-2-1に示す。

表 1-2-2 教育研究組織の概要

教育研究組織	概 要
保健科学部	平成15(2003)年度開設。医学検査学科、看護学科、リハビリテーション学科の3学科で構成。医学検査学科及びリハビリテーション学科を卒業した学生は「学士（保健学）」、看護学科を卒業した学生は「学士（看護学）」の学位を取得。卒業生は国家試験に合格することで、臨床検査技師（医学検査学科）、看護師（看護学科）、保健師（看護学科）、理学療法士（リハビリテーション学科理学療

	法学専攻)、作業療法士(リハビリテーション学科生活機能療法学専攻)、言語聴覚士(リハビリテーション学科言語聴覚学専攻)の国家資格及びその他の任用資格などの取得が可能。卒業生のほとんどは、これらの資格を取得し、医療専門職に就く。
保健科学研究科	平成 21(2009)年度開設。保健科学部医学検査学科及びリハビリテーション学科を「基礎となる学部」とし、修了した学生は、「修士(保健学)」の学位を取得。修了後は、医療機関の臨床検査やリハビリテーション領域のほか、社会福祉施設などで活躍。
助産別科	平成 19(2007)年度開設。学校教育法第 91 条に基づいて設置された 1 年課程の別科。学校教育法第 91 条第 3 項に規定する大学入学資格を有し、かつ日本国の看護師免許取得者を対象に開講。修了生に学位は与えられないが、課程修了後、国家試験に合格することにより助産師の国家資格を得る。
キャリア教育研修センター(認定看護師教育課程)	平成 21(2009)年度開設。脳卒中リハビリテーション看護分野及び認知症看護分野の認定看護師を育成。看護師の実務研修が通算 5 年以上かつ当該分野で 3 年以上の経験者が研修生として入学。修了後に日本看護協会による認定試験を経て当該分野の認定看護師となる。研修生はすべて現役看護師であり、保健科学部看護学科の学生にとって最適のロールモデルでもある。
地域包括連携医療教育研究センター	平成 29(2017)年度開設。地域包括ケアシステムの構築に関する課題を抽出し、その解決策やシステムモデルの提言を目的とする。地域包括ケアに貢献するメディカルスタッフを輩出する教育プログラムの構築を目指す。
学生相談・修学サポートセンター	平成 30(2018)年度開設。それまでの学生支援を統合し、学修に困難を感じている学生の修学支援にあたる。学生相談部門、修学支援部門、支援学生育成部門の 3 部門からなる。

熊本保健科学大学

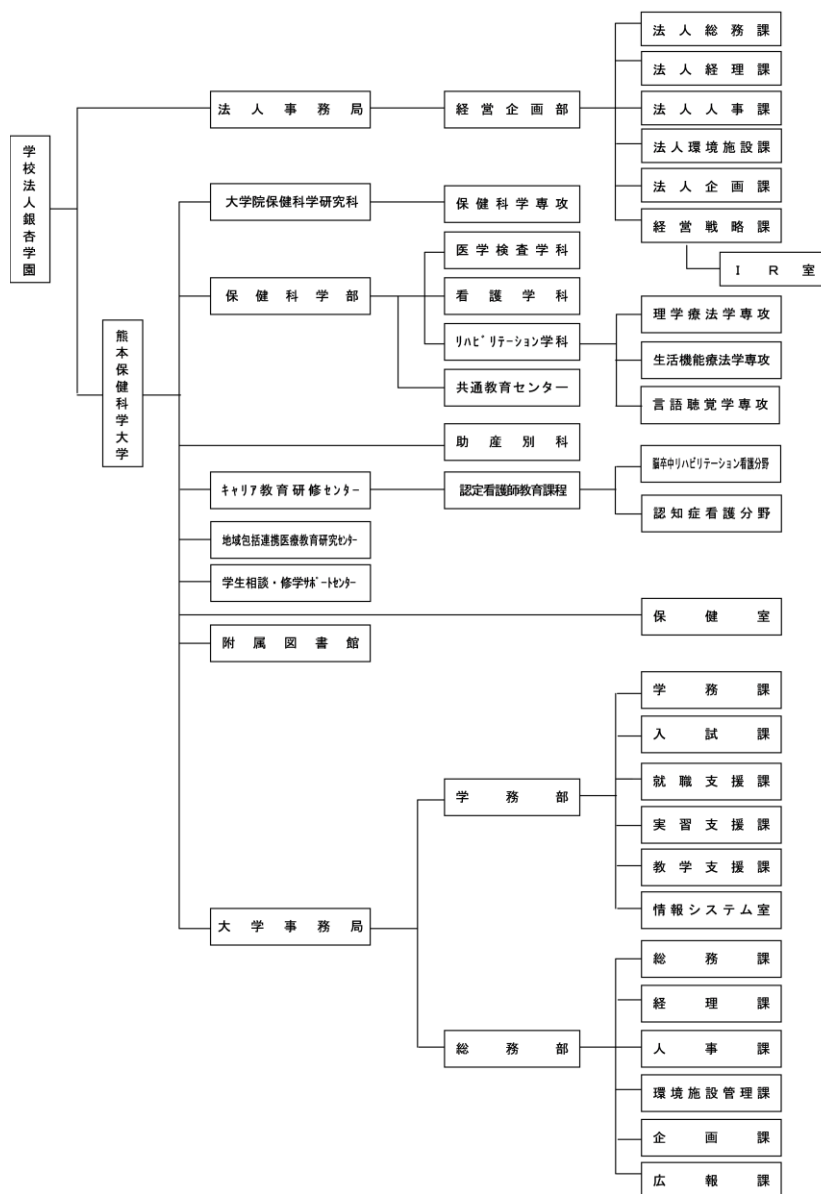


図 1-2-1 本学の機構図

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

将来にわたって使命・目的を達成し続けるために、社会の要請に応じて三つの方針の在り方を検討すると共に、教育研究組織の整備を行っていく。また、「熊本保健科学大学の将来ビジョン～2030年に向けて～」のもと、全教職員が進むべき道を共有し、令和4(2022)年度までの現在の中長期計画の達成を目指す【資料 1-2-8】。

[基準 1 の自己評価]

大学の使命・目的及び教育目標は、簡潔な文章で具体的にかつ明確に定めており、教職員、学生、保護者をはじめ、学外のステークホルダーへも様々な媒体を通じて周知されている。また、教育研究組織の構成との整合性も保たれている。

基準 2. 学生

2-1 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

熊本保健科学大学（以下「本学」という。）のアドミッションポリシー（入学者受入れの方針）（以下「アドミッションポリシー」という。）は、本学が掲げる基本理念の実現と教育目標の達成にふさわしい資質をもつ学生の入学を志向するものである。平成 30(2018)年度入試から採用している現行のアドミッションポリシーは、教育改革推進会議において、10 年後も 20 年後も選ばれ続ける大学であるためにはどのような教育をすべきか議論し、中央教育審議会答申（平成 26(2014)年 12 月 22 日）や文部科学省策定の「高大接続改革実行プラン」への対応も踏まえて、三つの方針を一貫性のある内容に改定したものである。また、入学者選抜との関連性を明確にするため、アドミッションポリシーに入学者選抜の基本方針及び入試区分ごとの特色も示している。【資料 2-1-1】

本学のアドミッションポリシーを理解し、入学後、大学生活や職業に対する入学前の想像と現実との乖離に悩む学生などが生じないよう、保健医療系大学の現実を事前に的確に理解してもらうための広報や説明に努めている。これらの取組みと入学後の学生支援が功を奏して、本学の 1 年間の中退率は 1%未満に留めることができている。

アドミッションポリシーは、以下の文字媒体及び説明会などにより周知している。

(イ) 文字媒体

学部のアドミッションポリシーは、基本理念やディプロマポリシーを包括する形で構成されており、「入学試験要項」に明示している。また、「入試ガイド」及び本学公式ホームページ（以下「ホームページ」という。）にも、教育目標と共に掲載している【資料 2-1-2】。

(ロ) 説明会

アドミッションポリシーは、本学志望者と保護者に対してはオープンキャンパス（年 2 回開催）において、高等学校の進路指導教員に対しては進路指導者向け進学説明会（年 1 回開催）において説明している。

また、保健医療系の職業に興味を示す高校生に対しては出前授業や進学ガイダンスを実施し、本学の教育を体感させることによって本学教育への理解を深めさせている。平成 30(2018)年度は、高等学校への出前授業を 28 件実施し、進学ガイダンスは 81 件に参加した。

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

本学では、アドミッションポリシーに沿って、入学者選抜などを公正かつ妥当な方法により、適切な体制のもとに運用し、その検証に努めている。

(イ) 選抜方法

本学は選抜基準などが異なる多様な入学試験を実施し、いずれの入試区分においても本学が求める学生像に合致する入学者を選抜している。入試区分とアドミッションポリシーとの関係については資料のとおりである【資料 2-1-3】。平成 31(2019)年度入試における入試区分と学科・専攻別の募集人数を表 2-1-1 に示す。

試験科目の詳細は「入試ガイド」【資料 2-1-4】に示すとおりである。全学科に共通の教育目標として掲げている「多様な価値観を理解し、国際的な言語運用能力と情報技術を持つ人材を育てる」ことを反映して、指定校推薦と社会人以外の入試区分では英語を必須科目としている。

表 2-1-1 平成 31(2019)年度入試における入試区分と学科・専攻別の募集人数

入試区分	医学検査学科	看護学科	リハビリテーション学科			合計
			理学療法専攻	生活機能療法専攻	言語聴覚専攻	
指定校推薦	15人	15人	5人	5人	5人	45人
一般推薦	35人	32人	15人	15人	15人	112人
一般	40人	43人	15人	15人	15人	128人
センター利用(前期)	5人	5人	3人	3人	3人	19人
センター利用(後期)	5人	5人	2人	2人	2人	16人
社会人			若干名	若干名	若干名	若干名
合計	100人	100人	40人	40人	40人	320人

大学院では、推薦選抜、一般選抜、社会人選抜Ⅰ・Ⅱ期など、多様な入学試験の形態を用意し、筆記試験及び面接試験並びに学業成績証明書などを総合的に判断して選抜を行っている【資料 F-4】。

(ロ) 入試区分ごとの特色

学力の把握は、基本的に筆記試験により行っている。医療専門職者の育成を目指すことから、すべての入試区分の出願資格に「医療技術者としての適性と明確な目的意識を持った者」という文言を掲げ、アドミッションポリシーを具現化している。更に、医学検査学科では出願資格に「化学を履修していることが望ましい」と記し、入学後の学修での必要性を示している【資料 2-1-5】。

<指定校推薦入試>

過去に志願者及び入学者が多い特定の高等学校については、保健医療の分野に関心を持つ生徒が多く在籍しており、本学の基本理念、教育目標も理解されているとの判断から、高等学校長推薦枠である指定校推薦入試を設けている。

指定校に推薦要件を提示し、要件に適う生徒が推薦を受けた場合には、志願者（推薦時に高等学校3年生に在籍する者）の調査書、推薦書、志望理由書及び面接・小論文試

験の結果から、総合的に可否を判定している。指定校推薦入試においては原則として選抜は行わず、面接または小論文試験結果により本学とのミスマッチが懸念される受験生に限り不合格としている。

指定校の選定は、高等学校別の志願状況、合格・入学状況、入学後の成績などをもとに、入学試験委員長を部会長とし、アドミッションオフィサーも委員として参加する指定校選定部会において毎年度見直し、入学試験委員会及び教授会の議を経て学長が決定している。

<一般推薦入試>

高等学校卒業予定者及び前年度卒業者を対象に公募している。高等学校教育の多様化を考慮し、在学中の成績などに関する要件は設定していないが、人物・学力共に優秀でかつ医療技術者としての適性と明確な目的意識を有し、出身高等学校長の推薦を得た本学への専願者を対象としている。

「英語（リスニングを除く）」「国語総合（古典を除く）」「数学Ⅰ・A」の3科目からなる総合問題の筆記試験により基礎学力を、面接試験によりコミュニケーション能力などを測り、書類審査も含めて総合的に評価し、選抜している。面接試験では、アドミッションポリシーを踏まえたグループ面接を実施し、質問内容の理解力、自ら考え質問に答えようとする力、面接を受ける態度、保健医療分野の専門職を目指す意欲などを評価している。

<一般入試>

志願者は一般公募とし、筆記試験の総合得点と提出書類を総合的に評価することにより可否を判定している。筆記試験の科目は学科・専攻の特性に応じて異なる。

本学では、令和3(2021)年度入試から適用される「新たなルール」に基づき、一般入試においても志願者の学力の3要素を多面的・総合的に評価するために、平成31(2019)年度入試から提出書類を評価の対象とした。受験生の混乱を最小限に抑えるため、提出書類の評価は3年間かけて段階的に導入しており、初年度の平成31(2019)年度入試では英語外部検定試験における本学指定のスコアを加点の対象とした。

<大学入試センター試験利用入試（前期日程）>

志願者の受験機会を増やし、基礎学力を備えた学生を幅広く募集するため、大学入試センター試験を利用し、本学が指定する教科・科目の成績によって可否を判定している。

<大学入試センター試験利用入試（後期日程）>

選抜方法は前期日程と異なり、大学入試センター試験で本学が指定する教科・科目の成績のほかに、本学独自の面接試験を行って、総合的に可否を判定している。受験生の選択の幅を広げ、多様な受験生の受験機会を増やす意図で、前期日程より選択の幅を広げた試験科目を指定している。

<社会人入試>

リハビリテーション学科においては、社会人経験を有する者を学生として受け入れることで一般学生に刺激を与えることを目的とし、社会人入試を実施している。小論文及び面接試験によって、思考力、判断力、表現力などを把握している。

(ハ) 実施・検証体制

入試制度の運用は、「熊本保健科学大学入学者選抜規程」【資料 2-1-6】に則り、入学試験委員会が担当している【資料 2-1-7】。入学試験委員会の委員長は、教授会構成員の中から学部長が指名する。入学試験委員会には、アドミッションオフィサーである入試課長も委員として参加している。十分な志願者数を確保して本学の求める人材を得るために、入試区分ごとの定員や試験科目、推薦入試における出願資格、志願者募集の時期及び募集期間、入学試験の実施日程及び実施場所、試験問題の作成と評価のあり方、面接試験の適正化などについて、毎年検討している。入学試験委員会事務局を含む入試に関する事務は入試課が担当している。

入試問題の作成にあたっては、出題科目ごとに複数名の入試問題作成委員（以下「作成委員」という。）を学長が委嘱し、辞令を交付している。作成委員は機密保持に関する誓約書を提出する。入試問題は作成委員以外のチェックを経ることにより客観性を担保している。

推薦入試及び一般入試の実施にあたっては、それぞれの業務説明会を開催し、入学試験委員会が作成した「試験実施要領」「試験監督要領」「面接試験マニュアル」をもとに、計画どおり実施できるよう教職員に周知徹底している。

面接試験については、研修会を毎年度開催して面接担当者のスキルアップを図っている。平成 30(2018)年度の研修会では入学試験委員会の委員長が講師を務め、合否判定における面接評価の役割、段階評価における留意点などを中心に説明を行った。この研修会には、面接者となる可能性がある教員のほぼ全員（約 70 人）が参加した。研修会によるスキルアップのほか、評価基準の明確化と標準化、面接担当者グループの適正な編成を図っている。

筆記試験及び面接試験の採点においては、採点業務や合否判定のミスを防止する目的で、採点室の入退室管理、出題者等による採点チェックを行っている。また、記録と監査は重複のない各 2 人以上により実施している。

合否判定は、入試区分ごとに教授会の議を経て決定し、学長がこれを承認する。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

本学は、入学定員及び収容定員に沿って在籍学生を適切に維持し、教育を行う環境を確保している。入学定員、収容定員及び在籍学生数を表 2-1-2 に示す。

表 2-1-2 入学定員・収容定員・在籍学生数（令和元(2019)年 5 月 1 日現在）

学部	学 科	入学定員	収容定員	在籍学生数	定員充足率
保健科学部	医学検査学科	100	400	462	1.16
	看護学科	100	400	465	1.16
	リハビリテーション学科	120	480	536	1.12
合 計		320	1,280	1,463	1.14
大学院保健科学研究科		10	20	11	0.55

定員は、大学設置審査会によって、教員、施設、設備と共に適切であると認められて

いる。各学科の定員充足率は年度によって異なるが、概ね 1.15 倍であり、各学科とも入学者を適切に確保し、中途退学する学生も少数であるため、在籍学生を適切に維持している。【資料 2-1-8】

(3)2-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の学科・専攻はすべて保健医療系の国家資格へとつながる。アドミッションポリシーに沿って魅力ある学生を今後も適切に受け入れることができるように、アドミッションポリシーに加え、国家資格取得によって就職が可能となる保健医療職の魅力をより一層発信していく。更に、文部科学省によって提示された新たなルールに基づく令和 3(2021)年度入試に向けて、教育担当副学長を委員長とする入学試験改革委員会において、入試選抜方法の抜本的な見直しを本格的に行っており、今後、これに合わせて学部のアドミッションポリシーも改定していく。令和 2(2020)年度入試では、英語外部検定試験に加えて志願者の活動実績を加点の対象とし、令和 3(2021)年度入試では更に加点対象の幅を拡大する予定である。

令和 3(2021)年度入試では、総合型選抜（熊本保健科学大学リーダーシップ選抜）を取り入れ、医学検査学科及び看護学科はそれぞれ 5 人、リハビリテーション学科は各専攻（理学療法学専攻・生活機能療法学専攻・言語聴覚学専攻）それぞれ 3 人の学生募集を予定している。選抜された学生には、本学での活動は勿論のこと、各種ボランティア活動等でもリーダーシップを発揮できる環境を提供する予定である。

2-2 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1)2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2)2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学の学修支援は、少人数担任制度（本学では「スモールグループ担任制」と呼ぶ。）を軸として、「いつでも・どこでも・だれにでも」相談できる全学的な学修支援体制を整備している。

本学スモールグループ担任制では、基本的に専任教員 2 人がペアとなり、各学年 5～8 人の学生を担当している。専任教員 1 人あたりが担当する学生数は 16 人程度である。学士課程では原則として 3 年次進級の際にグループ編成と専任教員が共に替わる。学生相互の親睦を深めるため、スモールグループには食事会などのための活動予算も配分している。平成 31(2019)年度は、スモールグループ活動経費として、大学から 224 万円、後援会から 411 万円の合計 635 万円を計上している【資料 2-2-1】。

スモールグループ担任制によるサポート範囲は広く、また、学科及び専攻の特性に応じて活動形態に相違も生じるため、業務のガイドラインを示している。平成 30(2018)年 1 月には、学生委員、国家試験対策委員、就職委員で構成する「スモールグループ担

任制度改善検討ワーキンググループ」を立ち上げ、「修学支援」「国家試験対策支援」「就職・進学支援」「学生生活支援」の4つの観点からスモールグループ担任制の標準化を図り、全教員に「スモールグループ（SG）活動の手引き」を配付し周知した【資料 2-2-2】。

以下にスモールグループ担任の主な業務を示す。いずれの業務も、各種委員会及びその担当課との協働による組織的対応を行っている。

- 修学ポートフォリオを活用した面談（学修状況の把握、履修指導、生活指導、学修の動機づけ等）
- GPA(Grade Point Average)に基づくセメスターごとの面談
- セメスターごとに保護者へ郵送する成績表へのコメントの記載
- 就職、進学活動等のための推薦書や内申書の作成及び国家試験への助言等
- 3・4年次生の保護者会等における保護者との面談
- 学籍異動（退学、休学、復学等）の届出書類への所見の記載
- 留年時の指導、国家試験不合格時の進路支援の面談等

修学ポートフォリオは、平成 30(2018)年度後期から、学部の全学科（専攻）の1つの学年において試行的に運用し、平成 31(2019)年 4 月から学部の全学科（専攻）全学年を対象に運用を開始した。この修学ポートフォリオでは、個々の学生が記録した学業や課外活動の蓄積を人間的成長として熊本大生到達目標（コンピテンシー）の 12 項目で示し、可視化している。スモールグループ担任は、修学ポートフォリオの記載に基づき、半期ごとに学生と面談を行う。修学ポートフォリオの活用に関する説明は、平成 31(2019)年度入学生からは学生便覧に記載することで、平成 30(2018)年度以前の入学生に対してはガイダンス等を行うことで周知している【資料 2-2-3】。運用にあたっては、各学科専攻から教員を配し「修学ポートフォリオ運用ワーキンググループ」を立ち上げ、修学ポートフォリオのシステムの構築や改善・業務としての運用に学務課と連携し、取り組んでいる。

こうした支援をとおして、本学学生の 4 年間での卒業率は年々上昇しており、平成 27(2015)年度入学生については資料に示すように 91.9%であった【資料 2-2-4】。この資料はアセスメントプランに沿って学生の学籍状況を入学年度ごとに分析するもので、毎年作成し、大学運営協議会や理事会でも報告している。

また、本学の教育において重要となる実習・演習を支援するため、学外実習の調整等を担当する実習支援課を設置すると共に、看護学科においては非常勤助手を配置している。更に、各学科等での学内実習・演習にかかわる教務嘱託、事務職員などを配置している。情報処理教育、外国語教育には、補助職員各 1 人を配置し、教員と職員とが連携しながら学生一人ひとりをきめ細かく指導している。

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

本学では、学生同士のピアによる支援、障がいのある学生に対する支援、TA 等の配置による教育活動支援などを通して、在学中の学修を支援している。また、入学前からのリメディアル教育、入学後間もない時期に実施する新入生オリエンテーションにより、

大学教育へのスムーズな導入を図っている。

これら多面的な支援の中で得られた情報は、支援を受ける学生の情報だけでなく、支援をする学生の情報に関しても、必要に応じ各担当部署を通じてスモールグループ担任に報告しており、スモールグループ担任制を基軸にした学生支援体制を構築している。

(イ) TA (Teaching Assistant) ・ SA (Student Assistant)

「熊本保健科学大学大学院ティーチング・アシスタント規程」【資料 2-2-5】に基づき、大学院生を対象とした TA を採用している。ただし、本学大学院の学生は、ほとんどが社会人であるため、平成 26(2014)年度から平成 28(2016)年度は希望者がなく、平成 29(2017)年度は 2 人、平成 30 (2018)年度は 5 人と人数は多くない。

そこで、「熊本保健科学大学スチューデント・アシスタントに関する規程」【資料 2-2-6】に基づき、学部学生をスチューデント・アシスタント（以下「SA」という。）として採用し、授業支援などに SA を配置している。SA は教員 1 人が大規模クラスを担当することが多い学部共通科目への配置を基本とし、業務として主に提出物の並べ替えや出欠の転記を行っている。SA 配置の実務は共通教育センターが学務課と連携して行い、配置にあたっては、SA 自身の学業の妨げにならないよう作業時間は週 270 分を上限とすると共に、守秘義務や勤務条件について周知を徹底している。【資料 2-2-7】

(ロ) 学生相談・修学サポートセンター

学生相談・修学サポートセンターでは、学生生活における様々な悩みや障がいのある学生を含め、学修に困難を感じているすべての学生に対して、相談と支援・指導等を行い、メンタル面及びフィジカル面での学生の修学（環境）をサポートすべく活動している【資料 2-2-8】。学生相談・修学サポートセンターは学生相談に対応する学生相談部門、修学困難学生のサポートを行う修学支援部門、ピア・サポーター育成を行う支援学生育成部門から構成されている。

学生相談部門において学生に対応するスタッフは、学生相談・修学サポートセンターの企画・運営の中核を担うオーガナイザー（教授）1 人と各学科の専任教員 3 人、保健室勤務の看護師 1 人の合計 5 人である。

修学支援部門においては、障がい学修支援の一環として、「熊本保健科学大学における障がいのある学生への支援に関する基本方針」【資料 2-2-9】を掲載したリーフレット【資料 2-2-10】を学生や保護者等へ配付し、サポート体制について紹介している。

令和元(2019)年 5 月現在、合理的配慮依頼書【資料 2-2-11】が提出されている対象学生の障がい種別は、病弱・虚弱の学生も含めて多岐にわたっている。合理的配慮依頼書を提出している学生への修学支援は合理的配慮を基本とし、支援依頼をもとに、当該学生と学生相談・修学サポートセンターや学生所属の学科・専攻との建設的対話を経て支援内容を決定している。決定した支援内容は当該学生が受講する授業等に関わる教職員で情報を共有し、特別扱いは最小限にしつつ、学外実習等においても一般学生と共通の場で円滑に学修ができるよう支援を行っている。

(ハ) ピア・サポーター

平成 24(2012)年度から、先輩による学修・生活支援としてピア・サポート体制が取り

入れられており、ピア・サポーターは研修を受講した 2 年次以上の学部生で、その養成・研修は、学生相談・修学サポートセンターの支援学生育成部門が担当している。ピア・サポーターは、新入生オリエンテーションでのグループワークなどでファシリテーターを務めるほか、ラーニングコモンズ等に待機して学生からの相談に対応している【資料 2-2-12】。4 月は、新入生が気軽に相談できる場を設けている。その他、一人暮らし応援隊（4 月）、大学生活等よろず相談（5 月）、前期試験対策（6 月）、後期履修登録等（9～10 月）、後期試験対策（1 月）などの相談に応じている。更に、オープンキャンパスでは来場者との交流ブースを設け、高校生や保護者等からの質問にも対応している。

令和元(2019)年度のピア・サポーターは 91 人である。平成 26(2014)年度からは「ピア・サポーターの卵」として「プチ・サポーター」の登録を開始し、令和元(2019)年度は 36 人がプチ・サポーターに登録している。プチ・サポーターは、ピア・サポーターと一緒に研修に参加するとともに、ピア・サポート活動を見学するなどの研鑽を積み、要件を満たした上でピア・サポーターとなる【資料 2-2-13】。平成 27(2015)年度からは、研修や実践を通じてスキルアップしたピア・サポーターを初級から中級、上級へランクアップさせるキャリア体制を整備し、各段階の役割を明確に定めることにより、ピア・サポーターの意欲を引き出す仕組みを構築している【資料 2-2-14】。

(ニ) アカデミックスキルラボ

平成 29(2017)年 4 月にアカデミックスキル全般（ライティング、プレゼンテーション、パソコン活用）を支援するための部署として「アカデミックスキルラボ」を開設した。アカデミックスキルラボは専任教員 4 人から成る室員と各学科・専攻及び共通教育センターから 1 人ずつ選出された協力委員（6 人）で構成される。

学生に対応するのは本学学部生や他大学の学部生、院生からなる「指導員」で、運営を含めアカデミックスキルラボの活動全般において、教員である室員とともに中心的な役割を果たしている。指導員は希望者に一定の訓練を施した後、審査を経て認定される【資料 2-2-15】。令和元(2019)年 5 月 1 日現在、本学学部生の指導員は 14 人、外部からの指導員は 3 人となっている。なお、このほかに本学学部生 15 人が指導員候補生として訓練を受けている。

学生への指導は、主に通常の授業が終わる 5 限以降に行っている。その手法は、一方的な添削を極力排し、対話を通じて学生の気づきを促そうとするものである。これらの指導員は、通常の放課後における指導に加え、一部の授業にファシリテーターとして入っている。令和元(2019)年度には、教養科目「アカデミックスキル I（基礎）」の一部にファシリテーターとして参加している。

アカデミックスキルラボでは、対面での指導、指導員養成のほかに、e-ラーニング教材の開発、指導プログラムの開発などを行っている。

(ホ) 学修相談室 スタディ・サポート・カフェ

教職員による学生支援として学修相談室「スタディ・サポート・カフェ」（通称「スタサ」）【資料 2-2-16】を設けている。週 2 回、1 回の開室時間は 2 時間程度で、教養科目担当の専任教員が分担して待機している。学修困難に陥っている学生の支援を目指す

にあたり、気兼ねなく立ち寄ることができる場とすることを最優先し、相談内容を限定していない。そのため、授業の補習に近い利用もあれば、お茶を飲みながらの歓談もある。これらの定期開室の時間帯とは別に、予約制での文章添削指導や TOEIC 受験対策も実施している。

平成 30(2018)年度はラーニングコモンズ（「キャンパステラス」）において、前期 27 回（来訪者 36 人）、後期 25 回（来訪者 25 人）開室した。学生が気軽に足を運べるように掲示などで周知し、1 年次生には新入生オリエンテーションでも紹介している。

令和元(2019)年度は、各種の学修支援体制により相談内容が補完されていることを踏まえて支援体制を見直し、文章添削指導や TOEIC 受験対策に新たにコンピュータスキルの指導を加え、分野特化型の学修支援を実施している。

(ハ) オフィスアワー明示

教員は、教員室入口にオフィスアワーを明示し、学生の質問・相談などに応じている【資料 2-2-17】。現実には、オフィスアワー以外の時間帯に訪問する学生が多い。大学が小規模であることもあって、教員と学生の間で面会時間の調整をすることは容易である。

(ト) リメディアル教育（入学前、入学後）

高等学校における理科系科目の履修状況が多様化し、入学者に対して相応の支援が必要な状況にあることから、本学では入学前の通信型と入学後の講義型の 2 種類のリメディアル教育をカリキュラム外で実施している。

指定校推薦及び一般推薦の入学予定者は例年 11 月中旬に確定する。そこで、高等学校在学中の生徒については当該高等学校長の許可を得た上で、入学までの期間を利用して入学前学習を支援する通信型リメディアル教育（受講者向け名称は「入学前準備学習」）を実施している。基本的な形態としては、自習テキストと自習範囲を指定し、一定期間ごとに課題を送付し、返送を求める（各科目 3 回程度）。課題作成及び添削は本学の専任教員が担当している。入学予定者に対する実施科目は、高等学校で履修しなかった、または履修はしたが理解が不十分と生徒自身が判断する理科科目（「化学」「物理」「生物」）及び「英語」と「日本語」である。以上に加えて、リハビリテーション学科言語聴覚学専攻の入学者向けには、読書課題も用意している【資料 2-2-18】。

令和元(2019)年度入学者への事後のアンケート調査では、科目によって若干の違いはあるものの、この通信添削については「役に立った」「少しは役に立った」という肯定的な回答が 70.15%から 80.52%を占めた【資料 2-2-19】。

入学後は、一般入試による入学者も対象に加え、理科科目について、1 年次前期に課外授業による講義型リメディアル教育を実施している（受講者向け名称は「専門基礎予備講座」）。各学科における専門基礎科目及び専門科目との接続を考慮し、専門基礎科目を担当する専任教員が講師となっている。令和元(2019)年度は、「化学」（60 分×8 回）を医学検査学科と看護学科、「生物」（60 分×3 回）を看護学科とリハビリテーション学科、「物理」（90 分×5 回）をリハビリテーション学科の理学療法学専攻と生活機能療法学専攻に対して開講した。また、言語聴覚学専攻は、カリキュラムを考慮して 1 年次後

期の開始直前に「数学・物理」(90分×6回)を集中開講している。

これらの実施に関する調整業務は共通教育センターと学務課が協働で行っている。講義型リメディアル教育の趣旨と実施要領については新入生オリエンテーションの中で共通教育センターが説明している。その際、学生から「自分も受講すべきかどうか」という相談が例年多く寄せられることから、新入生オリエンテーションで自己診断テストを配付し、受講の目安を具体的に示している【資料 2-2-20】。

各科目の最終回に実施したアンケート調査では、講義型リメディアル教育について「役に立った」「ある程度役に立った」の合計は、科目ごとの回答者数に差はあるものの全科目で100%であった【資料 2-2-21】。

(f) 新入生オリエンテーション

入学後の大学生活をスムーズに送ることができるよう、入学式の翌日から4日間の日程で、新入生を対象としたオリエンテーションを行っている。オリエンテーションでは、学科・別科別の内容に加え、多くの部署(教務委員会、学生委員会、就職委員会、情報保護委員会、国際交流委員会、共通教育センター、附属図書館、保健室、学生相談・修学サポートセンター、総務課、学務課、学友会など)が連携し説明を行っている。オリエンテーションの冒頭では、学長または副学長が本学の沿革と理念を説明し、修学への意識を高めている。また、オリエンテーションの最終日には、締め括りとしてグループワークを導入している。このグループワークでは、新入生5、6人からなる各グループにファシリテーター役としてピア・サポーターを配置し、活発なディスカッションによりオリエンテーションプログラム全般への学生の主体的な参加を促すと共に、学生間の交流と説明内容の定着を図っている。

多くの部署が関わるため、平成27(2015)年度より教務委員会の下にオリエンテーション部会を設置し、新入生オリエンテーションの総合的なコーディネートを行っている。平成28(2016)年度以降は、新入生全員によるアイスブレイク、ブース形式でのクラブ紹介、クリッカーを使用した双方向的な説明などの試みを導入している。更に、新入生がより詳しく実施内容を把握し、メモを取りながら主体的に説明を聴くことができるよう、共通教育センターでは平成24(2012)年度より、入学者向けに「新入生オリエンテーションの手引き」【資料 2-2-22】を作成・配付している。

新入生が大学生活に早く馴染むことができるように、新入生オリエンテーション期間とその前後には、学生間でも細やかな支援を行っている。新入生オリエンテーション期間中には放課後に学友会が新入生歓迎会を主催している。平成31(2019)年度の新入生歓迎会には、保健科学部の新入生378人中352人が参加した。教職員の参加は42人であった。学生の参加状況は学生委員会が把握し、入学直後の大学への適応状況について各学科と情報を共有している。

これらの取組みは、入学直後の大学不適応による中途退学防止の機能も果たしている。

(3)2-2の改善・向上方策(将来計画)

学生相談・修学支援の対象者の更なる増加に対応できるよう、学生相談・修学サポートセンターの重要性を認識し、入学前から卒業までの一貫した手厚い修学支援体制の整

備・充実を進める。具体的には、支援を行う運営スタッフの育成と能力向上、学生情報共有体制の構築、教職員への学生支援の理解促進・普及啓発を推進する。また、修学困難学生の多様化・深刻化への対応として、支援を必要とする学生の早期把握のための体制の構築、支援機器（情報関連機器、聴覚補助機器）の整備及びキャンパスのバリアフリー化などを推進する。更に、ピア・サポーター養成講座の充実、新入生サポート活動の見直し等を推進する。

修学ポートフォリオについては、試行に基づく学生との面談により、学生の状況をより詳細に把握することができた。令和元(2019)年度以降は、全学生を対象に実施することにより更なる効果が期待できる。また、将来的には教員のティーチングポートフォリオなどの導入検討などを予定し、学修支援の改善を進める。

大学院においては、社会人学生が多いため、TA として活動できる人材が限られている。今後、学部から大学院に進学する学生を増やすことによって TA の充実を図る。

2-3 キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学のキャリア支援は、就職については、就職委員会、スモールグループ担任、就職支援課等の連携体制、進学については、専門分野担当の教員やスモールグループ担任等による支援体制がそれぞれ機能している。

(イ) 就職・進学に対する支援

本学では、社会的・職業的自立ができるよう各学年にテーマを設け、就職委員会、スモールグループ担任、就職支援課が連携し、4年間を通じたキャリア支援として、様々なガイダンスの企画や、施設訪問、合同就職説明会・キャリア教育セミナー、保護者会などを実施している【資料 2-3-1】。

各学年のテーマは次のとおりである。

- 1年次：コミュニケーションとマナー
- 2年次：自己を探究し、社会人スキルを身につける
- 3年次：職業意識の確立
- 4年次：専門性の探究、採用試験準備・実践、内定の獲得

学生が内容をより理解しやすいよう、ガイダンスは講義形式以外にもグループワークなど多様な形式で実施している。ガイダンスでは、参加学生を対象にアンケートを行っており、この結果を踏まえて開催時期や内容の見直しを随時行っている【資料 2-3-2】。また、就職活動を行う際のエントリーシートの書き方や身だしなみ、マナーなどを記載している本学独自の「就職活動マニュアル」を作成している。「就職活動マニュアル」は、平成 31(2019)年度より冊子体から電子版に切り替え、名称も「就職活動ナビ」に変更し、

スマートフォンなどの端末から必要なときに閲覧できるようにして利便性を向上させた【資料 2-3-3】。

学生との関わりが深い就職支援課では、学生一人ひとりの個性に適った就職支援「テラーメイド就職支援」を実践している。就職支援機能を強化するため CDA (キャリア・デベロップメント・アドバイザー) などのカウンセラー資格を取得した要員を増やすことに力を入れており、現在の有資格者は 3 人 (事務局全体では 5 人) である。4 年生全員と面談し、本人の特性、希望、悩みなどを把握することで、ミスマッチのない支援に繋げている。就職支援課への平成 30(2018)年度の相談件数は延べ 3,317 件であった。平成 30(2018)年度卒業生の進路状況は、表 2-3-1 及び資料のとおりである【資料 2-3-4】【資料 2-3-5】。

その他、卒業生への就業に関する相談・助言体制の一環として卒業生 (卒業 1 年目) を対象にしたイベント「久しぶり、元気かい (会)」を、就職委員をはじめとする教職員の参加のもとで、毎年 2 月頃に開催している【資料 2-3-6】。加えて、平成 29(2017)年度は卒業 5 年という一つの節目に卒業生と教職員が親睦を深めた。

教育課程内においては、学外での実習が主な役割を果たしている。全学科で必修となっている学外実習を通して、職業観を醸成し、職業適性や学生自身のキャリアを考える機会としてインターンシップ以上に就業を目指す職場への理解を深める機会となっている【資料 2-3-7】。更に、学外実習を経験した 4 年次の学生を対象に「チーム医療演習」を開講し、チームとしてのコミュニケーションやチームワーク能力を高めている。

表 2-3-1 進路の状況 (令和元(2019)年 5 月 1 日現在)

		平成 30(2018)年度					
		卒業者数 (人)	就職希望者数 (人) ^a	就職者数 (人) ^b	就職率 b/a(%)	求人機関数	進学者数 (人)
保健 科学 部	医学検査学科	116	100	100	100.0	407	1
	看護学科	122	100	100	100.0	637	18
	リハビリテーション学科	141	131	129	98.5	1,907	2
	学部 計	379	331	329	99.4	2,951	21
大学院		7	6	6	100.0	—	1
助産別科		21	21	21	100.0	157	0

※令和元(2019)年 5 月 22 日時点ですべての学科で就職率 100%を達成した。

(n) 国家試験等の資格取得に対する支援

臨床検査技師、看護師、保健師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の資格取得は、ほとんどの就職の要件になるので、国家試験のための学修支援をすることは、本学においてキャリア教育の極めて重要な支援と考えられる。

本学の国家試験支援体制は、大学運営協議会のもとに設置している国家試験対策委員会と、各学科・専攻のワーキンググループによって構成されている。

各学科・専攻のワーキンググループは 3~6 人の教員によって構成される。会議はほぼ毎月開催し、国家試験対策に関する年間計画を策定し、実行している。

国家試験対策委員会は年間 3 回開催され、学科・専攻間の国家試験対策に関する情報共有及び全学科の 4 年次生を対象とした講演会の企画を行っている【資料 2-3-8】。3 回

目の会議では当該年度の評価を実施している。

卒業年度の国家試験不合格者や、国家試験受験資格を取得せずに卒業した者のうち、希望者に対しては、「入館許可証」を発行し、大学内で学修できるよう配慮している。これらの卒業生に対し、医学検査学科では、教員研究室ゾーンに専用の自習室を設け、教員に質問しやすい環境を提供している。看護学科では、担当教員が連絡を取り、模擬試験を受験させることで当該年度の受験に繋げている。リハビリテーション学科では、在学生と同様の国家試験対策指導を行っている。

このような支援の結果、表 2-3-2 に示すとおり、本学は全国平均より高い国家試験合格者を達成している。

表 2-3-2 国家試験合格率

国家試験		平成27(2015)年度			平成28(2016)年度			平成29(2017)年度			平成30(2018)年度		
		受験者	合格者	合格率 (%)	受験者	合格者	合格率 (%)	受験者	合格者	合格率 (%)	受験者	合格者	合格率 (%)
臨床検査技師	本学	116	112	96.6	118	110	93.2	101	97	96.0	113	94	83.2
	全国	4,400	3,363	76.4	4,739	3,729	78.7	4,829	3,828	79.3	4,817	3,620	75.2
看護師	本学	112	110	98.2	108	106	98.1	110	108	98.2	122	118	96.7
	全国	62,154	55,585	89.4	62,534	55,367	88.5	64,488	58,682	91.0	63,603	56,767	89.3
保健師	本学	22	22	100.0	17	17	100.0	21	19	90.5	20	18	90.0
	全国	8,799	7,901	89.8	8,207	7,450	90.8	8,191	6,666	81.4	8,376	6,852	81.8
助産師	本学	20	20	100.0	20	19	95.0	21	21	100.0	21	21	100.0
	全国	2,008	2,003	99.8	2,053	1,909	93.0	2,230	2,201	98.7	2,105	2,096	99.6
理学療法士	本学	45	41	91.1	44	44	100.0	45	44	97.8	48	45	93.8
	全国	12,515	9,272	74.1	13,719	12,388	90.3	12,148	9,885	81.4	12,605	10,809	85.8
作業療法士	本学	41	39	95.1	44	43	97.7	42	36	85.7	45	41	91.1
	全国	6,102	5,344	87.6	5,983	5,007	83.7	6,164	4,785	77.6	6,358	4,531	71.3
言語聴覚士	本学	43	43	100.0	36	35	97.2	36	35	97.2	46	45	97.8
	全国	2,553	1,725	67.6	2,571	1,951	75.9	2,531	2,008	79.3	2,367	1,630	68.9

(3)2-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学のキャリア支援においては、就職委員会、スモールグループ担任、就職支援課の連携体制により学生の社会的・職業的自立の支援体制が整備できている。しかし、2025年問題や保健医療職の養成校増加に伴い、就職環境が厳しくなることが見込まれるため、就職支援の充実、積極的な施設訪問などを行い、就職率 100%の継続と就職の質向上（ミスマッチのない就職支援）を目指す。

国家試験合格率は全国平均を上回り、国家試験対策は一定の成果を上げていると評価できるが、4年制大学・新卒平均合格率では全国平均を下回る学科・専攻がある。保健医療系大学としてリーディング大学を目指す本学としては、4年制大学・新卒平均合格率においても常に上回ることを目標に、国家試験対策教育システムを見直し、国家試験合格率 100%達成を目指す。

大学院・別科等への進学については、学外に向けてより積極的に情報を発信するとともに、在学生に対しては進学した本学卒業生による説明会を行うなど、情報の提示・周知に努める。また、学部より進学した大学院生の場合、修了後の進路について、医療機関への就職だけでなく、他大学の博士課程への進学を視野に入れたキャリア支援が必要である。海外からの大学院生に対しても、修了後の進路についての支援体制の構築を検

討する。

2-4 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

学生に学修環境を保障し、また学生の安心と安全を確保するために、学務課職員及び学生委員、学生相談員、各スモールグループ担任は、それぞれの持ち場で常に気を配り、学生を多面的に支援する体制を整えている【資料 2-4-1】。

2-4-①(i) 学生サービス、厚生補導のための組織と機能

学生支援に関わる全学組織は教授会の下に設置された学生委員会で、学生委員長は学部長が指名する【資料 2-4-2】。学生委員会では、学生の福利厚生、課外活動、賞罰、そのほか学生指導及び学生生活に関することを協議、審議する。また、学生の代表である学友会役員との意見交換などを行い、学生から寄せられた要望、意見についても検討し、学修環境の改善なども審議する。

学生生活の支援としてはスモールグループ担任制が機能しているほか、事務部門では学務課が学生生活支援に関する業務全般を行っている。学務課が窓口となる事項は、履修登録、定期試験、学籍、証明書、通学手段、奨学金、保険、クラブ活動、掲示、事故、トラブルなどであり、学生生活のほぼ全般にわたっている。学生に対しては、「学生便覧」に手続・相談窓口の一覧を掲載するなどして周知している。

2-4-①(ii) 奨学金などの学生に対する経済的な支援

本学における経済的な学生支援として以下の制度を運用している【資料 2-4-3】【資料 2-4-4】。

(i) 一般奨学制度（熊保大奨学制度）

熊保大奨学制度では、勉学に強い意志を持ち、経済的理由により修学が困難な学生を対象に支援している。選考により、各学年 16 人（入学定員の 5%）の学生に対して月 5 万円（年額 60 万円）の奨学金を給付する【資料 2-4-5】。令和元(2019)年度からは入試前予約型奨学制度の新規導入に伴い、名称を一般奨学制度に改めた。この奨学制度の対象者は年次ごとの審査により決定している。令和元(2019)年 5 月 1 日時点では条件を満たした 2 年生 12 人、3 年生 11 人、4 年生 13 人に給付している。7 月中に 4 年生 3 人、3 年生 5 人、2 年生 4 人を追加採用、更に 1 年生 16 人を新規採用する予定である。

(ロ) 化血研奨学金制度

本学には、設立母体である一般財団法人化学及血清療法研究所による独自の給付型奨学制度（化血研奨学制度）がある。給付額は月額 3 万円であったが、令和元(2019)年度からは月額 5 万円に増額された。人物、学業、共に優秀であり、学費の支弁が困難と認められた者を対象としている。募集対象は 1 年次生と 3 年次生であり、給付期間は原則 2 年間としている。平成 30(2018)年度は、各学年 3 人ずつの計 12 人に給付した。令和元(2019)年度も、各学年 3 人ずつの計 12 人に給付することになっている【資料 2-4-5-6】。

(ハ) 学外奨学金制度

上記以外の奨学制度として、日本学生支援機構奨学金、地方自治体の奨学金及び民間団体の奨学金制度があり、これらの奨学金制度は、入学時のオリエンテーションや学生掲示板により周知している。

日本学生支援機構奨学金は学生本人が申請し、学務課職員が手続きをしている。また、地方自治体や民間団体が募集する奨学生については、学生の申し出に応じて推薦している。平成 30(2018)年度実績は、日本学生支援機構 924 人、そのほかの奨学生 16 人、合計 940 人（学生総数の 6 割以上）が学外奨学金制度を利用している。

(ニ) 各種奨励金等（成績優秀学生・海外留学）

「熊本保健科学大学成績優秀者表彰規程」【資料 2-4-7】を定め、前年度の成績優秀者を表彰し奨励金を給付している。

平成 29(2017)年度より、「熊本保健科学大学海外留学奨学金制度規程」【資料 2-4-8】に基づき、本学が指定する米国への短期留学（4 週間）に対しその費用の半額程度を補助している。これにより、学生の海外留学を奨励し、国際化に対応できる人材を養成している。平成 30(2018)年度は、20 人に対し 1 人あたり 30 万円を支給した。

(ホ) 学納金延納制度

本学の学納金は前期と後期の分納制としている。前期は 4 月 30 日までに、後期は 9 月 30 日までに納入しなければならない。新入生のみ前期を 3 月 20 日までの納入としている。各期の期限内に学納金の納入がない場合、学則上は除籍となるが、学費納入者の経済的事情を考慮し、「学納金延納願い」の提出があった場合には一定の期間（前期は 6 月 30 日、後期は 12 月 26 日まで）、学納金の延納を認めている。平成 30(2018)年度の対象は延べ 49 件である。

(ヘ) 熊本地震・九州北部豪雨の被災者に対する支援

平成 28(2016)年 4 月に発生した熊本地震及び平成 29(2017)年 7 月に発生した九州北部豪雨において、自宅が全壊または半壊した学生に対して、1 年間の授業料の全額免除、半額免除などの措置を講じてきた。これに応募し、令和元(2019)年度の対象は、全額免除 1 人、半額免除 20 人であった。

(ト) 大学院生を対象とした奨学金制度

令和 2(2020)年度入試より、「熊本保健科学大学大学院修士課程奨学金制度」と「海外学

生奨学金制度」の二つの奨学金制度の導入を決定した【資料 2-4-9】。「熊本保健科学大学大学院修士課程奨学金制度」は、学部学生が本学大学院に進学することを奨励するための制度である。また、「海外学生奨学金制度」は海外の大学生が本学大学院に入学することを支援する制度である。

(f) 大学院生を対象とした長期履修制度

大学院の標準修業年限は2年であるが、熊本保健科学大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第10条2項及び「熊本保健科学大学長期履修制度規程」に定める事情により2年間で修了することが困難な学生に対しては、履修期間の延長に伴う経済的負担を軽減する措置を講じている【資料 2-4-10】。

(j) その他

学生向けのアルバイト求人情報を掲示している。大学周辺地域から寄せられる求人情報のうち、学生にふさわしくない業種（危険職種業務、深夜早朝勤務、出来高歩合制、風俗など）でないかを学務課で精査し、修学に影響が少ないと認められる情報のみを提供している。学内のアルバイトとしては、事務担当課が随時募集する補助的業務や図書館のカウンター業務、TA・SAなどがあり、就労時間に上限を設けるなど修学に支障がないよう配慮している【資料 2-4-11】。学生にとって、学修環境に近いところでの業務はメリットがあると共に、経済的支援としても役立っている。

2-4-①(iii) 学生の課外活動への支援

本学が支援する正課外の活動には、学友会活動、クラブ活動、国際交流、ボランティア活動、地域貢献活動などがある。これらの活動を支援することにより、四綱領に謳う「思慮」「仁愛」を涵養し、人間力ある医療者への成長を促している。

(i) 学友会活動

学友会は本学の全学生が所属する組織で、学生間の親睦を基盤とし学生生活の充実向上を図り、人格の形成と学園の発展に寄与することを目的としている【資料 2-4-12】。学友会は年1回の総会、毎月1回の定例会を自主的に運営しているほか、新入生歓迎会、球技大会、学園祭などの企画・運営を行っている。学友会役員はリーダー養成プログラムのもとで年1回の研修に参加している【資料 2-4-13】。学友会の顧問は学長及び学生委員長が務め、本会の相談役として支援を行っている【資料 2-4-14】。

(ii) クラブ活動

本学では、平成30(2018)年度に「熊保大クラブ活動振興宣言」を發表し、人間力ある医療技術者養成の一環として、クラブ活動の一層の推進を図っている【資料 2-4-15】。

クラブ・サークルは37の団体で構成されており、令和元(2019)年度は延べ1,131人がクラブ・サークルに所属している。クラブ活動は学友会役員の中からクラブ活動担当を4人配置して運営している。各クラブは教職員を顧問として置くことを設置の要件としている。顧問には学長より委嘱状を交付している。施設使用や学外活動についての各種手続きは、学務課が窓口となっている【資料 2-4-16】。また、学務課を事務局とする

学生委員会の小委員会としてクラブ委員会を設けている。学生委員会は学友会と連携して、クラブ部長会議、部長・顧問連絡会議、インカレ壮行会などの開催を支援している。これらの会では、安全で快適にクラブ活動を行うための諸注意の周知・確認や、クラブ部長を務める学生と顧問の教職員の交流、インカレ出場選手への激励などが行なわれるが、いずれも学生の主体性を活かした運営が意図されており、クラブ活動の振興のための重要な役割を担っている。

資金援助も行っており、令和元(2019)年度のクラブ活動助成金の予算として後援会費(委託徴収金)より総額 260 万円を充てている。その際、活動計画や活動実績に基づく予算の傾斜配分を行うことにより、活動意欲の向上を図っている。また、毎年 2 月に「収支決算報告書」を提出させ、適正な予算執行に対する意識づけを行っている。

(ハ) 国際交流

本学では、大邱保健大学及びコンケン大学とそれぞれに協定を締結し、短期交換研修を行っている。その際、研修学生の現地滞在費を負担し、国際交流への参加促進を図っている。平成 30(2018)年度の参加人数は 18 人であった【資料 2-4-17】。

(ニ) ボランティア活動・地域貢献活動

本学では、開学以来学生が自主的にボランティア活動に取り組んできた。その精神を受け継ぎ、更に拡げていくために、平成 30(2018)年度に「熊保大ボランティア・スピリット」を発表し、学生のボランティア活動・地域貢献活動を奨励している。この「熊保大ボランティア・スピリット」及び「熊保大クラブ活動振興宣言」のもとで、多くの学生がボランティア活動を行っている【資料 2-4-18】。

2-4-①(iv) 学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談等

学生からの相談、問題提起に対しては、スモールグループ担任制、学生相談・修学サポートセンター、ハラスメント相談窓口、保健室及び学務課が窓口として機能している。

学生相談・修学サポートセンターの学生相談部門では、開室時間以外にも予約による相談や保護者からの相談にも対応している【資料 2-4-19】。平成 30(2018)年度の延べ相談件数は 1002 件、相談時間の合計は 334 時間と、表 2-4-1 に示すとおり増加傾向にある。これは、修学支援に関する事前相談への対応が考えられる。また、相談を通して、青少年期に現れやすい精神障害などの早期発見にも繋がっている。相談事例が多様化していることから、教員のストレス軽減や教員をサポートする体制の整備も視野に入れ、外部の臨床心理士と業務委託契約を結び支援強化に努めている。また、平成 29(2017)年 4 月には、学生を支援する教職員へのサポートとして、「教職員のための学生サポートガイドブック」第 3 版と学外実習指導者向けに改編した「学外実習編」【資料 2-4-20】を増刷した。

表 2-4-1 相談時間経年比較

	平成 30 年度	平成 29 年度	平成 28 年度
スタッフによる相談時間	334 時間 15 分	251 時間 33 分	359 時間 49 分
メール回数	93 件	44 件	42 件
相談延べ回数	1002 回	701 回	924 回
相談者前・後期実数の合計	292 人	217 人	235 人

ハラスメントに対しては、「熊本保健科学大学ハラスメント防止に関する規程」に基づいて、学長、事務局長を含む委員会を設置すると共に、相談員として 6 人の教職員を任命している。相談は「ハラスメント防止等に関するガイドライン」に則り対応している【資料 2-4-21】。相談員には守秘義務が課されており、相談内容及びその対応については厳重に管理している。ハラスメント防止の関連資料は、学内用 Web 掲示板に公開し、学内からいつでも参照できるようにしている。また、学生には入学時のオリエンテーションのほか、学外実習の前などに大学独自のリーフレットを配付してハラスメント防止の啓発活動を行っている【資料 2-4-22】。更に、毎年、外部講師を招聘したハラスメント防止の研修会を行っている。平成 31(2019)年 1 月には NPO 法人福岡ジェンダー研究所理事の倉富史枝氏を招き、平成 30(2018)年 1 月～3 月にかけて全学生及び教職員を対象に行ったハラスメントに関する実態調査の結果を報告すると共に、ハラスメント防止・意識啓発に関する研修を行った【資料 2-4-23】。この研修会には 99 人の教職員が参加した。平成 31(2019)年 3 月には、大学教育改革推進プログラム「SOGI 修学支援体制の構築」の一環として、大阪大学大学院教授・大阪大学男女協働推進センター副センター長の床谷文男氏を招き、大阪大学における SOGI に関する取り組みについての講演会を開催した【資料 2-4-24】。

保健室には学医と保健師、看護師が各 1 人配置されて、学生の健康管理を担当している。学内での負傷や急な発病時の応急処置、定期健康診断、健康相談、ワクチンの接種指導（B 型肝炎、インフルエンザ、麻疹など）などを行っており、定期健康診断受診率は 99%と高く、ワクチン接種率も高い。保健室には応急処置に必要な薬剤や機器を常備し、安静、休養ができるように 3 台のベッドを設置している。また、応急処置後に必要な治療が速やかに受けられるよう、外部の医療機関と連携している。平成 30(2018)年度の保健室利用延べ件数は 1,980 件であった【資料 2-4-25】。更に、学外実習に際しては、学生が実習先機関から肝炎や小児感染症（麻疹、風疹、水痘、ムンプス）のワクチン接種を求められることがあり、それらについても保健室で指導している。

平成 22(2010)年 4 月 1 日より本学の敷地内を全面禁煙とし、現在は禁煙区域を本学敷地周辺まで拡大している【資料 2-4-26】。1 年次の必修科目「生活保健論」では禁煙教育を取り入れており、保健室では禁煙支援を行っている。

学生への心的支援の一環として、朝の通学時間帯には事務職員がキャンパス入口に立って、学生への声掛け（挨拶運動）を実施している。これにより学生と事務職員の接点が増えると共に、学生は挨拶を交わすことに馴染んでいき、このことがキャンパスの良い雰囲気づくりに寄与している。オープンキャンパス参加者の感想にも、挨拶など学生

の親しみやすさを評価する声が多く見受けられる。

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

学生に対する経済的支援に関しては、経済的に就学困難な学生を支援する現行の制度を維持しつつ、学生や社会の状況等に応じて適宜対応できるよう検討していく。

学生の課外活動に対する支援に関しては、「クラブ活動振興宣言」に基づき、引き続き積極的な支援を行う。なお、クラブ顧問にはクラブ活動の奨励のための顧問手当を支給しているが、活用されていないクラブもあるため、顧問手当を活用して顧問とクラブ員との係わりを深めてもらうよう促す必要がある。

学生の心身に関する健康相談等の支援に関しては、学生相談・修学サポートセンター体制のもとで、修学支援前の相談を含めたスモールグループ担任や他の教職員との連携、問題を抱えた学生への早期適応支援、各種セミナーなどを通じた全学的教育支援の浸透に努め、更なる充実を図る。

2-5 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

(イ) 校地

本学は校地を1箇所に集約した1キャンパスである。熊本市の北部(北区)に位置し、図 2-5-1 に示すように、JR 鹿児島本線の西里駅前にある。大学周辺は、農地など手入れの行き届いた環境である。図 2-5-2 に校舎配置図を示す。

アクセス

- ・ JR 熊本駅から上り普通列車にて約 10 分
JR 西里駅下車、徒歩約 1 分
- ・ 熊本市中心部（市役所）から車で約 15 分



図 2-5-1 大学周辺図



図 2-5-2 校舎配置図

本学の校地面積は、71,736.4 m²で、学生 1 人あたり約 48.7 m²である。校舎面積（アリーナ、動物舎を除く）は 26,843.2 m²であり、表 2-5-2 のとおりいずれも大学設置基準に定められた面積を大きく上回っており、十分に基準を満たしている。

表 2-5-2 校地・校舎面積の大学設置基準との比較

	本学	設置基準上の必要面積
校地面積	71,736.4 m ²	14,890.0 m ²
校舎面積	26,843.2 m ²	14,333.7 m ²

(p) 校舎・附属施設等

校舎は、1号館（1階建）、2号館（5階建）、3号館（4階建）及び新アリーナ(2,473.3 m²)で構成されている。1号館は平成 14(2002)年度、2号館は平成 18(2006)年度、3号館は平成 22(2010)年度、新アリーナは平成 29(2017)年度に竣工した建物であり、いずれも耐震基準を満たしている。3号館に隣接する「50周年記念館」には 395 人が収容可能であり、講義のほかにもシンポジウム、講演会などを開催できる多目的ホールとなっている【資料 F-8】。

そのほかの施設としては、附属図書館(1,093 m²)、動物舎(91.2 m²)、体育館兼講堂としての旧アリーナ(1,382.2 m²)、レストラン(691.1 m²)がある。動物舎では、実習や研究に使用する小動物を飼育している。また、情報関連施設としては附属図書館に加え、LLPC 室などを配置している。

駐車場は、教員と来客用の第 1 駐車場（118 台分）、学生と職員用の第 2 駐車場（202 台分）、学生軽自動車専用の第 3 駐車場（117 台分）及び新アリーナに隣接する第 4 駐車場（79 台分）の合計 516 台分を整備している。また、屋根付きの駐輪場（合計約 500 m²）、テニスコート（2 面）、グラウンドを整備している。

(ハ) 情報サービス施設・機器

本学では、学生用にパーソナルコンピューター（以下、「PC」という。）を配備している。教室のPCの数は、LLPC室に130台、1202講義室に40台、2210講義室に48台である。これらの教室は、授業で使用する時間以外は学生に開放している。教室以外では、1号館のキャンパステラスに23台とスキャナ、2号館のコミュニティスペースに14台、図書館に情報検索用等14台、館内貸出用9台、図書館に併設のLL学習室に4台を設置している。学生にはドキュメント類の保存先としてファイルサーバに個人別フォルダを設け、ネットワークドライブとして割り当てている。

また、Webポータルシステム(Active Academy)により学生及び教職員に各種サービスを提供している。このシステムは掲示板機能やメールによる一斉通知機能も備えており、学生への諸連絡のほか、非常変災時には教職員も含めた緊急連絡に利用している。

学生が自由に活用できる「オープンスペース」等の多目的空間や図書館等では、タブレットやノートPCで利用できるWi-Fi環境を備えている。また、レストランエリアにはdocomo、au及びSoftbankのWi-Fi環境を整備し、スマートフォンでのWebポータルシステムの利用を容易にしている【資料2-5-1】。

これらについての学生への利用説明は、新入生オリエンテーション期間中にシステムごとに学務課職員や図書館司書が行うほか、教員が授業で対応する。機器のトラブルや問合せには、情報処理教育の補助職員がヘルプデスクとして対応している。

(ニ) 校地・校舎及び施設・設備の維持運営の体制

本学の校地・校舎及び施設・設備は「熊本保健科学大学事務分掌規程」に則り適切に維持運営している。固定資産の保守・管理に関することは環境施設管理課が担当し、施設及び備品の貸出や清掃に関することは総務課が担当している。図書館の維持運営は図書館運営委員会において定める方針の下で教学支援課に所属する図書館司書が担当している。情報サービス機器の運用・保守に関することは情報システム室が担当している。

校地・校舎及び施設・設備については、水道法、消防法等の各種法令に基づく定期点検・検査を実施し、適正であることを確認している【資料2-5-2】。更に地震や台風等の後は施設・設備への影響を随時点検している。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

(イ) 実習施設を含む学内施設の有効活用

本学ではすべての学科で各養成所指定規則に基づく実習室等を完備し、有効に活用している。

大学全体(大学院及び助産別科などとの共用分を含む)で講義室23室、ゼミ室19室、実習室50室、研究室8室を備えている。また、学生が自由に活用できる多目的空間として、1号館に「オープンスペース」4か所(A～D)、2号館に「コミュニティスペース」、メディアストリートの一角に「キャンパススクエア」を設けている。

2号館1階には「コミュニティモール」を設けており、学生の憩いの場となっている。コミュニティモールに隣接してロッカー室5室を設置し、学部学生全員に個人用ロッカーを与えている。更に、実習室付近にもロッカーを設置しており、授業の際などに利用

することができる。

新・旧アリーナには、ステージと音響設備のほか、身体障がい者用トイレ、シャワー室などを設置し、入学式・卒業式等の記念式典、大学行事、クラブ・サークル活動等に活用している。これらの施設は災害時には福祉避難所として利用される。更に、地域住民の福利厚生、健康増進や研修のため、要望に応じて貸出等を行い、地域に貢献している。また、新アリーナ横の園芸療法施設（コミュニティガーデン、薬草園）は、生活機能療法学専攻の学生を対象に、平成 30(2019)年 5 月より園芸療法に関する授業の他、薬草等を活用した研究に活用している。

校地周辺に利用できる金融機関がなく、学生から ATM 設置の強い要望が寄せられていたことから、学内に ATM 設置のコンビニエンスストアを誘致し、平成 30(2018)年 9 月より営業している。

(ロ) 附属図書館（ラーニングcommons）

附属図書館（1階建 1,093 m²）は、入退館管理や図書館情報等の管理システムを備え、レファレンスコーナー（文献検索等問合せカウンター）、閲覧席、アクティブエリア、グループ学習室 2 室、情報検索コーナー、視聴覚ブース、LL 学習室等を配置している。グループ学習室及びアクティブエリアは館内ラーニングcommonsとし、館外ラーニングcommons「キャンパステラス」とともに、電子黒板や可動式テーブル等を配置してグループでの学修やディスカッション等の場として活用している。附属図書館及びキャンパステラスのいずれも無線 LAN 環境を備えており、これに対応した PC やプリンターを利用できる。【資料 2-5-3】【資料 2-5-4】。

附属図書館の所蔵数と利用状況を表 2-5-3 に示す。学生 1 人あたりの貸出冊数は 10.3 冊で、全国平均の 7.7 冊（平成 30 年度学術情報基盤実態調査）を上回っている。

附属図書館及びキャンパステラスは、館長を委員長とする熊本保健科学大学附属図書館運営委員会が運営している【資料 2-5-5】。附属図書館の開館時間は平日 9 時から 21 時、土曜は 9 時 30 分から 18 時である。学生からの要望を受け、国家試験直前にあたる 2 月は日曜祝日も開館している（9 時 30 分から 18 時）。スタッフは、館長のほか、司書 3 人と臨時職員 1 人、アルバイト（学生）を配置している。

表 2-5-3 資源と利用状況（平成 30 年度）

種類	所蔵数	利用状況	備考
図書	70,982 冊	貸出（学生）14,869 冊	教員・卒業生 2,895 冊
電子ブック	437 冊	貸出 561 冊	利用者区別不可
雑誌（冊子体）	958 誌	学生への貸出不可	
電子ジャーナル	3,365 誌	有料契約ダウンロード数 7,611 件(教員卒業生含む)	契約にてアクセス可能誌 フリーは除く

キャンパステラスの開室時間は平日 9 時から 19 時で、担当職員 1 人、アルバイト（学生）を配置している。学生や教職員を対象にラーニングcommons企画を展開しており、平成 30(2018)年度は学術研究会議との共同企画として「サイエンスカフェ」を開始した

【資料 2-5-6】。

附属図書館では、各セメスター開始時のオリエンテーション等で随時ガイダンスを実施するほか、各学科各学年、大学院、別科、研修生の学修・実習内容に合わせ、文献検索・著作権関連の講義及び演習を教員と連携し実施している【資料 2-5-7】。演習後の不明点などはその都度、レファレンスカウンターにて対応している。

学外来館者への閲覧・複写サービスや保護者への貸出も行っている。平成 30(2018)年度入館者数は、延べ 79,703 人（うち学外者は卒業生 1,533 人を含む 1,819 人）、キャンパステラスは延べ 21,700 人と、多くの学生や教職員、地域住民等に活用されている。

「熊本保健科学大学学術情報リポジトリ」では本学の教育・研究活動の成果を電子的に蓄積・保存・学内外へ無償公開している。

また、学生自らが選書に参加する選書ツアーや IT サポート、図書館専用 LINE@を通じた情報発信、イメージキャラクターを活用した利用促進活動を行っている。更なる利用促進のため、平成 30(2018)年度からは施設利用や企画参加にポイント制を導入した。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

校舎はすべてバリアフリー設計となっている。1 号館は平屋の円形校舎であり、多層構造である 2 号館及び 3 号館にはエレベーターを設置している。50 周年記念館の最前列及び最後列には車椅子用のエリアを設け、車椅子利用者の利便性を高めている。

新アリーナは、福祉避難所としての機能を備えている。停電時でも福祉避難所として問題なく機能できるように、非常用電源としてガス発電機を設置した。新アリーナ前の駐車場（第 4 駐車場）は、JR を利用する地域住民に 5 台分をパークアンドライド施設として開放している。

1 号館の屋根に 2,672 枚の太陽光パネルを設置し、エコキャンパスを実現すると共に、平成 22(2010)年 4 月 1 日より敷地内全面禁煙を実施し、教育環境を整えている。

本学では、「通学距離が片道 3km 以上でほかに通学の手段がない」など一定の条件下で自動車による通学を学生に許可しているが、JR 西里駅前に立地していることもあり、JR 通学者が多い。学科・専攻の増設による学生数の増加に伴い、JR 西里駅における朝夕の混雑が問題となっていた。JR 九州に対して環境改善及び安全確保を求めた結果、プラットホームの拡幅工事が行なわれ、平成 29(2017)年 3 月のダイヤより通学時間帯の列車が増便された。JR 西里駅からの通学路は、幅 6.5m の車道、幅 5m の歩道として整備し、街灯も設置したことにより、夜間でも安全な通行が可能となった。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

学内での演習・実習科目は、クラス規模は大きいですが、複数の教員が少人数グループを分担して指導する形態が組み入れられ、実質的な少人数対応となっているものがほとんどである【資料 2-5-8】。

講義科目のうち、「英語Ⅰ」「英語Ⅱ」「英語Ⅳ」は学科・学年ごとに 30 人前後の習熟度別 4 クラス体制で実施している。「基礎セミナー」「卒業研究」「課題研究」などは科目の性質上少人数編成が前提となっている。演習的な要素のある選択科目「カウンセリング技法」は、毎年多くの学生が選択するため、各学科を 2~3 クラスに分けて 40~60 人

のクラスサイズで実施している。

3 学科混成クラスで実施する選択科目は、複数科目を同一曜日・時限に開講すると共に、同一科目を複数のセメスターに配当して履修者の分散を図っている。しかし履修者数は必ずしも均等にならず、大規模クラスも生じている。履修希望者が講義室の収容人数を超えれば学務課で抽選を行うが、395人を収容可能な50周年記念館が竣工した平成23(2011)年以降、抽選を要したのは平成27(2015)年度の1科目のみである。なお、平成30(2018)年度は、151～200人規模が1クラス、201～250人規模が4クラス、251～300人規模が1クラス、301～350人規模が3クラスであった。担当教員から要望があればSAを配置し、提出物の並べ替えや出欠確認などのサポートを行っている。

(3)2-5の改善・向上方策（将来計画）

施設設備の維持管理に関しては、学生規模の増加に伴い大学敷地が手狭になってきている現状を踏まえ、キャンパスの拡張・整備を推進する。レストラン及び図書館スペースを拡充するため、令和元(2019)年度には旧アリーナを転用する改装工事に着手する。また、新アリーナに隣接する園芸療法用ガーデンの管理担当者を地域農業者から雇用すると共に、栽培した作物等の商品化を目指した開発等を計画している。

図書館に関しては、令和3(2021)年度に館外ラーニングコモンズ「キャンパステラス」とアカデミックスキルラボが一体化した総合図書館としてのリニューアルに向け、リニューアル後の館内の間取り、什器、設備等のイメージを図書館運営委員会で協議・審議していく。また、学術雑誌の紙媒体購入から、徐々に論文単位でのダウンロードサービスへの転換を図り、質の高い研究を目指す教員、研究員、大学院の研究をサポートする。蔵書に関しても紙媒体とデジタルコンテンツのバランスを配慮しながら医療系学部の図書館としての充実を図る。更に、卒業生、実習関連施設、連携病院等の医療スタッフ支援として、入館手続きの簡素化等、サービス向上を図る。学生からの人気が高い図書館のイメージキャラクター「クマホのホカボンとホカじい」をデザインした図書貸し出し用バックを作成・活用することで、読書の促進に役立てる。

クラスサイズについては、学科混成の教養選択科目において若干ではあるが300人超のクラスが生じていることから、授業の性質と教育効果を考慮し、時間割編成やSA活用を含めて多方面から対策を講じていく。

2-6 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1)2-6の自己判定

基準項目2-6を満たしている。

(2)2-6の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修支援に関する学生の意見・要望を受ける窓口として、スモールグループ担任、授業を担当する専任教員、学生相談・修学サポートセンター、保健室、IR推進委員会及び学務課が機能している。

スモールグループ担任は、学生の意見・要望を受け、学生生活全般について相談に応じるほか、必要に応じて関係部署と情報を共有する。授業を担当する専任教員はオフィスアワーを学生に周知しており、学生の質問・相談に応じている。

学生相談・修学サポートセンター及び保健室では、学生からの相談内容に応じて学修支援が必要と判断される場合には関係部署と情報を共有し、対応に繋げている。

学生から教職員に対面的に伝える以外に、学修環境に関する要望、意見をくみ上げるシステムとしては、意見箱「学長直行便」への投書がある【資料 2-6-1】。意見箱は開学時に設置し、投書は定期的に回収（平成 30(2018)年度は 0 件）している。また、学友会は学生の意見を広く集約するための「目安箱」を設けている。「目安箱」に寄せられた要望や意見は、学友会の毎月の役員会を通じて学生委員会へ伝えられる。平成 30(2018)年度の意見の数は 55 件で、学生を中心とした改善の仕組みが充実してきている【資料 2-6-2】。

IR推進委員会では、2～4 年次生を対象に実施している学修行動調査を通して、学修支援に関する学生の意見・要望の把握を行うとともに、教育環境の改善に向けた学生インタビューを行っている【資料 2-6-3】。学修行動調査の結果は、IR推進委員会より大学運営協議会に報告し、改善が必要とされる事項については関係部署で検討の上、学内用 Web 掲示板により回答を公表している。平成 30(2018)年度は「学生と学長の意見交換会」を開催し、回答について学生代表との質疑応答の場を設けた。また、平成 30(2018)年度は国家試験対策委員会と協働で国家試験対策をテーマにした学生インタビューを行い、各学科・専攻の国家試験対策に関する学生の意見・要望を聴取するとともに、情報共有を図った【資料 2-6-4】。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

心身に関する健康相談、経済的支援等の学生生活に関する学生の意見・要望を受ける窓口として、スモールグループ担任、学生相談・修学サポートセンター、保健室及び保健室委員会、学生委員会、IR推進委員会、学務課が機能している。

先述の如く、スモールグループ担任は、学生の意見・要望を受け、学生生活全般について相談に応じるほか、必要に応じて関係部署と情報を共有する。

学生相談・修学サポートセンター及び保健室では、相談内容に応じて関係部署と情報を共有し、対応に繋げている。平成 30(2018)年度に在学年次の途中で、修学支援を申し出た学生は 8 人（聴覚障害 1 人、病弱・虚弱 3 人、精神疾患 4 人）おり、相談から学修支援に結びついている。

学生委員会では、学友会執行部や学生相談・修学サポートセンターと連携して、学生生活に関する学生の意見・要望を把握し、分析・検討する体制の整備に常時努めている。この点に関連して、学生委員会では平成 30(2018)年度に、本学学生の生活実態の把握を

目的に、全学生対象の「学生生活実態調査」を実施した。この調査により、学生の経済状況、アルバイト、健康状態等を把握し、結果は学生委員会を通して全学で共有されるとともに、大学運営協議会に報告された。更に、分析結果の一部は、毎月発行している熊本保健科学大学 News Letter「学長のコラム」において「学生生活実態調査で知り得たこと」として紹介され、全教職員に配信された【資料 2-6-5】。

IR 推進委員会が実施している先述の「学修行動調査」の項目には、大学の経済支援等の諸制度や学生支援、相談体制に関するものが含まれている。このアンケートによって、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握を行なっている。

学務課に学生担当職員を配置していること、事務室カウンターがオープンな構造となっていることもあって、職員と学生のコミュニケーションは比較的密接である。そのため、学生サービスに対する学生の意見はくみ上げやすくなっている。学務課は各種奨学金制度の担当窓口であるため、経済支援に関する学生からの相談窓口としても機能している。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修環境に関する学生の意見・要望を受ける窓口として、スモールグループ担任、科目担当者、FD 推進委員会、学生委員会、IR 推進委員会、学務課の他、前述の「学長直行便」や「目安箱」が機能している。これらを通じて寄せられた学生の意見・要望は学務課に集約され、必要に応じ担当部署が対応する体制が整えられている。

更に、IR 推進委員会が実施している先述の「学修行動調査」（特に自由記述部分）や学生インタビュー、卒業前の4年次の学生を対象とした「卒業時アンケート」、FD 推進委員会が実施している「FD アンケート（全般型）」を通じて、学修環境に関する学生の意見・要望を把握している【資料 2-6-6】。

これらの調査を通じて得られた学生の意見・要望は担当部署で検討し、学修環境の整備に活用している。これまでに、学内 Wi-Fi 提供エリアを順次拡大しているほか、ATM 設置のコンビニエンスストアの誘致などを行っている。また、令和元(2019)年度下半期から着工予定のレストラン拡張にあたっては、アンケート調査を通して学生の意見を聴取し、計画立案に反映している。

(3)2-6 の改善・向上方策（将来計画）

学生の意見・要望については、様々な窓口を設けて「いつでもどこでもどのような相談にも」対応できる体制が整えられているが、学生の要望に対して、対応の可否も含めてより迅速かつ的確にフィードバックしていく。

また、学生の意見のくみ上げが学長直行便から学友会の目安箱に移行している現状を受け、学友会役員を通じて挙げられる学生の意見・要望への対応について、今後も学生委員会において随時、検討を行っていくと共に、学生委員会と学友会との教職学連携をこれまで以上に深め、改善へ円滑に繋げるための体制を構築する。

【基準 2 の自己評価】

本学の学生の学修支援体制は、スモールグループ担任制、TA、学生相談・修学支援センター、ピア・サポート体制、リメディアル教育等により概ね整備されている。入学前の通信型と入学後の講義型の 2 種類のリメディアル教育やスモールグループ担任制による学修支援体制、意欲的な学生を支援する課外クラス、個々の科目についての質問などを受けるオフィスアワーなどが機能しており、これらを継続し更に充実させるのが適当である。また、学修支援は、学修意欲の高い学生から学修の動機づけが弱い学生まで等しく考慮されるべきである。この点を踏まえて、広範で柔軟な学修支援体制を整えている。学修方法や習慣などを含めて支援し、成績不振者に話しやすい相談相手を提供する仕組みとして、学修相談室「スタディ・サポート・カフェ」、学生相談・修学サポートセンター、ピア・サポート制度などが複合的に機能している。本学では、学生に対する経済的支援も充実しており、本学独自の一般奨学制度や化血研奨学金制度に加えて、令和元(2019)年からは、優秀な学生を確保するために、入試前予約型奨学制度を新たに導入している。

学生の学修環境改善の要望をくみ上げるシステムは、単一でなく複線的、多重的に構成されており、一定の機能を果たしている。平成 30(2018)年 9 月には、コンビニエンスストアや銀行を設置して欲しいという学生からの強い要望に応じて、学内に LAWSON が開店し、公共料金収納サービスやチケット購入などの各種サービスの提供に加え、商品の品揃えも拡充された。また、銀行 ATM も設置され、学生や教職員にとって利便性が大幅に向上している。

学生の安心かつ安全な学修環境を確保するための体制も整備されている。学務課職員及び学生委員会委員、学生相談・修学サポートセンターの教職員、各スモールグループ担任は、それぞれの持ち場で常に気を配り、学生を多面的に支援する体制を整えている。学友会組織も積極的に活動しており、学生と教職員を連携させるこうしたシステムが、本学のような小規模の大学で相互補完的に機能している点は優れた点であるといえる。このシステムは関係者の不断の努力によって維持されているものであり、注意や努力を怠れば形骸化してしまう可能性があることを常に認識しておかなければならない。

大学院生に対する学修支援体制についても整備されている。夜間も使用できる大学院生室を用意し、個々の大学院生に対して PC を配備することで、学修に専念できる環境を整備している。また、授業に関しても、可能な限り大学院生の希望を聞き、場合により夜間、土日、集中講義等を開講することによって社会人大学院生の履修への配慮を行っている。

基準 3. 教育課程

3-1 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

熊本保健科学大学（以下「本学」という。）では、建学の精神、基本理念及び教育目標を踏まえ、既に策定していた学部の中の三つのポリシーを教育改革推進会議の下で見直し、平成 28(2016)年度に学部及び学科・専攻のディプロマポリシーを策定した。

このディプロマポリシーは、アドミッションポリシー、カリキュラムポリシーとともに、本学公式ホームページ（以下「ホームページ」という。）、「大学案内」「学生便覧」等で公開し周知している【資料 1-2-4】。

また、学部及び学科・専攻のディプロマポリシー策定に併せて、研究科においても、ディプロマポリシーを含む三つのポリシーを策定した。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

学部及び学科・専攻のディプロマポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準は「熊本保健科学大学学修規程」（以下「学修規程」という。）として策定し、「学生便覧」により学生に周知している【資料 3-1-1】。

「学生便覧」には、教育目標やディプロマポリシーだけでなく、学科・専攻の「求める学生像」、カリキュラムポリシー、カリキュラムマップ及び科目ナンバーを示している。これにより、入学後に履修する科目間のつながりや順次性、科目とディプロマポリシーとの関連を明確にし、個々の科目の単位認定がディプロマポリシーの達成に繋がっていく流れを学生が捉えられるよう工夫している。

また、個々の科目における学修評価・単位認定の方法（成績評価）は、科目責任者がシラバスに「General Instructional Objective : GIO（一般目標）」「Specific Behavioral Objectives : SBO（個別到達目標）」と共に示し、学生に周知している【資料 3-1-2】。

大学院の修了認定基準は、熊本保健科学大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）、熊本保健科学大学学位規程（以下「学位規程」という。）として策定し、「学生便覧」により学生に周知している。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

単位認定基準、進級基準、卒業認定基準は、学修規程に基づき厳正に適用している【資

料 3-1-1】。また、厳正な単位認定を担保するため、Semesterごとに 15 週の授業に加え定期試験の日程を確保し、授業暦に明示している【資料 3-1-3】。

(イ) 成績評価による単位の認定

成績評価による単位の認定は、学修規程第 2～12 条の 2 の定めに従い、科目の履修と、シラバスに記載している「成績評価」により行っている。

履修の成立要件を厳正に適用するため、授業への出席状況には教職員側も常に注意を払っており、出席の記録を徹底している。出席に関する情報は Web ポータルシステムで管理しており、学生は自分自身の出席状況を常時照会できる。

科目責任者は、定期試験・終了試験等の実施に先立ち、履修要件を満たしていない受講者氏名を学務課に報告し、当該学生を成績評価の対象から除外している。

科目の学修成果は、授業内容・形態に応じて、筆記試験、実技試験、レポート、授業への参加状況、実習記録などを用いて多面的に評価している。

成績評価の方法は、当該科目の各評価手段の比率、個別到達目標ごとの評価比率をシラバスに示し、厳正に適用している。また、学外実習や「基礎セミナー」「卒業研究」をはじめとする一部の科目において、ルーブリック評価法を導入している。【資料 F-12】

学修の評価のために行う試験は、定期試験、終了試験、追試験及び再試験としている。定期試験は各Semesterの期末に期間を定めて行う。また、定期試験の代わりに、講義（演習を含む）・実習などの終了時に、科目責任者の判断で終了試験を行うこともできる。やむを得ない理由により定期試験・終了試験を受験できなかった場合には、追試験が受けられるよう配慮している。

学修の評価が不合格となった者に対しては、科目責任者が必要と認めた場合、再試験を行うことができる。

学修の評価は、評点を 100 点満点とし、AA (90 点以上)、A (89～80 点)、B (79～70 点)、C (69～60 点)、D (59 点以下) の評語をもって表し、AA、A、B 及び C を合格とする（学則第 32 条）。それぞれの評価の意味は、「AA：一般目標を十分に達成し、きわめて優秀な成果をおさめている」「A：一般目標を十分に達成している」「B：一般目標を達成している」「C：一般目標を最低限達成している」「D：一般目標を達成していないので更に勉強が必要である」としている【資料 3-1-4】。

確定成績の開示後、2 週間の「不服申立て」期間を設けることで、公平・公正な評価を担保している【資料 3-1-5】。平成 30(2018)年度の不服申立てはなかった。

学修規程第 16 条の定めに従い、連続した 3 Semester にわたって GPA が基準値(1.50)を下回った場合は、学部長が退学を勧告できることとしている。

(ロ) 本学以外での学修による単位の認定

本学以外での学修による単位の認定は、学則第 33～35 条の定めに従い、「学生便覧」に示す手続きにより行っており、教務委員会の上申を受け教授会で審議・認定している。

学則第 33 条に定める他の大学などとの協議に基づく単位の認定については、放送大学との単位互換協定を結んでいるが、平成 30(2018)年度の時点で実績はない。

学則第 33 条の 2 に定める検定試験の成績による単位の認定については、TOEIC 公開

試験または本学で実施する TOEIC-IP 試験においてスコア 500 点以上を取得し、単位の認定を希望する学生に対し、1 年次開講の「英語 I」または「英語 II」（必修 1 単位）の単位を認定している。また、本学短期留学プログラムにより ELS の所定のコースを "Pass" の評価をもって修了した学生には届出により選択科目の「英語 V」「英語 VI」「英語 VII」のいずれかの単位を認定している。

学則第 35 条に定める入学前の既修得単位の認定については、医療専門職育成の教育課程であることから、専門科目の認定に至る事例は少なく、ほとんどが教養科目としての認定である。なお、学部において転学科を許可された学生に対しても、転学科の前後で共通する開講科目について既修得単位を認定している【資料 F-3】。

表 3-1-1 本学以外での学修による単位認定状況

年度	区分					備考
	TOEIC スコアによる認定		短期海外留学	左記以外の既修得単位		
	英語 I	英語 II	英語 V・VI・VII	対象者数	認定単位数	
2014	0	1		0	0	
2015	0	0		1	29	転学科
2016	1	0		1	34	転学科
2017	0	1		1	8	
2018	0	1	13	0	0	

(ハ) 進級要件

進級要件は学修規程第 13 条に定めている。教養科目を除き、各年次に配当される必修科目に未履修がないこと、必修科目のうち未修得の科目数と単位数が基準以下であることが、学科及び専攻に共通の要件となっている。

年度末には、学科会議で作成された進級判定案を教授会で審議し、進級の可否を決定している。原級に留め置かれることが決定した学生については、直ちに保護者へ文書で通知し、三者面談を実施して今後の方向性を確認している。

また、GPA が複数の Semester で連続して一定の基準に満たない場合は、スモールグループ担任と共に学科長または専攻長、学部長との面談による学修指導、生活指導を行っている。

(ニ) 卒業要件

卒業要件は学則第 44 条及び学修規程第 15 条に定めている【資料 F-3】【資料 3-1-1】。学科会議で作成された卒業認定案を教授会で審議し、教授会の議を経て学長が卒業を認定している。GPA の優秀な学生は、卒業時に学長表彰の対象となる。

(ホ) 学士教育課程以外での単位認定

研究科においては、単位認定基準、修了認定基準は、学則及び学位規程に基づき厳正に適用している【資料 3-1-6】。また、厳正な単位認定を担保するため、Semester ごとに 15 週の授業日程を確保し、授業暦に明示している【資料 3-1-3】

成績評価による単位の認定は、学則第 25 条及び第 26 条に従い、シラバスに記載して

いる「成績評価」により行っている。

科目の学修成果は、授業内容・形態に応じて、授業への参加状況、レポート、プレゼンテーション、ディスカッションなどを用いて多面的に評価している。なお、eラーニングによる授業では、受講履歴の確認と課題レポートの提出により履修の確認を行っている。

修了要件は、大学院学則 第38条【資料 F-3】及び「熊本保健科学大学学位規程」【資料 3-1-6】に定めている。

修了の認定は、2年以上在学して所定の単位を取得し、研究指導を受け、修士論文の審査及び最終試験に合格した者について、大学院研究科委員会の議を経て学長が行っている。なお、本学大学院では社会人学生が多いため、長期履修制度を活用し、3年間で修了する学生も多い。

修士論文及び最終試験の審査は、大学院研究科委員会の構成員かつ研究指導資格を有する教員を含む、3人以上からなる審査委員会で行っている。研究科委員会は審査委員会の審査結果を踏まえて学位授与について審議し、結果を学長に報告する。【資料 3-1-7】。

助産別科及びキャリア教育研修センター認定看護師教育課程においても、「助産別科規程」及び「キャリア教育研修センター認定看護師教育課程規則」に従って単位の認定及び修了認定を厳正に行っている。

(3)3-1 の改善・向上方策（将来計画）

すべての科目について授業計画や成績評価基準をシラバスにおいて示しているが、成績評価の結果を分析し、より客観的な評価の実施に努める。これに加えて、熊本保健科学大学の卒業生のブランド力を高めるために、成績評価基準のより厳格な適用がなされるよう、教員間の認識を共有して必要がある。単位の認定、進級・卒業・修了要件については、学修規程に沿って円滑に実施されており、今後も適切に学修規程を運用すると共に、必要に応じて規程の見直しを行っていく。

平成 24(2012)年の中央教育審議会答申において、個々の授業における学修成果の公平で客観的な評価法としてルーブリックによる評価法の導入が提言されており、本学においても、学外実習、卒業研究、課題レポートについてルーブリック評価法の導入を全学的に開始している。しかし、教員間で様式が統一されておらず、学生にとって分かりにくい可能性がある。これらの解消のためにある程度の様式の統一を図り、学生にとって分かりやすいルーブリックへの改善を進める。

リハビリテーション学科各専攻（理学療法学専攻、生活機能療法学専攻、言語聴覚学専攻）において、指定規則変更（理学療法学専攻・生活機能療法学専攻）やコアカリキュラム策定（言語聴覚学専攻）に合わせたカリキュラム改定が行われ、令和 2(2020)年度入学生からの新カリキュラム案がほぼ決定した。この新カリキュラム案の実施に向けた準備を遅滞なく行っていく。

3-2 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

ディプロマポリシーと同様に、建学の精神、基本理念及び教育目標を踏まえ、既に策定していた学部の三つのポリシーを教育改革推進会議の下で見直し、平成 28(2016)年度に学部及び学科・専攻のカリキュラムポリシーを策定した。このカリキュラムポリシーは、ディプロマポリシー、アドミッションポリシーと共に本学公式ホームページ（以下「ホームページ」という。）、「学生便覧」等で公開し周知している【資料 3-2-1】。

本学では、医療専門職者の育成について定めた学校養成所指定規則（文部科学省令、厚生労働省令）の基準に従いつつ、本学の編成方針のもとで教育課程を構想している。その編成方針は、平成 14(2002)年の大学設置申請の折に「大学等の設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由を記載した書類」【資料 1-1-1】として提出した「教育課程の編成方針」を継承しており、新たな学科などの設置やカリキュラムの改定においても、これを踏まえている。

また、学部及び学科・専攻のカリキュラムポリシー策定に併せて、研究科においてもカリキュラムポリシーを含む三つのポリシーを策定した。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

学部では、卒業までの履修科目や順次性及びそれらの関連性について、授業科目別履修単位一覧及びカリキュラムマップに示している。カリキュラムマップには各科目とディプロマポリシーとの関連性を明示することで、カリキュラムポリシーとディプロマポリシーとの一貫性を可視化している【資料3-2-2】。

研究科では、入学前から研究指導教員と面談を行い、ディプロマポリシーに定める高度専門職業人としての資質を涵養する履修計画を作成する。これにより、カリキュラムポリシーとディプロマポリシーとの一貫性を担保している【資料 3-2-3】。

助産別科における助産師基礎教育の教育課程編成・実施の方針は、文部科学省令および厚生労働省令の基準である「平成 23(2011)年保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部改正カリキュラム」及び「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン(2016)」を踏まえて策定しており、規定の単位を取得することにより到達目標が達成されるよう組み立てられている。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

本学の教育課程は、教養科目と専門科目（保健科学基幹科目、専門基礎科目、専門科

目)により構成している。このうち、教養科目と保健科学基幹科目は学部の全学科を対象として開講されるため、共通科目と位置づけている。なお、保健科学基幹科目は、指定規則の分類上は専門基礎科目に含まれる。

(イ) 教育課程の体系的編成

教育課程を体系的に編成するにあたり、カリキュラムマップの体系に沿って、本学で開講されているすべての科目にナンバリングを行い、科目の分野、学修段階（レベル）や履修順序を、授業科目別履修単位一覧及びシラバスに明示している。

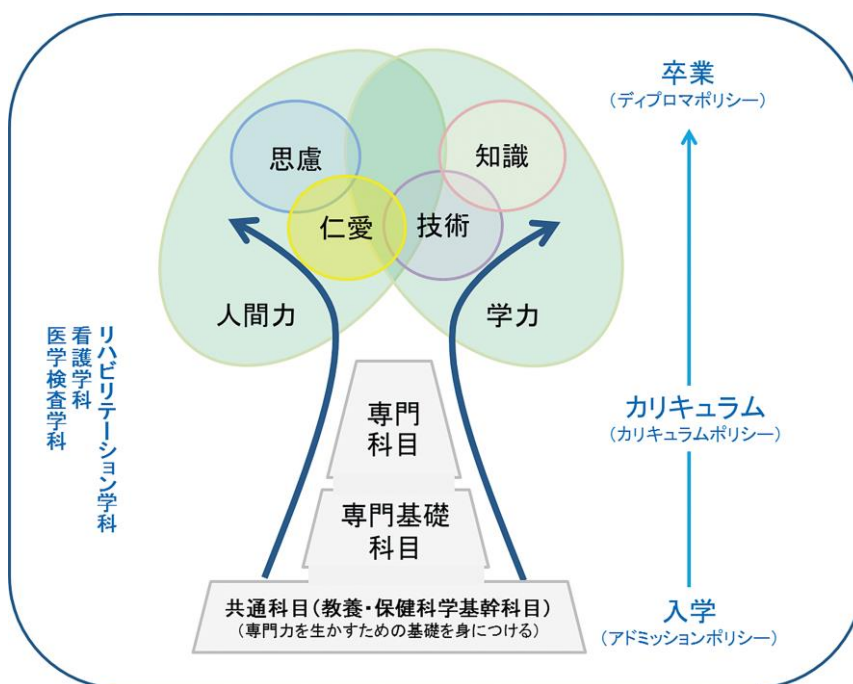


図 3-2-1 社会に求められる人材を輩出する教育システム

図3-2-1は、入学から卒業までの教育課程を木（Tree）で表現したものである。木を支える根は共通科目（教養科目及び保健科学基幹科目）であり、幹である専門基礎科目と専門科目につながる。幹は、根から基礎力を吸収して専門力を蓄えながら成長し、学力や人間力という葉をつけ、「知識」「技術」「思慮」「仁愛」という実をつける。

具体的には、学生は初年次に教養科目と保健科学基幹科目を中心に学び、人と関わるための基礎力を培う。続いて2年次には専門科目、3年次以降にはより高度な専門科目である長期間の学外（臨地・臨床）実習を通して知識と技術を統合する。最終学年である4年次には卒業研究などの科目を学び、専門職としての問題探求力を身につけ、研究マインドを涵養する。こうしたカリキュラムに加え、ボランティア活動、クラブ活動、短期海外研修・留学などの課外活動を通して、学生は人間力を磨いて卒業する。

本学で身につけるこれらの力を、熊本大生到達目標として示している。【資料3-2-4】

なお、教育課程を構成する科目がディプロマポリシー及びカリキュラムポリシーと整合した内容であることを担保するために、シラバスはすべての科目について共通のチェックシートに基づき作成している【資料3-2-5】。チェックシートでは、到達目標と授業

計画の妥当性、準備学習の明示などを確認項目としている。更に、成績評価について、総合評価比率に加え、個別到達目標ごとの評価手段と評価比率を明示している。

学部における開講科目の単位数は、表 3-2-1 に示すとおりである。

表 3-2-1 平成 31(2019)年度保健科学部教育課程の編成（開講科目の単位数）

カリキュラム (平成 31 年度入学者適用)	必修/選択	教養	専門			合計	総計
		共通		学科・専攻別			
		教養科目	保健科学 基幹科目	専門基礎 科目	専門科目		
医学検査学科	必修	12	5	26	59	102	160
	選択	34	3	6	15	58	
	卒業要件	26 以上	35 以上		66 以上	127 以上	
看護学科	必修	12	5	18	74	109	167
	選択	34	3	3	18	58	
	卒業要件	26 以上	25 以上		76 以上	127 以上	
リハビリテーション学科 (理学療法専攻)	必修	12	5	30	60	107	156
	選択	34	3	5	7	49	
	卒業要件	26 以上	37 以上		64 以上	127 以上	
リハビリテーション学科 (生活機能療法専攻)	必修	12	5	30	58	105	163
	選択	34	3	5	16	58	
	卒業要件	26 以上	37 以上		64 以上	127 以上	
リハビリテーション学科 (言語聴覚専攻)	必修	12	5	28	58	103	152
	選択	34	3	2	10	49	
	卒業要件	26 以上	35 以上		66 以上	127 以上	

卒業年次を除き、各年次履修登録できる単位数は 48 単位以下としている。ただし、前の学年までの全科目の通算 GPA が 3.5 以上の学生については、この制限を適用しないこととし、学生の成績状況に合わせて緩和させている【資料 3-1-1】。

(ロ) 教育課程編成上の特色

本学では、保健医療分野に特化しつつも幅広い視野を持つ多様な人材を育成するために、以下の科目やプログラムを設けている。

保健医療分野でのニーズを踏まえ、チーム医療に貢献する人材の育成を念頭に、他職種への理解を深めるための科目を開講している。保健科学基幹科目においては「チーム医療演習」を必修とするとともに、「臨床検査概論」「看護学概論」「リハビリテーション概論」の中から、所属学科以外の概論を選択させている。また、リハビリテーション学科の専門基礎科目においては、「理学療法概論」「作業療法概論」「言語聴覚学概論」の中から、所属専攻以外の概論を選択させている。

また、臨床検査技師、看護師、保健師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士以外に表 3-2-2 に示す資格取得を可能とする教育課程により、卒業後の活躍の場を拡げている。

表 3-2-2 取得可能なその他の資格

医学検査学科	食品衛生管理者（任用資格） 食品衛生監視員（任用資格）
看護学科	養護教諭 2 種免許

	衛生管理者免許（保健師免許の取得が前提）
リハビリテーション学科	初級障害者スポーツ指導員 (理学療法学専攻及び生活機能療法学専攻)

更に、保健科学基幹科目においては、文部科学省の大学間連携共同教育推進事業「減災型地域社会のリーダー養成プログラム」に対応した選択科目「災害時における保健医療」を開講している。この科目を修得することにより、防災士受験資格の取得が可能である。

(ハ) 学士教育課程以外の編成

研究科においては、教育目的を達成するために、教育課程は共通科目、専門科目の臨床検査領域、リハビリテーション領域に分かれている【資料 F-3】。

共通科目は主に1年次に履修する。両領域の研究の基礎となるべき知識や考え方、生命の尊厳や保健・医療に対する倫理観・責任感を持ち、他の医療専門職と緊密に連携・協力ができる人材を養成するための基本教育と位置づけ、必修科目である「保健学研究論」を含む7科目を設置している。

専門科目の臨床検査領域では、検査結果から初期の段階で病気の兆候を把握し、疾患の予測ができる能力を持ち、病気の予防及び早期の治療開始に寄与できる医療人を養成するため、必修科目である「臨床検査診断学特論」を含む7科目の講義及び臨床検査施設での実習並びに研究指導を配置している。

専門科目のリハビリテーション領域では、リハビリテーションに関する知識・技術能力を高め、身体機能回復の促進、健康保持・増進や QOL 向上のための高度な専門性を身につけた人材の養成、並びに地域リハビリテーションの充実を図る指導者養成のために、必修科目である「地域リハビリテーション概論」を含む8科目の講義及び臨床施設での実習並びに研究指導を配置している。

助産別科においては、主体的に助産ケアを実践できる助産師および地域で求められる助産師を育成するための基本教育と位置づけ、表 3-3-3 に示すように、必修科目である5科目を設置し、基礎助産学と地域母子保健は、看護師等養成所の運営に関するガイドラインより1単位ずつ増やしている。また、時代の要請に対応し生殖医療と生命倫理、および母子関係援助論の2単位から一つを選択科目として配置している。

表 3-3-3 平成 31(2019)年度 助産別科教育課程の編成

必修/選択	基礎助産学	助産診断・技術学	地域母子保健	助産管理	助産学実習	合計
必修	7	8	2	2	11	30
選択	2					2
修了要件	必修 30 単位以上 + 選択 1 単位以上 = 31 単位以上					

キャリア教育研修センター（認定看護師教育課程）における教育課程の編成は、日本看護協会が策定する認定看護師教育課程に準じている。

3-2-④ 教養教育の実施

人間形成のための教養教育は、学士課程教育の全般を通じて実施されるべきものである。事実、学士課程における専門分野の教育を通じて、様々な仕方で、人間や社会、環境、文化に対する洞察力や批判力、協調性、課題探求能力などが訓練されていく。そうした意味において、教養科目のみが教養教育を担保するものではない。

本学の教養科目は、学士課程教育への導入としての初年次教育を含みつつ、体系的に構築された専門分野の諸科目と相補的に学士課程教育の一環を担う。これにより、幅広く深い教養、汎用的技能、自律し他者と協働できる社会性を有し、生涯学習の基盤を備えた人材を育成する。

教養教育における開講科目は、学科・専攻の学外（臨地・臨床）実習期間との関係などを考慮して配置している。初年次教育にあたる科目を含む性格上、配当が低学年に偏る傾向はあるが、看護学科とリハビリテーション学科言語聴覚学専攻を例外として全学年に配当しており、学士課程の学びを担保している。

(イ) 教養科目の編成

教養科目は、以下の方針のもとで「コモン・ベーシックス」「人文科学」「社会科学」「自然科学」「コミュニケーションの技法」の5中区分によって編成している。

- (1) 伝統的な学問が培ってきた「問題の捉え方」を学ばせるために、人文科学、社会科学、自然科学それぞれの基礎に相当する諸科目を選択科目として設定し、中区分ごとに最低1科目は修得させる。
- (2) 医療専門職者に必要な汎用的技能として、少なくとも一つの外国語の実践的な力と、現代社会が要請する情報リテラシーを備え、学修や研究に総合的に活用できるようになることを目指す必修科目を設定する。
- (3) コミュニケーションスキルの基礎を学ぶ科目を設定すると共に、多岐にわたる学びのための基盤を整えるトレーニングを初年次の必修科目として位置づけることで、後期中等教育から高等教育へと円滑に移行させる。
- (4) 教養科目を全学年に配置することにより、全学年を通じて継続的に教養科目を学ぶ機会をつくと共に、教養科目を学ぶことの意味について理解の深化を促し、豊かな人間性を涵養する。

初年次教育における科目構成は一定の成果を上げてきたが、2年次進級により科目の断絶が生じ、それまでの学びが実践的スキルとして定着しているとは言い難い状況にあった。そこで、平成31(2019)年度入学者より、専門科目の比重が高まる2年次にかけて継続するコア・プログラムとして、「アカデミックスキルⅠ（入門）」（必修・2単位・30時間）、「アカデミックスキルⅡ（基礎）」（必修・2単位・30時間）、「アカデミックスキルⅢ（応用）」（必修・1単位・30時間）を配当することとした。これにより体系的にレポートやプレゼンテーションに関する学びを深め、専門教育への橋渡しを図る。更に「スキルアップセミナー」（選択・1単位・15時間）を配当し、「アカデミックスキルⅢ（応用）」までの学びを学生各々の専門分野における知的生産へと応用させる。

(ロ) 教養教育の運営体制

学部に通教教育センターを設置し、教員の加算定員（令和元(2019)年5月1日現在で16人）のうち半数を目処として共通教育センターに専任教員を配置している。また、事務担当として嘱託職員を配置している。

共通教育センターでは、「熊本保健科学大学共通教育センター規程」【資料 3-2-6】に則り、共通科目に関する年間計画の策定、自己点検・評価及び改善、予算及び決算などについて、必要な事項を審議し、実施している。

教養科目は専門科目に比べて非常勤講師の比率が高い。このため、概ね中区分に応じて各科目のコーディネーター担当者を決めている。非常勤講師への本学の教育方針の説明や教育内容の協議などについても、学務課と共に対応している。特に「英語」は少人数クラス編成であることから担当教員数が多いため、「英語」担当者間の情報共有を目的として情報交換会を毎年開催している。

30人程度の専任教員配置が必要な初年次の「基礎セミナー」については、原則として専任教員が少なくとも2年に1回は担当する職務として位置づけ、全学的な協力のもとに運営している。担当依頼、実施要領の説明、各種連絡など、共通教育センターに事務局を置き、効果的に実施している。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

本学では、学長を議長とする教育改革推進会議で提起された事案について、学部長を委員長とする教育方法改革委員会にて検討を進めている。教育方法改革委員会は、原則として月1回の定例会議を開催し、アクティブ・ラーニングの浸透、アクティブ・ラーニング事例集の作成、アクティブ・ラーニングワークショップの開催、そこから派生したピアレビュー、ルーブリックのシラバスへの明記などを行ってきた【資料 3-2-7】【資料 3-2-8】。以下に、本学の教授方法の工夫について述べる。

(イ) 共通科目（教養科目・保健科学基幹科目）での工夫

同じ医療職とはいえ、臨床検査技師、看護師・保健師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士では、様々な点で職業上の性向が異なり、それぞれの職業を志向する学生の気質にも違いが感じられる。共通科目の運営においては、学科及び専攻の異なる学生が互いに交流を深め、チーム医療に有用な資質を涵養するよう、一部の科目を学科混成のクラス編成とするなど、他学科の学生と共に学ぶ工夫をしている。その中でも全学的な取組みとなるのが、1年次前期に開講している必修科目「基礎セミナー」と4年次後期に開講している必修科目「チーム医療演習」である。

「基礎セミナー」では、学生同士が交流を深め、かつ教員のフォローが行き届くよう、1セミナー12人前後の少人数編成とし、編成はテーマの希望状況を考慮しつつ学科が均等になるよう調整している。学生は、多彩なテーマのいずれかに沿って、①問題のありかを探る、②必要な資料を収集する、③討論を重ねる、④課題発表する、⑤レポートにまとめる、といった基本的な学びのスキルを身に付けると共に、互いに交流を深めていく【資料 3-2-9】。セミナーの中では、資料収集のトレーニングの一環として、図書館スタッフによる文献検索演習1コマも組み込んでいる。セミナーの実施にあたっては、学

外での活動も可能なように、時間割編成上、午後の時間帯を3限から5限まで連続で使用できるようにしている。セミナーの最終回は、学生が主体となって運営する合同発表会とし、各セミナーの成果を互いに披露している。合同発表会終了時に実施している受講者アンケートでは、学科の枠を超えた交流について例年高い評価が得られている【資料3-2-10】。「基礎セミナー」の成績評価にはルーブリックを導入し、評価の明確化を図っている。このルーブリックは、共通の雛形をもとに各担当教員が作成しており、「基礎セミナー」の目的が成績評価においても共有されるよう配慮している。また、多彩なテーマで開講されることを考慮し、全セミナーの概要と担当教員のオフィスアワー、修得すべきスキルなどを記載した「基礎セミナー学修サポートブック」を作成し、学生及び担当教員に配付している。更に、各セミナーにおける取り組みの工夫を「実践事例集」として年度ごとに蓄積し、担当教員の参考に供している。

1年次前期の「基礎セミナー」と対を成す科目が4年次後期の「チーム医療演習」である。この授業は、それぞれの専門科目である長期の学外実習を終えた3学科の学生が、12人程度のチームを組んで専門領域横断型の演習を行うことにより、対象へのアプローチについて相互理解を深め、臨床の場でチーム医療を実践できる資質を涵養することを目的としている。このように、本学では開学時よりチーム医療を念頭に置いて共通科目を編成している。

(p) 学科別専門科目（演習・実習）での工夫

医学検査学科

「検査機器学」（1年次前期）

主要な臨床検査分野で使用される共通機器の原理、使用方法などの講義・演習に加え、少人数に分かれて病院検査室を訪問し、臨床検査技師の実際の業務や体験談を見聞する機会を設けることで、将来へのモチベーションを向上させる一助としている。更に、学内実習、臨地実習にあたっての心構えなども講義内容に含めることで、その後の修学をスムーズに進められるようにしている。

「学内実習」（1年次後期から3年次後期）

同一の科目を毎日連続して学ぶ集中実習形式を取り入れている。これにより、学生は科目の予習、復習、理解を連続して行うことができる。また、実習科目の開講順について、基礎的な科目の学修を踏まえて次の科目へ進むよう配慮することで、体系的な知識修得が可能となる（「化学実習」→「生化学実習」→「臨床化学検査学実習」、「解剖学実習」→「病理検査学実習」、「生理学実習」→「生理検査学実習」など）。

「臨地実習」（3年次後期）

学外において47日間の実習を実施している。実習開始前に、約1週間の日程で、マナー教育、服装チェック、専門科目実習の復習を行い、合格した学生には最終日に臨地実習認定式で臨地実習適格認定書を授与し、病院での実習生としての意識を高めて実習に送り出す。また、各施設担当の教員を決めて、施設の実習責任者と本学教員との相互連絡を密に行える体制を整えている。新たな試みとして、平成29(2017)年度からルーブリック評価を導入している。実習終了後は、施設側実習指導者との合同の臨地実習連絡

会議を開催し、学生の実習状況について意見交換を行う機会を設けている【資料 3-2-11】。

なお、医学検査学科では、すべての講義で、振り返り小テスト、グループワーク、ディスカッションやプレゼンテーションなど独自に工夫したアクティブ・ラーニングを導入している。2 年次には授業時間外でのグループワークなどを促し、主体的な学びへの意欲を高めるよう工夫している。

看護学科

「学内演習」(1 年次・2 年次)

1 年次の「日常生活の援助技術」及び「看護の共通基本技術」は、基礎看護技術に関する学内演習で、常時 8~9 人の教員が担当し、事前及び事後学習の指導や実技試験も含め、確実な技術修得を図っている。また、「日常生活の援助技術」の総合演習では、模擬患者を活用し、現在の療養環境に近い学習環境を作ることによって、教育効果を高めている。

「看護の統合演習Ⅰ」では、「基礎看護実習Ⅱ」で受け持った患者の情報を整理・統合し、提供した援助の根拠を再度捉え直すことで、個別的な看護を展開するための基盤となる能力を涵養し、2 年次の各領域看護論の学内演習に繋げている。各領域看護論の学内演習では、各領域教員が事例の看護過程の展開を指導し、3 年次の学外実習に繋げている。

1 年次の「看護セミナーⅠ」では、看護学を学ぶにあたり、他職種と連携する専門職者として、対人関係マナーや情報の要約・伝達方法について学修している。また、3 年次までの学外実習がすべて終了した後、「看護の統合演習Ⅱ」において、グループワークを通して自己の実習経験を振り返り、学びを統合する機会としている。4 年次の「看護セミナーⅡ」は「看護セミナーⅠ」と連携し、下級生と上級生がともに学ぶ機会を設けている。

「学外実習」

すべての年次に実施される学外実習は看護教育の中核をなすもので、知識・技術のみならず、観察力・判断力・責任感・問題解決能力・対人関係能力・自己管理能力など統合した能力が求められる。中でも 3 年次の実習は領域別に設定された各実習科目をローテーションしながら約 8 カ月間行われる。学生の配置にあたっては、2 年次に行われた「基礎看護実習Ⅱ」や学内演習での学生の状況を踏まえ、学力、健康、グループダイナミクス、実習施設への移動手段などを考慮している。

3 年次の学外実習が開始される前には、看護専門職として患者の前に立つ覚悟と責任感、自覚を高めるため、3 年次に進級した 4 月に「実習認定式」を行い、認定書の授与と学生が考えた「誓詞」を斉唱している。

本学は附属実習施設を有していないため、熊本県内の国公立及び私立の施設に実習の受け入れを依頼している。そのため、実習科目ごとに、実習担当教員の間あるいは実習担当教員と実習指導者の間で学生の実習指導上必要な事項について情報を交換し、実習環境をよりよくするための努力を行うとともに、連携を強める体制をとっている。

「看護技術項目の卒業時達成目標と領域別達成状況」表

学生自身が看護技術の卒業時到達目標を視野に入れて学修できるよう、「看護技術項目の卒業時達成目標と領域別達成状況」表を作成し配付している。学生は、この表を用い

て自らの看護技術項目に関する学修状況を把握すると共に、4年次の実習終了後の評価を卒業時の達成状況として活用している。【資料 3-2-12】

リハビリテーション学科

「学外実習」

リハビリテーション学科では、各専攻が、三つの段階で実習を構成している。

第1段階は、1年次から2年次に行われる実習で、医療・保健・福祉領域を認識し、チームアプローチやその中での各療法士の役割を理解するとともに、臨床場面を早期に体験することで、自己の適性の確認や職業イメージの確立、学修意欲の向上を目的としている（理学療法学専攻「臨床見学実習」、生活機能療法学専攻「作業療法学入門実習Ⅰ」「作業療法学入門実習Ⅱ」、言語聴覚学専攻「入門実習」）。

第2段階は、2年次から3年次に行われる実習で、検査測定・評価やそれぞれの職種に対する理解と自己の将来像の形成を目的としている（理学療法学専攻「臨床検査測定実習」・「臨床評価実習」、生活機能療法学専攻「作業療法学入門実習Ⅱ」・「評価実習」、言語聴覚学専攻「評価実習」）。言語聴覚学専攻では、3年次前期の「評価実習」前に、臨床能力や対象者への基本的マナーの習熟度を評定し、臨床能力の向上を目的としたOSCE (Objective Structured Clinical Examination：客観的臨床能力試験)を実施している。

第3段階は、3年次後期から4年次に行われる実習で、総合的臨床教育として具体的な治療計画の立案から治療実施に至るまでのプロセスの総括的な理解、実践を目的としている。（理学療法学専攻「臨床総合実習Ⅰ」「臨床総合実習Ⅱ」、生活機能療法学専攻「臨床実習Ⅰ」「臨床実習Ⅱ」、言語聴覚学専攻「臨床実習」）。生活機能療法学専攻では、地域リハビリテーションにおける専門職としての役割や多職種連携のあり方を学ぶために、介護老人保健施設や精神科デイケア等に関する施設において、3週間の「地域実習」（4年次前期）を配置している。

実習に際しては、施設側指導者との合同の実習指導者会議を各専攻で開催し、学生の実習状況について意見交換を行うと共に、密接な連携体制の必要性を確認する場としている【資料 3-2-13】。

(ハ) 学士教育課程以外での工夫

大学院保健科学研究科

臨床検査領域では、栄養サポートチーム(NST)、感染制御チーム(ICT)、遺伝子検査を中心とした高度先進医療などのチーム医療における臨床検査技師の役割を学ぶ。更に臨床検査室の国際規格ISO15189によるクオリティマネジメント、検査のコンサルテーションなどを臨床現場で学ぶ実習を配置している。平成30(2018)年度からは、医療現場での管理運営力を養うための講義「臨床検査運営学特論」2単位（選択）を追加した。

リハビリテーション領域では、「維持期リハ実習」を配置している。維持期は生活再建などに時間をかけ緩やかに機能回復する時期である。実習では、維持期リハビリテーションのシステムと具体的な評価、支援内容、リハマネジメントの手法や関連職種との連携を体験し、対象者の生活支援とQOL向上への具体的アプローチを学ばせる。

大学院保健科学研究科の学生は大半が社会人であるため、大学設置基準第 25 条（授業の方法）に沿って Web ポータルシステム(Active Academy)を整備し、e-ラーニング環境を導入している【資料 3-2-14】。

修士論文の作成にあたっては、修士論文提出の約半年前に中間発表を実施し、研究の方向性について指導教員だけでなく他の大学院担当教員からもコメントを受けられるようにすることで、よりよい研究になるよう指導している。また、大学院生の論文執筆能力の向上のため、修士論文の本審査に十分な時間をかけるだけでなく、大学院生自身による論文の修正に多くの時間を充てることのできるようにしている。

助産別科

我が国では周産期医療において、ハイリスク妊産婦のケア能力の強化と特定妊婦や児童虐待等の社会問題を踏まえた地域との切れ目のない支援が重点課題となっている。当科ではそのような社会の要請に対応できる人材を育成すべく、基礎助産学および地域母子保健の講義・演習の充実を図っている。

入学してくる昨今の学生は、看護基礎教育において身体的侵襲の高い看護技術の制限、および患者の権利擁護の要請により、技術修得の水準が低く抑えられている。また、助産学実習では、母体の急変に遭遇する機会が多く、妊産婦はもとよりその家族が同席する環境の中で、助産ケアを実践する能力が求められる。そのような現状を鑑み当科では、助産実践力を育成するためモデル人形および教材を充実させ、講義・演習ではアクティブ・ラーニング（ロールプレイ、シミュレーション等）やタスクトレーニングを基盤とした授業展開を行っている。

実習施設は国内でも有数の分娩件数を誇る施設を確保しており、実習期間内に全員が分娩介助実習を終了できるように配慮されている。

(3)3-2 の改善・向上方策（将来計画）

10年後の医療専門職の在り方を見据え、カリキュラムの改定の検討を行うと共に、アクティブ・ラーニングの手法やルーブリック評価を今後も積極的に導入していく。

教養教育においては、学士力・社会人基礎力を担保するための一層の充実を図る。人文科学・社会科学・自然科学にわたる幅広い知識と教養を持ち、豊かな感性と知的探求心にみちた学生を養成するため、教養教育の実施体制を適宜、点検整備する。また、「基礎セミナー」の全学的な実施体制を継続し、他学科に属する学生相互の交流を促進させ、少人数ゼミの特色を活かしてコミュニケーション能力と課題探求力の涵養を図る。更に、平成 31(2019)年度の新設科目「アカデミックスキルⅠ（入門）」「アカデミックスキルⅡ（基礎）」をはじめとするアカデミックスキル系科目群の体系的運用によって、読解力、課題探求力、論理的思考力、表現力、プレゼンテーション能力等の学士力を養う。

医学検査学科では、平成 29(2017)年度入学生から新カリキュラムが導入されているが、講義・実習の開講時期や時間数などを検証し随時見直していく。また、講義の空き時間を活用したアクティブ・ラーニングについても、その効果や課題などを教員間で共有しながら改善を図る。臨地実習のルーブリック評価は、フィードバックの方法や評価方法などについて、実習施設の実習指導者と意見交換を行いながら検証し随時改善していく。

看護学科では、新カリキュラムにおいて、各科目の教育内容が「看護学教育モデル・

コア・カリキュラム」の7割を満たしているか、時間数や開講時期の変更等で不具合がないかの評価を行う。また、平成30(2018)年度に示された「看護学士課程教育におけるコアコンピテンシーと卒業到達目標」と現在行っている教育内容の関係性を検証する。

リハビリテーション学科では、学外実習先と連携してクリニカル・クラークシップ(CCS)の導入の促進と支援を行う。

また、学科・専攻ごとに学外実習前後のOSCEを検討し導入していく。医学検査学科では、臨床検査版OSCEを実施している他の大学と比較して、学生数が多い、実習施設数が多い、本学に附属病院がないなどの課題も多いが、現在実施している臨地実習前教育をOSCE型へ変更し、学科独自の「熊保大版OSCE」の開発を早急に進めていく。看護学科では学生を模擬患者とした実技試験を既に行っているが、実態を調査・把握しOSCE型への変更を加速する。リハビリテーション学科では、現在、言語聴覚学専攻では既にOSCEを実施しているが、令和2(2020)年度より理学療法学専攻、生活機能療法学専攻が、新カリキュラム導入に伴いOSCEを導入する。

大学院保健科学研究科では、平成25(2013)年に導入したeラーニングシステムの有効な活用を図ると共に、より簡易に導入できる新たなeラーニングシステムの導入に向けた準備を進める。平成30(2018)年度には、学部の三つの方針の修正を受け、大学院の三つのポリシーの改定を行ったが、今後も学部と同様に三つの方針の一体性、整合性、実質化の検証を実施し、必要な修正を行っていく。

助産別科では成人学習(自己主導型学習)を充実させる教育方法を検討する。

3-3 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1)3-3の自己判定

基準項目3-3を満たしている。

(2)3-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

本学での学修成果を点検・評価するために、教育改革推進会議においてアセスメントポリシーを策定した。アセスメントポリシーでは、図3-3-1に示すように、大学・学部レベル、学科・専攻レベル、授業科目レベル、学生個人レベルの4段階で学修成果を把握・評価する方法を定め、三つのポリシーが適正に実施されているかを点検・評価している。

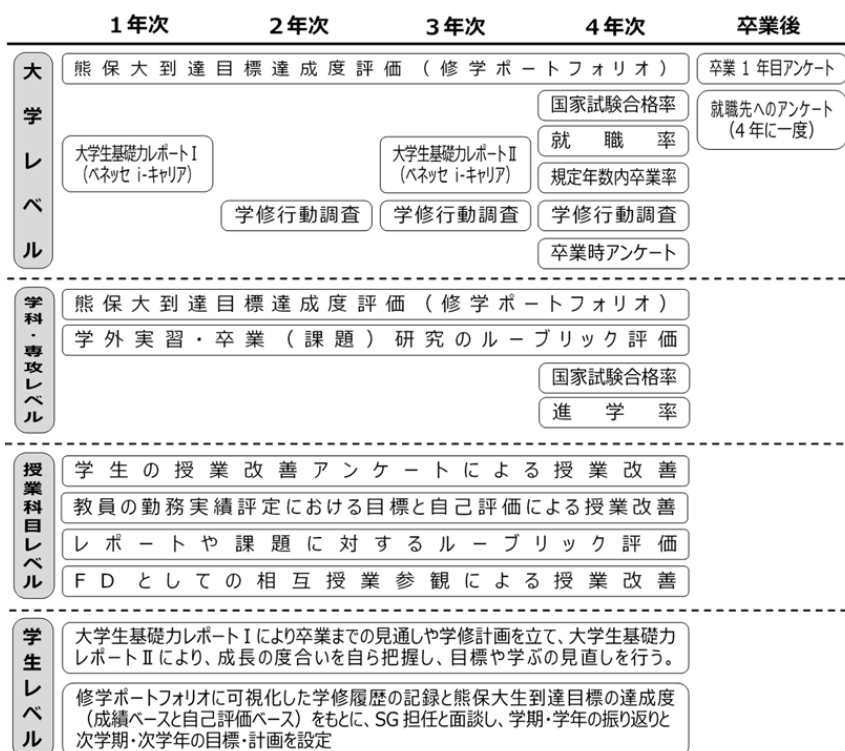


図 3-3-1 アセスメントポリシー概念図：レベル別アセスメント

アセスメントの実施主体と実施時期はアセスメントプランとしてまとめ、これに沿って学修成果の点検・評価を行い、教育の質保証とその改善に繋げている。

学修成果を可視化するための取組みについて以下に述べる。

修学ポートフォリオ

学修成果の把握・評価の観点として、ディプロマポリシーを含む 12 項目の熊保大生到達目標を設定している。その達成度を可視化するために、学生が随時アクセス可能な Web ポータルシステム上に修学ポートフォリオを導入し活用している。具体的には、セメスターが進行するごとに、12 項目の熊保大生到達目標値にどれだけ近づいたかをレーダーチャートで学生が確認できるシステムとなっている。【資料 3-3-1】

大学生基礎力レポート I・II（ベネッセ i-キャリア）

大学生基礎力レポート I 及び II は、IR 推進委員会が実施している。

大学生基礎力レポート I は、新入生オリエンテーション期間に行い、高校での学びや活動、学修に向けての意欲などを調査している。

大学生基礎力レポート II は、学外実習を経験した 3 年次の学生に対して行い、大学生基礎力レポート I の実施時からの意識の変化や成長及び大学への満足度などを調査している【資料 3-3-2】。

学修行動調査（及び学生インタビュー）

学修行動調査は、IR 推進委員会が実施している。

毎年 4 月に、すべての 2～4 年次生に対し、1 週間あたりの学習時間や生活時間、満足度などについて調査している。また、学修行動調査の結果を踏まえて、テーマを設定し

た学生インタビューを行い、教育環境の改善に向けた検討を行っている【資料 3-3-3】。

卒業時アンケート

卒業時アンケートは、企画課、図書館、就職支援課が従来個別に実施していたものを平成 30(2018)年度に一つのアンケートに統合した。

教育課程、就職支援、施設設備等の改善に結び付けるために、大学の各種支援に対する満足度や要望、ディプロマポリシーの達成に対する自己評価を調査している【資料 3-3-4】。

卒業 1 年目アンケート

卒業 1 年目アンケートは、就職委員会が実施している。

卒業後 1 年を経過した卒業生に対し、卒業 1 年後の情報交換会「久しぶり、元気かい(会)」の開催案内にアンケート用紙を同封し、回答を求めている。これにより、ディプロマポリシーの達成度、本学での学びの活用、本学の教育及び就職・進学支援に対する満足度などを把握している【資料 3-3-5】。

就職先へのアンケート

就職先への組織的なアンケート調査は、4 年に 1 回の頻度で学長が学生の主たる就職先を訪問し依頼した上で、就職支援課が実施している。この調査により、施設が求める人材と本学卒業生の評価を具体的に把握し、その結果を学内で共有している。卒業生が管理職として勤務している施設も多く、率直な評価や情報を得ることができている【資料 3-3-6】。

授業改善アンケート

学生による授業評価及び教員相互の啓発を通して、質の高い授業が展開されているか検証しつつ、課題を抽出し、次年度の授業に反映させることを目的に、FD 推進委員会が毎年実施している。同一科目についてのアンケートは、専任教員の場合は、2 年に 1 回以上実施することとし、兼任教員（非常勤）の場合は、同一教員が複数の科目を担当するケースが少ないことから、毎年アンケートを実施することとしている【資料 3-3-7】。

ルーブリック評価

組織的なルーブリック評価は、平成 27(2015)年度に共通科目「基礎セミナー」で初めて導入した。

その後、学部長を委員長とする教育方法改革委員会において、パフォーマンス評価のためのルーブリック評価の対象を拡大することが推奨され、学外実習や卒業研究（課題研究）、レポート、実技試験等にルーブリック評価法を導入した。更に、ルーブリックの精度を上げるよう教育方法改革委員会で雛形を検討している。

また、平成 31(2019)年度シラバスからは、科目担当者がルーブリックを添付して学生に明示している【資料 F-12】。

これらに加えて、国家試験合格率、専門分野に関連する資格の取得状況、就職率及び専門職就業率、進学率、規定年数内卒業率（進級・卒業率）などを重視しており、担当する委員会等が分析を行い、大学運営協議会、教授会に報告すると共に、関係部署に対応を求めている。また、看護学科では、看護技術に関する卒業時到達目標を視野に入れ

て学修できるよう、「看護技術項目の卒業時達成目標と領域別達成状況」表を作成し、学生に配付している。学生はこの表を用いて自らの看護技術項目に関する学修状況を把握すると共に、4年次の実習終了後の評価を卒業時の達成状況として活用している。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

アセスメントプランの下で実施した学修成果の点検・評価を踏まえ、その結果をフィードバックするとともに、教育の質保証とその改善に繋げている。以下、取組み別に点検・評価のフィードバック方法について述べる。

修学ポートフォリオ

修学ポートフォリオに可視化された学修履歴と熊本大生到達目標の達成度等をもとに学生は前学期の振り返りを行い、次学期の目標と計画を設定する。その際、スモールグループ担任が面談を実施し、助言を行う。

基礎力レポート I・II

大学生基礎力レポート I 及び大学生基礎力レポート II の結果は、ベネッセ i キャリアによる学内説明会の開催や大学運営協議会への報告を通して全教員へ報告している。学生に対しては、スモールグループ担任を通して、個人別報告書の形でフィードバックされ、個人面談や修学指導の際に活用している。

学修行動調査（及び学生インタビュー）

学修行動調査の結果は、IR 推進委員会より大学運営協議会に報告し、改善が必要とされる事項については関係部署で検討の上、学内用 Web 掲示板により回答を公表している。平成 30(2018)年度は回答について学生代表への説明会を開催し、質疑応答の場を設けた。

卒業時アンケート

卒業時アンケートの集計結果は、企画課より大学運営協議会に報告し、関係各部署において、教育課程、就職支援、施設設備等の改善向上に繋げている。

卒業 1 年目アンケート

アンケートの集計結果は、卒業 1 年後の情報交換会「久しぶり、元気かい(会)」において卒業生に報告すると共に、就職委員会より全教職員に開示している。このアンケート結果を就職・進学支援の改善向上に繋げている。

授業改善アンケート

授業改善アンケートの集計結果は、専任教員の実施科目について、自由記入を除くすべての項目を授業科目名別に学内用 Web 掲示板を通して学生及び教職員に開示している。その際、授業改善アンケート結果を踏まえ、科目責任者からのリプライとして、授業内容・教育方法の改善に向けた「授業改善計画」を併せて公開している。

(3)3-3 の改善・向上方策（将来計画）

教育目的の達成状況の評価に資するため、FD 推進委員会が行う授業改善アンケート及び授業改善計画などのデータについても IR の対象として位置づけ、IR 推進委員会や

IR 室との好適な連動を図る。

平成 29(2017)年度からの授業改善アンケートは従来の紙媒体から Web ポータルシステム(Active Academy)を利用した Web 入力に変更したが、平成 30(2018)年度の一部の科目では回収率 70%以下であった。これは、学生が授業終了後の空き時間にスマートフォンから入力していること、授業に問題がない場合には学生の入力に対する意識が低いことなどが原因と考えられる。今後は、最後の授業時間の一部を使用して入力を行うよう、各教員への周知徹底を図る。

各学科・専攻では、平成 30(2018)年度から卒業研究（課題研究）、レポート提出、学内実習における実技試験等にルーブリック評価を導入しているが、科目の成績評価において、ルーブリック評価によるパフォーマンス評価と筆記試験等による点数評価をどのように総合するかの検討を進める。また、ルーブリック評価に関しては、ルーブリックをシラバス上にも記載しているが、教員による評価法のばらつきがあり、学生にとって分かりにくい可能性があるため、一定の基準に基づくルーブリックの統一を図り学生がわかりやすいように改善する。

学修成果の把握のための修学ポートフォリオに関し、平成 30(2018)年度後期にパソコンやスマートフォンで Web 入力ができるプログラムを構築し、各学科・専攻の 2 年次学生を対象に試行したが、学生の Web システムへの入力が十分に行われていなかった。その要因として、Wi-Fi 環境が十分に整備されていない、導入の意義・目的及びメリットが学生に十分に理解されていない、教員間で十分な共通理解が得られていない、などが考えられる。平成 31(2019)年度からの全学的な導入に向け、このような反省点を踏まえ、その活用の意義・目的及びメリットを学生に説明し、教員間には共通理解のための趣旨説明を繰り返し行う必要がある。

【基準 3 の自己評価】

本学の教育課程は各学科の教育目標に沿って円滑に実施されており、教育課程の編成と実施の妥当性は、教員研究組織、学生支援、教員配置、教員の資質の確保・向上などの現状から担保されている。また、本学の学士課程において専門教育と共に必要である人間形成のための教養教育は、共通教育センターを中心にして全学的に取り組まれている。更に、学生の国家試験合格率と就職率はいずれも高い水準に達しており、本学が誇る教育成果の一つである。アクティブ・ラーニングについては、今後もワークショップを開催し、効果や課題等を共有しながら質的向上を図る。

学外実習や卒業研究などにおけるルーブリック評価については、各科目の到達目標に沿ってできるだけ客観的に評価できるよう評価基準を設定したが、評価者間の差が大きい。今後の課題として、評価者間の評価基準の標準化とある程度の評価表の標準化が必要と思われる。また、ルーブリックによる成績評価で留意すべき点は、①シラバス上の到達目標ごとの成績評価がどのように行われるかを可視化すること、②成績評価が公平で客観的かつ厳格に行われること、③学習成果のフィードバックが行われることの 3 点が挙げられる。これらの 3 つの留意点がこれまでの学外実習や卒業研究などのルーブリックにおいて、どの程度反映されているかを検証し改善を行い、その結果を今後のルー

ブリックの開発に活かしていく。

本学では、個々の科目の成績評価は、授業内容・形態に応じて、筆記試験、実技テスト、レポート、出席状況、実習記録などを組み合わせて行っているが、これまでは到達目標ごとの評価は明確にされていなかった。そこで、平成 31(2019)年度からは履修科目ごとの到達目標の評価手段及び評価比率をシラバス上に明示し、成績評価の可視化を図っている。

ディプロマポリシーやカリキュラムポリシーを踏まえた学修成果の検証法として、学修行動調査、学修到達度調査、ルーブリック評価、修学ポートフォリオなどが挙げられる。学修行動調査は IR 推進委員会、学修到達度調査はそれぞれの授業で実施されているが、ルーブリック評価の全学的な導入や修学ポートフォリオの実施と成果については今後の課題として残されている。

平成 30(2018)年度は一部の学科・学年で修学ポートフォリオを試行し、平成 31(2019)年度からは全学的に運用を開始している。達成度スコア表示、就学評価、学科平均などを示すことで学生の目標に対する意識付けを増幅させることに繋がるなど今後の成果が期待される一方、試行の結果、学生の利用や教員の認識など運用に当たっての課題も見られた。そこで、教育課程や各科目における修学ポートフォリオの位置づけや活用方法の明確化を図ると共に、学生に対する修学ポートフォリオ利用のメリットを明確に提示することにより、学生の積極的な利用に繋げる必要がある。また、学修記録の内容や振り返りに対する教員のコメントなどのフィードバックが不可欠であることを教員間で共通認識として十分に理解した上で取り組むことが肝要である。

大学院においては、社会人大学院生が受講しやすいように e-ラーニングによる講義を増やす必要がある。県内在住者だけでなく、県外からの入学者の確保という観点からも、利便性の高い e-ラーニングの普及が必須である。

基準 4 教員・職員

4-1 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

熊本保健科学大学（以下「本学」という。）の学長は「熊本保健科学大学学長選考規程」【資料 4-1-1】により、学校法人银杏学園理事会（以下「理事会」という。）において理事長の推薦に基づき決定される。学長は「熊本保健科学大学学則」（以下「学則」という。）に基づき、大学を代表し、最高責任者として教職員を統督し、設置者である理事長と共に大学運営にあたる。更に、本学の全般的かつ最終的な意思決定を行う大学運営協議会の議長として、大学のすべての部局の長を統括し、大学において審議された事項を理事会に提出する一方、法人の理事として経営管理の責任を負い、法人と大学間の合意形成を担う。

学長は、副学長、学術研究部長、学部長及び附属図書館長のほか、助産別科、キャリア教育研修センター、地域包括連携医療教育研究センター及び学生相談・修学サポートセンターの長の指名権を有している。

学長がリーダーシップを発揮できるように、副学長、事務局長が学長を補佐している。事務局長は、学長宛の諸調査や外部諸機関との交流、学長発案の企画などの下調査・調整などにおいて、関係部署との調整を担っている。

平成 27(2015)年からは、教学マネジメントの中核を担う教育改革推進会議を設置している【資料 3-2-7】。教育改革推進会議では、議長である学長のリーダーシップのもと、三つのポリシーの見直しやアセスメントポリシーの策定などを行い、教育改革を推進している。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

本学の使命・目的の達成のため、大学の運営に係る最終的な意思決定を担う会議体として学則第 8 条に規定される大学運営協議会を設置している。大学運営協議会の議長は学長が務め、理事長が陪席している。大学運営協議会は「熊本保健科学大学大学運営協議会規程」【資料 4-1-2】に則り、本学の基本方針、学則、その他諸規程の制定及び改廃、全学的な教育研究目標・計画の策定などを協議、審議し、必要に応じ理事会に上申する。

大学運営協議会のもとには、学部・大学院の教育に関する審議を行う教授会及び研究科委員会、学術研究に関する審議を行う学術研究会議が置かれている。大学運営協議会

はこれらの会議体での審議を踏まえて本学の最終的な意思決定を行い、必要に応じて理事会へ上申している。

学則第9条に規定される教授会の議長は学部長が務める。教授会は「熊本保健科学大学 教授会規程」【資料4-1-3】に則り運営されている。大学院学則第9条に規定される研究科委員会の議長は研究科長が務める。研究科委員会は「熊本保健科学大学 研究科委員会規程」【資料4-1-4】に則り運営されている。

学則第10条に規定される学術研究会議の議長は学術研究部長が務める。学術研究会議は「熊本保健科学大学学術研究会議運営規程」【資料4-1-5】に則り運営されている。教授会、研究科委員会及び学術研究会議は大学運営協議会のもとにある。「大学運営協議会規程」「教授会規程」「研究科委員会規程」「学術研究会議運営規程」の改廃権は大学運営協議会にある。教授会、研究科委員会及び学術研究会議は、学長に対して意見を述べる関係にあることをそれぞれの規程に明記し、役割や関係性を明確にしている【資料4-1-2】【資料4-1-3】【資料4-1-4】【資料4-1-5】【資料4-1-6】。また、学長は学生に対する懲戒権も有し、「熊本保健科学大学懲戒処分に関する規程」に沿って運用している【資料4-1-7】。

更に、大学運営協議会、教授会、研究科委員会及び学術研究会議のもとで、各種委員会が活動し、その議事を上位組織に報告している【資料4-1-8】【資料4-1-9】【資料4-1-10】。このようにして、大学運営協議会をはじめとする会議体が学長のリーダーシップのもとで活動し、理事会以外のすべての意思決定は実質的に学長のもとになされている。

更に、学長は教育担当と研究担当の副学長をそれぞれ指名し、権限を分散するとともに責任を明確化している。教育担当副学長は学生相談・修学サポートセンター長を兼務し、研究担当副学長は学術研究部長及び地域包括連携医療教育研究センター長を兼務することで、教学マネジメントの強化を図っている。教育担当副学長は、学長が議長を務める教育改革推進会議のもとに設置された入学試験改革委員会、カリキュラム改革委員会、教育方法改革委員会のうち、入学試験改革委員会の議長を務め、カリキュラム改革委員会及び教育方法改革委員会の議長を務める学部長とともに教学マネジメントの中核を担っている。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

本学園の事務組織は法人事務局と大学事務局から成り、大学事務局には教学マネジメントに必要な職員を適切に配置している【資料4-1-11】。

本学の最終的な意思決定を行う大学運営協議会には、学長、副学長、学部長、研究科長等に加え、法人局長及び事務局長が構成員として参加している。また、教授会にはオブザーバーとして、法人局長、事務局長に加え、法人事務局と大学事務局の課長及び課長補佐が参加している。これらに加え、教育全般に関わる各種委員会の多くには、議決権を持つ委員として、事務職員を1人以上加えている【資料4-1-12】。

(3)4-1 の改善・向上方策（将来計画）

大学を取り巻く環境変化に迅速に対応できるよう、IR 推進委員会と法人事務局経営企画部内の IR 室とが連携し、教学 IR 機能の充実を図ることで、学長のリーダーシップを更に発揮できるような仕組みを構築していく必要がある。

学長は、副学長、学術研究部長、学部長及び附属図書館長のほか、助産別科、キャリア教育研修センター、地域包括連携医療教育研究センター及び学生相談・修学サポートセンターの長の指名権を有しているが、研究科長は選挙で選出する旧来の制度が残されたままとなっている。学長のリーダーシップの発揮という観点から、研究科長についても他の役職と同様、学長による指名へと移行する必要がある。

現在、各種会議体のほとんどで、議決権を持つ委員として事務職員を 1 人以上加えているが、学術研究会議には議決権を持つ委員がいない状況である。また、教授会にはオブザーバーとして、法人局長、事務局長に加え、法人事務局と大学事務局の課長及び課長補佐が参加しているが、研究科委員会においては、会議体の事務局として学務課長と学務課職員が臨席するだけとなっている。教職協働による全学的な教学マネジメントの推進のためにも、これらの会議体への事務職員の参画が必要と考えられる。

4-2 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1)4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2)4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

大学設置基準上必要な保健科学部の最低専任教員数は、「大学全体の収容定員に応じ定める専任教員数」である加算定員を含めて 47 人であるが、本学の助教以上の教員数は 108 人で、基準を大幅に上回っている。また、学科・専攻別の教員数についても、大学設置基準に加え、学校養成所指定規則（文部科学省令、厚生労働省令）が要求している有資格教員数（医師、臨床検査技師、看護師、保健師、助産師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士など）を十分に満たしている【資料 4-2-1】。

大学院保健科学研究科については、すべて保健科学部教員の兼担である。研究指導教員数及び研究指導補助教員数は、大学院設置基準で定める数を上回っている【資料 4-2-2】。

助産別科については、保健師助産師看護師学校養成所指定規則（文部科学省令、厚生労働省令）による教員の定員（3 人）を確保している【資料 4-2-2】。

教員の採用及び昇任に関する事項は、学則第 11 条に則り教員人事委員会が担当する。教員採用・昇任の方針は、「熊本保健科学大学教員人事委員会規程」【資料 4-2-3】及び「熊本保健科学大学教員選考及び昇任に関する規程」（以下「教員選考・昇任規程」という。）【資料 4-2-4】によって示している。原則的に大学設置基準に定める条件を満たし、

かつ、本学の基本理念を理解し、人格及び学識に優れ、研究、教育上の能力と熱意が認められる人材を求め、「資格・能力」、「教育歴・研究歴」、「研究業績」について審査・選考している。

採用及び昇任に関しては教員選考・昇任規程第 8 条及び第 9 条に従って、概ね以下の次第で実施する。

学科長等は、当該所属内で退職などによる欠員が生じる場合やカリキュラム変更による増員の必要が生じた場合、新規採用や内部昇任について、文書によって教員人事委員長（学長）に申し出る。

採用は原則として公募制としている。教員人事委員会は選考委員を決定する。選考委員は教員配置のバランスに配慮して募集要項を作成し、これを教員人事委員会が審議し、公募する。一次選考での書類審査を経て、二次選考では、教育（模擬講義を含む）及び研究に関するプレゼンテーションを課すと共に、選考委員による面接を行う。ただし、助教公募では面接のみを課している。選考結果は、選考委員会から教員人事委員会へ上申し、審議により採用案を決定する。この採用案を理事長に提出し、理事長が任命する。

昇任は、公募された職位への応募による場合、定例的な内部昇格の審査による場合、「学校法人银杏学園教員人事評定制度規程」【資料 4-2-5】による場合がある。内部昇格の審査においては、准教授以下の教員について毎年度、教育、研究、学内運営、社会貢献に関する調書の提出を求め、学科等の教授会で検討し、昇任に相当する該当者があれば、学科長等が教員人事委員会に書面によって申し出る。教員人事委員会は、教員選考・昇任規程に則り、昇任人事案を作成する。この人事案を理事長に提出し、理事長が任命する。

本学には専任教員の他、以下の教員を置くことができる。

- 特任教員（「熊本保健科学大学特任教員に関する規程」【資料 4-2-6】）
- 客員教授（「熊本保健科学大学客員教授規程」【資料 4-2-6】）
- 名誉教授（「熊本保健科学大学名誉教授授与規程」【資料 4-2-6】）

このうち、特任教員と客員教授は教員人事委員会の議に基づき学長が選任・称号付与する。名誉教授については、教授会の上申を受けて大学運営協議会が決定し、理事長が称号を付与する。

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(イ) 教育内容・方法等の改善のための取組み

教育内容・方法等の改善を進めるため、教育方法改革委員会と FD 推進委員会を設置している【資料 3-2-8】【資料 4-2-7】。教育方法改革委員会は教育改革推進会議、FD 推進委員会は教授会のもとにあり、いずれも学部長が議長を務める。

FD 推進委員会では、授業改善アンケートと FD セミナーを実施している。授業改善アンケートには、全般型と科目別の 2 種類があり、いずれも Web ポータルシステムを利用して実施している。全般型アンケートの対象は学部の 1・2 年次生で、前期 Semester に実施する。1・2 年次生を対象とするのは、初年次段階での意識を把握して学修支

援にフィードバックするためである。科目別アンケートは、専任教員の担当科目は2年に1度、非常勤講師の担当科目は毎年の実施を義務づけている。これらのアンケート結果は学内用 Web 掲示板で公開している。専任教員に対しては、科目別アンケートの結果を踏まえた「授業改善計画」の提出を求めている。授業改善計画は FD 推進委員会が取りまとめ、学内用 Web 掲示板で学生と教職員に公開している。FD セミナーは年 2 回開催し、専任教員には少なくとも年 1 度の参加を要請している【資料 4-2-8】。

また、FD 推進委員会は教育方法改革委員会と合同で、アクティブ・ラーニングに関するワークショップを平成 29(2017)年度より行っている【資料 4-2-9】。このワークショップでは、各学科及び共通教育センターから、アクティブ・ラーニングの実践例を報告している。更に、平成 29(2017)年度以降は、アクティブ・ラーニングに関するワークショップの中で報告された授業について相互見学を実施している。

平成 27(2015)年度には九州地域大学教育改善 FD・SD ネットワーク(Q-Links)賛同校となった。また、近隣の大学とも大学間連携協定書を交わし、FD セミナーへの相互参加を促進している【資料 4-2-10】。

(g) 教員人事評定制度を活用した人材育成

本学では、教育の質を保証する基盤となる教員の資質・能力の向上のために教員人事評定制度を平成 24(2012)年度に導入し、教員の意欲・能力・成果を評価し、処遇に適正に反映させている【資料 4-2-11】。教員人事評定制度では、以下の 4 カテゴリーによって評定を行っている。

- ・教育（学術分野の専門家、大学教育職としての妥当な教育関連業務の達成）
- ・研究（学術分野の専門家、大学教育職の前提としての妥当な研究関連業務の達成）
- ・学内運営（本学の構成員また教育職として各組織体を通じて担当する業務）
- ・社会貢献（本学での教育研究職を前提とする社会貢献）

評定は、教員が作成した自己評定表をもとに、表 4-2-1 に示す評定者が行う。

表 4-2-1 教員人事評定における評定者

職 位	評 定 者		
	1 次	2 次	3 次
一般教員	所属長	学部長	学長
学科長等	学部長	学長	理事長
部長等	学長	理事長	—

その後、人事評定部会による調整を経て理事長へ結果が報告され、評定が確定する。人事評定結果（決点）は、給与に反映させる。教員人事委員会は昇級審査基準を参考に検討し、教員選考・昇任規程により昇級審査を行う。このようにして、評定結果をモチベーション向上へと繋いでいる。

(h) 教員研修の実施

教員の研修として、表 4-2-1 に示す情報セキュリティ、ハラスメント防止、FD、利益相反、学術研究等に関する講演やセミナーを実施している。

表 4-2-2 平成 30(2018)年度研修会開催実績

名称（実施主体）	実施時期	講師
情報セキュリティ研修会 （情報保護委員会）	平成 30 年 8 月 平成 31 年 2 月	菊池健（桜十字病院、本学情報セキュリティアドバイザー）
ハラスメント防止研修会 （ハラスメント防止委員会）	平成 31 年 2 月	倉富史枝（NPO 法人福岡ジェンダー研究所理事）
FD セミナー （FD 推進委員会）	平成 30 年 9 月 平成 31 年 3 月	菊池梯一郎（九州工業大学学生総合支援室副室長） 岡崎光洋（くまもと心理カウンセリングセンター）
利益相反に関する研修会 （利益相反マネジメント委員会）	平成 30 年 9 月 平成 31 年 2 月	馬場啓（桜樹法律事務所、本学顧問弁護士）
学術講演会（セミナー） （学術研究会議）	平成 31 年 2 月	佐竹幸子（NPO 法人 EBIC 研究会理事長）
心と体の健康づくり研修会 （衛生委員会）	平成 31 年 1 月	森田裕子（熊本産業保健総合支援センター） 大森久光（熊本大学大学院、本学産業医）

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

教員の構成及び数については、大学全体のバランスを考慮し、適正な配置を維持する。看護学科は現在、専任教員が欠員となっている領域があり、特に臨地実習において教員の不足が学生の学修に影響を及ぼしているため、各領域間で実習助手も含め横断的に協力・人材確保が必要である。医系教員に関しては、平成 30(2018)年度から新たに発足した医学・基礎医学関連教育調整会議のもとで教員の確保に取り組んで行く。

FD セミナーや授業の相互参観等を開催し、教員の資質・能力の向上と授業改善について更なる充実を図る。

教員の評価体制については、平成 24(2012)年 6 月 1 日から施行となった教員評定制度規程によって、教育、研究、学内運営、社会貢献の項目において客観性を取り入れて評価すると同時に評価体制の更なる改善を図る。また、運用が概ね定着したことを受けて平成 30(2018)年度に簡略化した改正評価制度を適正に運用していく。

4-3 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

職員の資質・能力向上のために、研修会などの受講を SD(Staff Development)の一環

として位置づけ、職員のレベルアップに図っている。文部科学省、日本私立学校振興共済事業団、日本私立大学協会など関連団体・機関が開催する機能別研修会に職員を参加させている【資料 4-3-1】。また、県内の他の大学と共に大学コンソーシアム熊本主催の合同研修会に参加している。平成 30(2018)年度は 2 回の階層別研修及び 2 回の機能別研修に参加した【資料 4-3-2】。他大学との合同研修会のうち、中堅職員研修については、受講 1 年後にフォローアップ研修を実施し、能力向上に繋げている。学内では表 4-2-1 に示す研修会・セミナーに職員も参加している。

更に、平成 28(2016)年度に「熊本保健科学大学における SD の実施方針」【資料 4-3-3】を定め、全職員(一部教員を含む)を対象とした SD 研修会を実施している【資料 4-3-4】。また、平成 29(2017)年度には、新入職員の研修・育成について「OJT を基本とし、これに一定の効果的な OffJT を組み合わせることにより、大学事務職員として職務上必要とされる知識や技能を高め、意識と意欲を喚起する」という基本方針を示した【資料 4-3-5】。新入職員を対象とする研修会には、新入職員の他、希望する職員の参加を可能としている。

職員人事評定制度は平成 20(2008)年度に導入した【資料 4-3-6】。評定は、人事評定表をもとに、表 4-3-1 に示す評定者が行う。

表 4-3-1 職員人事評定における評定者

職 位	評 定 者		
	1 次	2 次	3 次
一般職員	所属課長	担当部長	法人局長・事務局長
課 長	担当部長	法人局長・事務局長	学長又は理事長
部 長	法人局長・事務局長	学長	理事長
法人局長・事務局長	学長	理事長	—

その後、事務部門管理職会議による部内調整を経て理事長へ結果が報告され、評定が確定する。人事評定の確定後、人事評定表と人材育成計画シートをもとに上司が部下に対し評定面接を実施し、評定結果を説明するとともに、今後の目標について話し合いを行っている。更に、平成 29(2017)年度以降は、嘱託職員及び臨時職員などの有期雇用職員を対象とする人事評定、派遣職員を対象とする人事評定を行っている。この評定結果は、有期雇用等職員の公正な処遇、雇用継続の判断の参考の一つとしている。

(3)4-3 の改善・向上方策（将来計画）

職員の資質・能力向上と教育支援を図る体制の構築はできているが、大学全入時代の到来、社会情勢の変容など、私学を取り巻く環境が一層厳しくなる中、時代のニーズに対応して大学運営を行う上で高度な知識と対応力を持った人材育成は不可欠である。今後は、大学事務職員に加え、大学運営に関わる教員の資質・能力向上を図るために、教職協働の SD 活動を継続的に展開する。また、階層別・機能別の研修システムの構築に取り組む。

更に、本学事務職員の過半数を占める臨時・嘱託職員などの有期雇用職員、派遣職員

の戦力化を見据えた職務形態の整備と規程の円滑な運用、また正規事務職員を柱に据えた組織内での適正配置を促進する。

4-4 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

本学における研究環境の整備と運営は学術研究会議が担っている。学術研究会議は、「熊本保健科学大学学術研究会議運営規程」に則り、学長指名の学術研究部長が議長となり、本学の学術研究に関する事項を審議している【資料 4-1-5】【資料 4-1-6】。学術研究会議の委員は学術研究部長が各学科の原則として教授から指名する。学術研究会議は定例・臨時を合わせて年 10 回程度の会議を開催し、必要に応じて大学運営協議会への上申を行う。

学術研究会議のもとには、研究誌委員会、ライフサイエンス倫理審査委員会、バイオセーフティ委員会、遺伝子組換え委員会、動物実験委員会及び発明委員会を置き、適切な運営がなされるよう図っている。学術研究会議を中心に各委員会では本学の研究活動状況を検証し、問題点を改善する取り組みを行っている【資料 4-4-1】。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

本学は、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 26 年 2 月 18 日改正）、日本学術会議声明「科学者の行動規範」（平成 18 年 10 月 3 日公表、平成 25 年 1 月 25 日改定）に準拠し、「熊本保健科学大学における公的研究費の取扱い及び不正使用防止に関する規程」、「熊本保健科学大学における研究活動に係る不正行為に関するガイドライン」を設けている【資料 4-4-2】【資料 4-4-3】。更に、研究活動の不正行為に関し、以下の基本方針や規程などを整備している【資料 4-4-4】。

- 熊本保健科学大学における公正な研究活動行為に関する行動規範
- 熊本保健科学大学における研究活動に係る不正行為防止に関する基本方針
- 熊本保健科学大学公的研究費不正使用防止計画
- 熊本保健科学大学公的研究費に係る内部監査内規
- 熊本保健科学大学公的研究費の運用に関わる不正等に対する取引停止取扱規程
- 公的研究費に係る換金性の高い物品の管理と確認及び特殊な役務の検収に関する申合せ

物品購入の発注は総務課が一括して行い、その手続きは会計システムにより管理され

ている。また、納入の際は検品を徹底している。

研究倫理教育として、研究者、大学院生及び研究費の運営・管理を行う事務職員には倫理教育に係る研修として、「APRIN e-ラーニングプログラム(CITI Japan)」を履修することを義務付けている【資料 4-4-2】。

研究プロジェクトにおける研究倫理に関しては、専門の委員会において審議を行っている。人を対象とする研究に関しては、ライフサイエンス倫理審査委員会において、研究計画を審査することで、研究及び実験の適正な実施を図っている【資料 4-4-5】。審査は、文部科学省・厚生労働省が示した「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針について（平成 27 年 4 月 1 日施行）」などの指針に沿って行っている。また、動物を使用する研究に関しては、動物実験委員会において、研究計画を審査すると共に、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者に対して教育訓練を実施している【資料 4-4-6】。教育訓練の内容は、動物実験の基本方針と実践倫理、関係法令・指針などに関する事項、本学における動物実験の規則と運用などである【資料 4-4-7】。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

研究費には、専任教員が教育研究のために裁量できる「研究及び教育研鑽費」と、学内の競争的資金である「学内研究費（教育研究プログラム・拠点研究プロジェクト）」の 2 種類がある【資料 4-4-8】。また、学外の研究助成、研修会やセミナーについて学内掲示板及び学内用 Web 掲示板に掲載し、周知を行っている【資料 4-4-9】。

(イ) 「研究及び教育研鑽費」とその運用

「研究及び教育研鑽費」は、研究費と研究旅費で構成され、年間研究計画書を提出することにより一律支給される（研究費：講師以上年額 30 万円・助教 20 万円、研究旅費：10 万円 / 年間）。研究費と研究旅費は相互に流用可能である。当該年度の実績は「研究及び教育研鑽費（研鑽費）実施報告書」として提出を義務づけ、適切な運用を図っている【資料 4-4-10】【資料 4-4-11】。

(ロ) 「学内研究費（教育研究プログラム・拠点研究プロジェクト）」とその運用

学内研究費（教育研究プログラム・拠点研究プロジェクト）（以下「P&P」という。）は、専任教員が毎年 1 月初旬（新規申請）または 1 月下旬（継続申請）までに申請し、審査、採択を通じて配分される競争的資金である。この資金は、表 4-4-1 に示す種目に分類される。

表 4-4-1 学内研究費(P&P)の種目一覧

種 目	申請額 (年額/件)
A タイプ【先端的共同研究支援】	200 万円まで
本学における中核的研究としてCタイプや科学研究費の「基盤研究C」、「若手研究」レベルを受領して十分な成果をあげ、さらに我が国の中核的な学術研究として発展する見込みのある優れた学内共同研究(科学研究費の「基盤研究B」レベル以上をめざす)を支援する。これは、複数年度(2~3年)にわたって継続的に実施し、その成果の点検評価を受ける。	
B タイプ【教育研究システム改革研究支援】	50 万円まで
本学における教育研究システムの改革(大学入試や大学教育方法の改善への取り組み等)の推進に関する研究を支援する。これは、原則として2~3年間にわたって継続的に実施し、その成果の点検評価を受ける。	
C タイプ【中核的研究支援】	80 万円まで
本学における中核的研究、専門領域の研究を支援する。	
D タイプ【若手・萌芽的研究支援】	70 万円まで
若手研究は博士学位取得後8年未満の自立した研究者が一人で行う研究を対象とする。 萌芽的研究は独創的な発想や意外性のある着想による芽生え期の研究を支援する。	
E タイプ【人文・社会科学・看護学研究支援】	40 万円まで
人文・社会科学及び看護学の研究を重点的に支援する。	
その他の支援	70 万円まで
【地域包括連携医療教育研究センタープロジェクト支援】	
地域包括連携医療教育研究センタープロジェクト事業として行う研究を支援する。学内を主とした研究グループによるものを対象とする。	25 万円まで
【国内・海外研修費支援】※年2回(1月・7月)募集	
海外での学会発表、現地調査、情報収集や国内・海外研修に係わる費用を支援する。なお、国内研修の場合は1週間以上のものを対象とする。 応募が多い場合は、若手を優先する。 学会発表の場合、応募した演題が受理されなければ研究費は使用できない。	5~10 万円まで
【学位取得支援】	
大学院博士後期課程在学中、あるいは2019年度入学を予定している教員が申請できる。他大学の大学院博士前期課程(修士課程)在学中、あるいは2019年度入学を予定している教員も応募できる。※重複申請可(採択はいずれかひとつ)	

平成 31(2019)年度は前年度よりの継続分を含め、中核的研究を支援する C タイプ (研究期間 1~3 年、研究費額上限 240 万円/件) 18 件、若手・萌芽的研究支援の D タイプ (研究期間 1~2 年、研究費額上限 140 万円/件) 4 件、人文・社会科学・看護学支援の E タイプ (研究期間 1~3 年、研究費額上限 120 万円/件) 3 件、地域包括連携医療教育研究センタープロジェクト研究 (研究期間 3~4 年、研究費額上限 160 万円/件) 4 件が採択されている。また、国内・海外研修支援は 4 件採択され、平成 30(2018)年度の学内研究費助成額総計は 19,235,000 円、実績額は 15,541,312 万円であった【資料 4-4-12】。なお、平成 31(2019)年度からは、研究種目「その他の種目」に学位取得支援枠を新設し、教員の学位取得を支援している。

P&P は、研究費の効果的な配分を目的とし、専任教員で構成される教育・研究審査委員会において審査している。教育・研究審査委員会での審査結果に基づく採択案は学術研究会議での審議を経て、大学運営協議会で審議・決定される。当該年度の実績は「学内研究費実施報告書」として報告を義務づけ、研究成果の報告のため 3 月に学内研究発表会 (ポスター形式) を開催するとともに、「学内研究助成報告集」を作成している【資料 4-4-13】【資料 4-4-14】。更に、P&P に研究が採択された場合、外部の競争的資金への申請が義務付けられている。

(ハ) 学術講演会・セミナー開催支援

本学では、学術講演会 (セミナー) の開催支援として、各学科 1 件の応募を見込み、1 テーマあたり上限 10 万円を援助している。平成 30(2018)年度は「地域ネットワークを活用した薬剤耐性菌 (AMR) 対策と感染対策への取り組み~専門職のキャリアパスの視点から~」をテーマに NPO 法人 EBIC 研究会理事長・佐竹幸子氏による講演会を開催した。

(ニ) RA (Research Assistant) などによる人的支援

本学では、「熊本保健科学大学研究員受入規程」「熊本保健科学大学外部資金等により雇用する研究員に関する規則」に基づき、「共同研究員」「研究補助員」「客員研究員」「実験補助員」「実験事務員」を設けている【資料 4-4-15】。平成 30(2018)年度は合計 16 人である。

(ホ) 研究支援のためのその他の取り組み

本学では、研究全般について相談できるメンター制度を設け、平成 27(2015)年度から各学科にアドバイザーを置いている【資料 4-4-16】。また、競争的資金 (主に科研費) の採択率向上のため、申請書の書き方について、科研費採択実績のある研究者からアドバイスを受ける機会を設けている。

更に、機器の有効活用を図るため、学内で共用できる研究機器備品リストを作成し、周知している【資料 4-4-17】。

講義や実習指導等で多忙な教員の研究時間の確保するため、研究・研修日制度を導入した。

(3)4-4 の改善・向上方策（将来計画）

科研費を含む外部資金獲得件数の増加に向けて、複数回採択者に申請書の書き方のポイント等を紹介してもらう講習会の実施や申請者への個別相談窓口の設置などの支援を推進する。併せて、科研費採択率向上のため、P&P の運用の見直しを引き続き行う。

平成 27(2015)年度に研究支援の一環として若手研究者から研究環境に関する意見や要望を聴取し、1号館・2号館の実験室の整備や研究機器の導入など、ハード面の研究環境整備を行った。今後も研究支援体制を強化するため、若手研究者や大学院生などを対象に、研究環境に関する意見や要望の聴取を継続的に行っていく。

【基準 4 の自己評価】

本学では、学術研究会議が、学内研究費の配分、学外からの共同研究計画の受け入れ、若手研究者の支援などを行っており、研究推進体制は整備されている。特に、研鑽費に加え学内研究費の配分を行っている点は、研究支援を重視する本学の姿勢の現れである。

本学では、公的研究費の取扱い及び不正使用防止に関する規程などに加え、研究活動一般の不正行為に関する基本方針などを定め、教職員や学生を含む本学の構成員すべての者に周知し、倫理的な責任主体にふさわしい行動をとることを求めている。

科学研究費補助金については、平成 31(2019)年度は新規 8 件（採択率 22.9%）、継続 12 件が採択されており、科研費採択率向上に向けた取り組みが実を結びつつある。

基準 5 経営・管理と財務

5-1 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1)5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2)5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

熊本保健科学大学（以下「本学」という。）の設置者は学校法人銀杏学園（以下「本学園」という。）である。本学園では、「学校法人銀杏学園寄附行為」（以下「寄附行為」という。）【資料 F-1】に則り諸規程を定め、適切かつ誠実な管理運営を行っている【資料 5-1-1】。また、財務情報を含む学校教育法施行規則に定める教育情報については、大学公式ホームページや銀杏学園通信「ぎんきょう」において公開している【資料 5-1-2】。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

本学は、建学の精神に基づき、「保健医療分野の教育と研究を通して社会に貢献できる医療技術者を養成する」ことをミッションとしている。大学の使命・目的の実現は、これを掲げる「熊本保健科学大学学則」（以下「学則」という。）及び「熊本保健科学大学大学院学則」（以下「大学院学則」という。）【資料 F-3】等に則り、諸規程に沿って継続的に管理運営している。なお、平成 31(2019)年 4 月時点の管理運営体制は図 5-1-1 に示すとおりである。

平成 30(2018)年度より、学校法人銀杏学園及び熊本保健科学大学の経営方針や将来像等について協議し、課題の達成方策や将来の方向性を導き出すことを目的として経営戦略会議が設置された。経営戦略会議の議長は理事長が務め、常勤理事、法人局長、大学事務局長及び経営企画部長が構成員となり、毎月開催している。法人関連の協議内容は理事会へ上申し、大学関連の協議内容は大学運営協議会等に諮ることとしている【資料 5-1-3】。

本学は、使命・目的の実現へ向けて、4 年ごとに中期目標・中期計画を策定している。平成 30(2018)年度は第四次中期計画の完成年度であった。平成 31(2019)年度の計画からは、令和 12(2030)年度を目途として「将来ビジョン」を策定し、そのアクションプランとして期間を 12 年間に拡大した「第一次中長期計画」【資料 1-1-7】を策定した。様式は本学独自に作成し、「教育」「研究」に加えて「経営」を第三の柱とした。更に、目標に対する達成度の基準や期限の明確化を重視した。

また、本学には学科ごとに同窓会組織があり、本学が養成する医療技術者の職能団体的な側面を持っている。平成 24(2012)年には学科ごとの同窓会の緩やかな連合である同窓会連合を発足させ、本学の使命・目的の実現を側面から支援している。

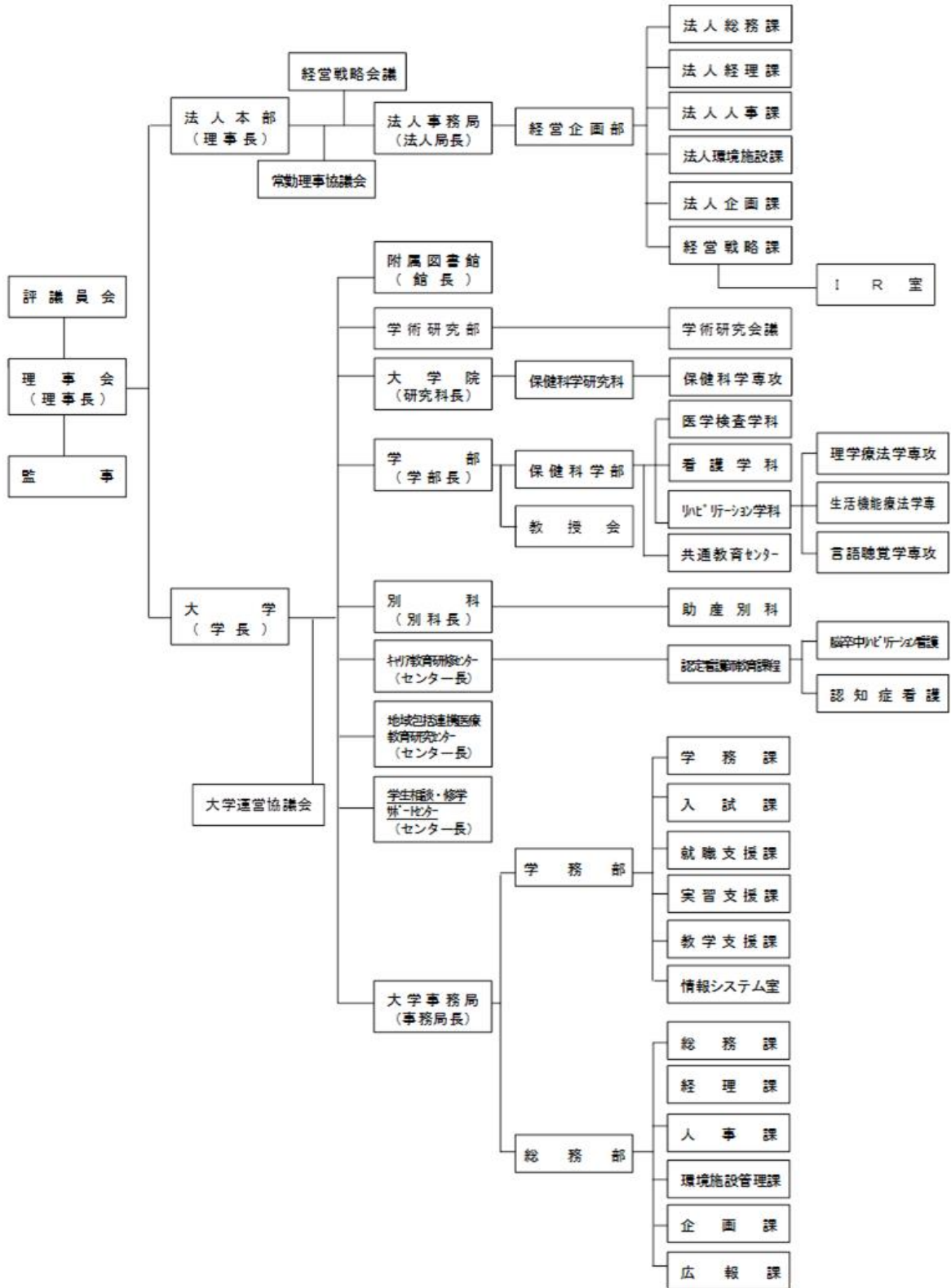


図 5-1-1 学校法人銀杏学園 運営組織図

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(イ) 環境保全への配慮

省エネルギー対策については、1号館屋上に設置の太陽光発電設備を設置し、その実績は年55万kWh前後、学内電力使用量の2割前後を賄っている。また、平成31(2019)年には、最大電力使用量を制御するデマンドコントロール装置を導入するほか、クールエコスタイル(クールビズ)の促進、節水・節電協力の掲示を行うなど、継続的な取り組みを展開している。

水質管理については、年1回の簡易専用水道法定検査を受検し、定期排水分析については年に3回熊本市上下水道事業管理課の点検を受け、適正であることを確認している。

化学物質や実験廃液を含む実験系廃棄物については、「感染予防及び危険防止マニュアル」【資料5-1-4】をもとに管理している。この「感染予防及び危険防止マニュアル」は令和元(2019)年度に全面改定を実施した。

環境美化については、業者による清掃を定期的かつ高い頻度で実施しており、敷地内の樹木の手入れや除草作業は職員が定期的に行っている。その他、本学最寄りのJR西里駅及びその周辺を対象に、毎月1回(土曜日)、学生及び教職員がJR職員と協働して清掃活動を行うなど、地域に根差した環境美化に努めている。

(ロ) 人権への配慮

ハラスメント防止への取り組みは、「熊本保健科学大学ハラスメント防止ガイドライン」「熊本保健科学大学ハラスメント防止に関する規程」「熊本保健科学大学ハラスメント防止委員会規程」【資料2-4-22】に定め、リーフレット(「学生編」「教職員編」「実習施設編」)の3種類を作成・配布している。更に、教職員を対象に外部講師によるハラスメント防止研修会を毎年開催している。【資料2-4-23】平成30(2018)年度にはハラスメントに関する実態調査を学生及び教職員を対象にアンケート形式で実施した【資料5-1-5】。

(ハ) 個人情報保護・情報セキュリティへの配慮

本学における「情報セキュリティポリシー」及び「個人情報保護方針」が適正に実施されるよう「熊本保健科学大学情報保護規程」(以下「情報保護規程」という。)を制定し、「情報保護規程」第6条に基づき、本学情報保護の円滑な実施のための機関として情報保護委員会を設置している【資料5-1-13】【資料5-1-14】【資料5-1-15】【資料5-1-16】。本学情報システムの全学総括責任者は学長であり、学長が指名する教授が情報保護管理者として情報保護委員会の議長を務める。また、事務局長は全学実施責任者として情報保護委員会の構成員となり、情報保護管理者と共に情報セキュリティの運営管理を担う。

「情報保護規程」第4条第5項に基づいて外部に情報セキュリティアドバイザーを委嘱し、情報セキュリティアドバイザーを講師とした情報セキュリティ研修会を教職員向けに年2回実施している。

平成29(2017)年度には、危機管理体制を検証するため、標的型攻撃を想定した情報漏洩対応訓練を机上にて実施した【資料5-1-10】。平成29(2017)年度以降、個人レベルでの危機管理意識を高めるため、個人情報等の紛失や漏洩を想定し、全教職員を対象に情

報紛失漏洩報告訓練を実施している【資料 5-1-11】。平成 30(2018)年度には、全教職員を対象に偽装メール訓練を実施し、その結果を全教職員に周知した【資料 5-1-12】。

情報セキュリティに関する本学の規約が学科及び部局レベルで遵守されているかを確認するため、平成 29(2017)年度以降、各学科及び部局に対して 2 年に 1 回情報セキュリティ監査を行っている【資料 5-1-13】【資料 5-1-14】。

(二) 安全への配慮

労働安全衛生法に基づき、衛生委員会を設置している。月 1 回の定期開催と職場巡視などにより、職場の環境保全や危険防止に努めている【資料 5-1-15】。

また、非常変災時の対応として、「熊本保健科学大学非常変災に対する運用マニュアル」【資料 5-1-16】を制定し、非常時連絡の方法、対応内容の協議、休校措置の基準などを定めている。

全学的な危機管理体制として危機管理委員会を組織し、基本方針や規程などを整備すると共に、その運用を危機管理ガイドラインとして定めて一元化、平成 30(2018)年度に現状を確認して見直しを実施している。【資料 5-1-17】。

また、防災訓練を年 1 回実施している【資料 5-1-18】。平成 30(2018)年度には平成 28 年熊本地震を教訓として防災マニュアルを新規作成し、以後これに沿って防災訓練を実施している【資料 5-1-19】。

更に、遺伝子組換え生物や病原体の管理等に関する以下の諸規程を定め、研究に関する安全に配慮している【資料 5-1-20】。

- 遺伝子組換え生物等使用安全管理規程
- 遺伝子組換え生物等使用安全管理委員会規則
- 病原体等安全取扱・管理規程
- バイオセーフティ委員会規則
- 動物実験規則
- 動物実験細則
- 飼養保管施設運営部会内規

その他、学内 4 箇所への AED（自動体外式除細動器）設置、休日・夜間の警備員の配置等により、学生及び教職員の安全を確保している【資料 5-1-12】。

(3)5-1 の改善・向上方策（将来計画）

時代の要求、変化に合わせて各種規程を適宜整備することに加え、組織倫理の確立に努め、コンプライアンスの組織風土を醸成する。

また、危機管理体制については、熊本地震を受けての防災対策にとどまらず、危機管理ガイドラインをベースに、大学全体として効率的かつ漏れのない対応を推進する。更に、大学という公的な立場を認識し、ホームページなどにより、ステークホルダーに対する適切な情報公開を進めていく。

5-2 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1)5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2)5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

理事会は本学園の最高意思決定機関であり、寄附行為に基づき適切に運営されている。

寄附行為第 5 条に定められる理事の定数は、9 人以上 13 人以内である。理事のうち 1 人を理事長とし、理事長は法人を代表し、業務を総理する。理事長の選任は、理事総数の過半数の議決による。

寄附行為第 6 条に定める理事の選任区分は、「熊本保健科学大学学長」（1 号理事）、「評議員のうちから評議員会において選任（この法人の教員で評議員に選任された者 1 人以上を含むこと。）した者 4 人以上 6 人以内」（2 号理事）、「学識経験者のうちから理事会において選任した者 4 人以上 6 人以内」（3 号理事）である。令和元(2019)年 5 月現在では 1 号理事 1 人、2 号理事 4 人、3 号理事 6 人の計 11 人である【資料 5-2-1】。理事には、熊本県内の医療機関、経済界、本学の設立母体などから学外者を複数選任している。

定例の理事会は年 4 回開催され、決算、補正予算、予算、寄附行為変更、法人関係規則変更、学則変更、事業計画、事業報告、寄附行為に定められた理事及び評議員の選任、その他の重要事項について審議している。

寄附行為第 15 条第 9 項により、理事会は理事総数の過半数の理事が出席しなければならないことと規定されているが、出席状況は高く、平成 30(2018)年度の 5 回の実出席率平均は 90.0%である【資料 5-2-2】。

(3)5-2 の改善・向上方策（将来計画）

年 4 回の定例理事会に加え常勤理事協議会を年 2 回実施している。環境の変化に迅速に対応し、機動的・戦略的意思決定ができる体制を強化するため、今後は常勤理事協議会の回数を増やすなどの検討を行う。

また、私学法の改正に伴い役員の義務と責任が明確化されたことを受け、役員の職務のあり方について見直しを行うとともに、令和 2(2020)年 4 月の改正法施行日までに法令が遵守されているように寄附行為の改正や関連諸規程の制定・改正等を行う。

5-3 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1)5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2)5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

本学園における法人及び大学の各管理運営機関の連携は適切になされている。

法人の管理運営機関として理事会及びその諮問機関である評議員会がある。また、大学の管理運営機関として最終的な意思決定を担う大学運営協議会及び教授会等がある。理事及び評議員が大学運営協議会や教授会の構成員となることで、法人と大学の円滑な意思疎通と連携を可能にしている。

表 5-3-1 法人と大学の管理運営機関の構成員

	理事会	評議員会	大学運営協議会	教授会
理事長	○		陪席	
学 長	○	○	○	教授として出席
副学長	○	○	○	教授として出席
学部長		○	○	○
法人局長	陪席	○	○	陪席
事務局長	陪席	陪席	○	陪席

理事会で審議される事業計画は、中長期計画に基づき各部門及び各委員会が策定し、大学運営協議会での審議を経て上申される。これにより、理事会で審議・承認される事業計画に教職員からの意見や提案が反映される。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

理事及び評議員が大学運営協議会や教授会の構成員となることで、法人と大学の相互チェックを図っている。

監事及び評議員会については寄附行為に基づき、適切に機能している。

(イ) 監事

監事については、寄附行為第 7 条に「この法人の理事、職員又は評議員以外の者から理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する」と規定しており、これに基づき 2 人の監事を選任している【資料 5-2-1】。また、寄附行為第 14 条に基づき、法人業務及び財産状況について監査を実施している【資料 5-3-1】。

監事は理事会及び評議員会に出席して意見を述べることができる。監事は年 1 回の監査法人と理事長との意見交換や、年 6 回の事務部門管理職による理事長への業務報告会にも同席し、運営について知ることができる体制となっている。理事会及び評議員会への監事の出席率は高く、平成 30(2018)年度の出席率は 92.8%である【資料 5-2-2】。

(ロ) 評議員会

寄附行為第 23 条に定める評議員の選任区分は、「法人の職員で理事会において推薦された者のうちから評議員会において選任した者 4 人以上 6 人以内」（1 号評議員）、「法人が設置する学校を卒業した者で、年齢が 25 歳以上の者のうちから、理事会において選

任した者 3 人以上 5 人以内」(2 号評議員)、「学識経験者(職員及びこの法人の設置する学校を卒業した者を除く。)のうちから、理事会において選任した者 12 人以上 16 人以内」(3 号評議員)である。令和元(2019)年 5 月現在では 1 号評議員は 5 人、2 号評議員 4 人、3 号評議員 16 人の計 25 人である。【資料 5-2-1】。なお、3 号評議員(学識経験者)については、医療系の職能団体、熊本県内の医療機関、経済界、本学の設立母体、地域団体など多くの学外者を含んでおり多様な構成となっている。

寄付行為第 21 条の「予算、事業計画などの重要事項については、理事長は、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない」との規定に則り、定例の評議員会を年 2 回開催している。また、決算及び事業報告については、理事会で確定後、評議員会に報告している。

評議員の評議員会への出席率は高く、平成 30(2018)年度の出席率は 96.0% (書面表決出席者を除く。)である【資料 5-2-2】。

(3)5-3 の改善・向上方策(将来計画)

法人及び大学の各管理運営機関の相互チェック機能は適正に働いていると考えられるが、理事会、評議員会の外部構成員に対して学園の実態をより一層理解してもらい、有益な意見を汲み上げられるよう努める。

また、基準 5-2 の改善・向上方策でも記載しているとおり、令和 2(2020)年 4 月までに改正私学法への対応を行う。

5-4 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1)5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2)5-4 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本学では、平成 31(2019)年度より中長期計画が制定されている。財務運営についても中長期計画が示されており、年度ごとの経営数値のみならず、財務関係比率の経営数値目標(経常収支差額 5%以上、人件費率 50%以下など)が設定されている。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

これまでの財務運営の推移は、表 5-4-1 のとおりであり、安定した財務基盤と収支バランスをもって運営がなされている。

表 5-4-1 収支状況の推移

年 度	事業活動 収支差額	資金 収支差額	次年度繰越 支払資金	備 考
平成 26 年度	2.8	3.7	25.6	消費税率改定
平成 27 年度	2.7	△4.4	21.2	
平成 28 年度	1.9	5.5	26.8	熊本地震
平成 29 年度	0.2	△11.2	15.5	アリーナ建設
平成 30 年度	1.1	2.4	17.9	

(単位：億円)

年度予算については、各部門から提出される予算案を経理課が窓口となり、全体の予算案を作成する。予算案は大学運営協議会の審議を経て理事長が承認する。その後、寄附行為に基づき、評議員会において審議・承認され、理事会において審議・決定する。

【資料 5-4-1】【資料 5-4-2】。なお、予算の変更が生じた場合は補正予算案を作成し、予算案と同様の手続きを経て決定している。なお、平成 31(2019)年度予算は、中長期計画の数値目標を念頭において、経常収支差額 5 千万円以上確保等を目標とする予算編成方針にて展開されている。

教育研究を充実させるための外部資金調達に向けて、学術研究会議等により科学研究費、奨励寄附金、受託研究費、共同研究費などの獲得支援体制が整備されている。平成 30(2018)年度における外部資金の導入総額は 35,053 千円となっている。

また、寄付金収入は、平成 30(2018)年度に 24,737 千円獲得している。平成 31(2019)年 3 月より「熊保大夢基金」として更なる整備と寄付金獲得を目指して展開している。

本学の収入源の一つである有価証券等による資産運用についてはリスクを伴うため「学校法人银杏学園資産運用規程」【資料 5-4-3】に基づいた運用を展開している。

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

継続的な教育活動の充実に向け、安定的な経営が維持できるよう、授業料などの見直し、学科の新設、寄附文化の醸成、外部資金の獲得、収益事業などを含めた増収策について検討を行っていく。

5-5 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

予算の執行においては、予算執行責任者である法人局長が、各部門の業務計画に基づ

いて全体の管理を行っている。各部門の予算執行伝票（目的別予算執行伺書）は、諸活動の内容が記載された証憑と共に所属長の決裁を受けて、経理課に回付される。経理課では証憑書類のチェックを行った後、学校法人会計基準に基づいて会計処理を行っている。また、本学には「学校法人银杏学園稟議規程」【資料 5-5-1】、「学校法人银杏学園経理規程」【資料 5-5-2】、「学校法人银杏学園固定資産および物品管理規程」【資料 5-5-3】が整備されており、これらに則った会計処理がなされている。

予算管理については、役員会で確定した当年度予算額に対して、事業活動収入、事業活動支出、事業活動収支差額の推移を、過年度の実績をもとに定期的に管理し、理事長報告会等で情報共有を図っている。部門レベルでは、部門ごとの予算額、予算執行額、執行後予算残高を会計システム(TOMAS-PS/EX2)にて随時更新し、事務局からも実績データを部門責任者に報告するなど管理レベルの強化を図っている。

なお、予算額と乖離がある決算額の科目については補正予算を編成している【資料 5-5-4】。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本学における監査システムは、監査法人による会計監査（外部監査）、監事による業務監査（監事監査）、内部監査の三様監査を実施している。

監査法人による会計監査は、平成 30(2018)年度は 11 回、延べ 37 人により実施され、私学振興助成法に基づく会計監査のほか、大学全般についての運営、管理が適正に行われているかについて、財務面を通して監査が行われている【資料 5-5-5】。

監事による監査は、監査法人監査のスケジュールに合わせて平成 30(2018)年度は 9 回実施し、その都度、公認会計士とも意見交換を行った。また、監事は理事会、評議員会、理事長への業務報告会に出席し、学校法人の業務執行が適切に行われているかを監査している。

更に、監査体制を強化するため、平成 31(2019)年度に内部監査室を設置した。

(3)5-5 の改善・向上方策（将来計画）

平成 30(2018)年度は、事業活動収支差額が 1.1 億円と収支均衡が図られており、財務の健全性は確保されている。今後も引き続き部門別予算管理などによって支出をコントロールし、毎年度の予算の確実な執行を行い、さらなる経営基盤の強化を図っていく。

なお、これまでは予算計上に際して、予算と実執行額との間に乖離が生じており、概して、各学科・部署からの過超予算請求となっていた。平成 30(2018)年度より、部門予算策定時からの部門調整や経費抑制を行うと共に、予算責任者に四半期実績報告を求めなどの取組みの結果、その乖離は大きく解消されているが、執行に対する更なるモニタリングの仕掛けを検討する。

【基準 5 の自己評価】

法人による管理運営は寄附行為に則って適正に行われている。寄附行為に基づき理事会及び評議員会が構成され、重要事項に関する審議や事業に対する適切な監査が行われ

ることで、最高決定機関としての機能が発揮されている。また、大学の運営に関しては、大学運営協議会を定期的を開催し、管理部門と教学部門との連携を図ることで、適切に運営されている。大学における教学の基盤となる環境保全や人権、安全への配慮は適切に行われている。財政については開学以来良好な財政基盤が整えられており、施設・設備の維持・改善に努めながら、統制された会計システムの下で健全な財務状況を維持している。会計処理は学校法人会計基準等に即して適切に実施されている。

基準 6 内部質保証

6-1 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

熊本保健科学大学（以下「本学」という。）における内部質保証の取組みは、アセスメントポリシーに基づく内部質保証、「事業計画書」「事業報告書」に基づく内部質保証、「自己点検・評価報告書」（以下「評価書」という。）に基づく内部質保証の三つの側面から毎年度実施している。

アセスメントポリシーに基づく内部質保証

学修成果の把握を含む教育の内部質保証は、平成 30(2018)年度に教育改革推進会議での検討を踏まえて、従来の内部質保証の取組みを体系的に可視化した「熊本保健科学大学・学部の学修成果の評価方針（アセスメントポリシー）」及び「アセスメントの実施時期と実施主体（アセスメントプラン）」に沿って毎年行うこととしている【資料 6-1-1】

【資料 6-1-2】。アセスメントプランに示すアセスメントの実施は、図 3-3-1 で示したレベルごとに、図 6-1-1 に示す体制のもとで行う。アセスメントの実施主体は、大学運営協議会、教育改革推進会議、自己点検・評価委員会、IR 推進委員会、FD 推進委員会、就職委員会等多岐に及ぶ。内部質保証の責任主体である大学運営協議会は、それらの情報を集約し改善に繋げている。

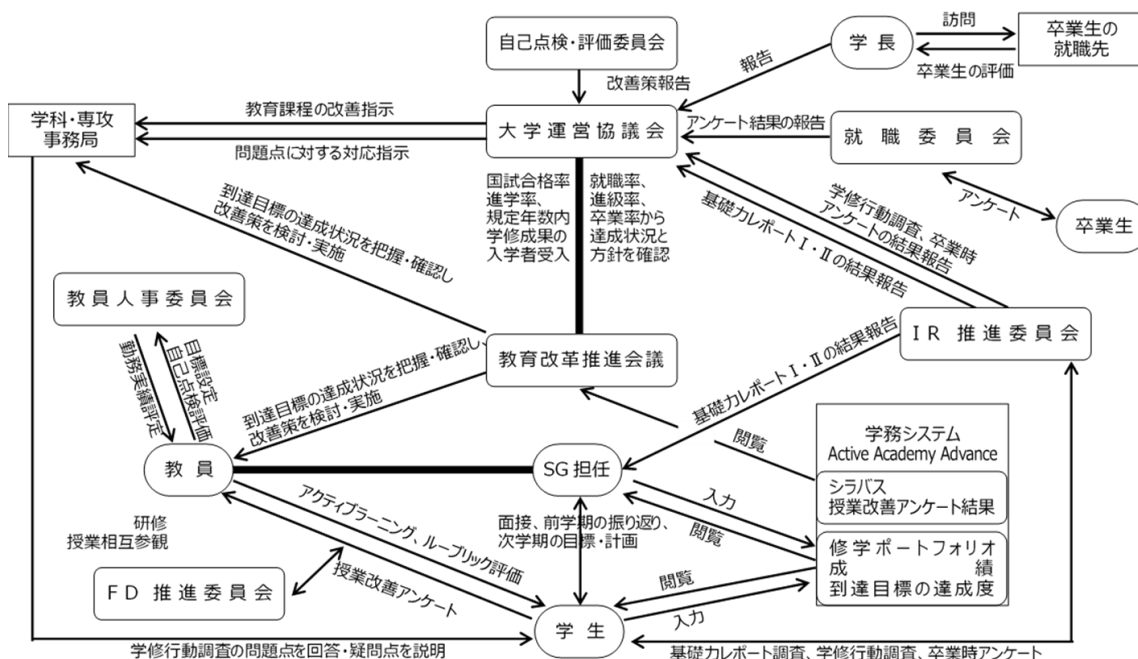


図 6-1-1 アセスメント実施体制

「事業計画書」「事業報告書」に基づく内部質保証

「事業計画書」「事業報告書」に基づく内部質保証は、委員会組織を含む各部門が中長期計画を踏まえ作成した単年度の「事業計画書」及び「事業報告書」をもとに、大学運営協議会が責任主体となって実施している【資料 6-1-3】。その際、各部門は、事業の達成状況を「事業報告書」として大学運営協議会に報告し、次年度の「事業計画書」の立案に繋げている。

評価書に基づく内部質保証

評価書による内部質保証は、自己点検・評価委員会が各部門の実績と課題を集約した評価書をもとに、大学運営協議会が責任主体となって実施している。その際、現状の正確な把握・認識を通して、本学の特色や課題の抽出及び改善に繋げる自己点検・評価の方針を、「熊本保健科学大学学則」（以下「学則」という。）第 2 条【資料 F-3】及び「熊本保健科学大学自己点検・評価に関する規程」（以下「自己点検・評価に関する規程」という。）【資料 6-1-3】、「アセスメントポリシー」【資料 6-1-1】に規定している。

評価書による内部質保証において、評価書をもとに評価の確認・確定、改善策の確認を行うのは、表 6-1-1 に示す自己点検・評価責任者である。自己点検・評価責任者は、点検・評価の責任者であると共に、目標の設定や改善策を実施する方向で活動する権能を有する担当者として位置づけられている。自己点検・評価委員及び自己点検・評価責任者は、他の学内委員会と同じく 2 年任期（再任可能）であり、委員が不在の年度はなく、委員会業務を恒常的な活動として位置づけている【資料 6-1-4】。

表 6-1-1 自己点検・評価責任者

事項	責任者
大学に関する事項	理事長、学長、副学長、学部長、学術研究部長
学部・学科等に関する事項	学部長、学科長、共通教育センター長
研究科に関する事項	研究科長
別科に関する事項	別科長
総務部に関する事項	事務局長
図書館に関する事項	図書館長

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価に基づく内部質保証は、全学的に実施され、責任体制を明確にして取り組んでいるが、質保証の客観性をより高めるため、学生や外部のステークホルダーの参画を念頭に入れた体制の整備が必要である。

6-2 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2)6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学では、内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の定期的な実施と結果の共有、社会への公表を以下のように行っている。

アセスメントポリシーに基づく内部質保証

アセスメントポリシーに示された内部質保証のための各種調査は、アセスメントプランに沿って行われる。大学運営協議会は、委員会等の実施主体による分析・検討を経た調査結果を集約し改善に繋げている。また、基準 2-6（学生の意見・要望への対応）や基準 3-3（学修成果の点検・評価）に記載した学修行動調査等の結果は学内用 Web 掲示板等を通じて学内で共有している【資料 6-2-1】。

「事業計画書」「事業報告書」に基づく内部質保証

本学では、中長期計画を踏まえ、委員会組織を含む各部門が単年度の「事業計画書」を作成し、上部組織会議体（教授会、研究科委員会、学術研究会議、大学運営協議会）での承認を経て、年度末の理事会に提出する。各部門は、この「事業計画書」に基づき業務を遂行する。当該年度終了後、各部門は「事業計画書」に対応づけた「事業報告書」を作成し、上部組織会議体（教授会、研究科委員会、学術研究会議、大学運営協議会）に提出する。「事業報告書」は、大学運営協議会での承認を経て、理事会に提出される。

このように、本学では、毎年、「事業計画書」に基づく事業の遂行がどのように行われたのかを「事業報告書」により確認し、次年度の「事業計画書」の立案に繋げている。

「事業報告書」は、評価書に基づく内部質保証におけるエビデンス資料となる。なお、大学運営協議会で承認された「事業計画書」及び「事業報告書」は、学内用 Web 掲示板等を通じて学内で共有している【資料 6-2-2】。

評価書に基づく内部質保証

評価書による内部質保証は、「自己点検・評価に関する規程」第 3 条第 2 項に基づき原則として毎年度実施し、「自己点検・評価に関する規程」第 4 条に掲げる項目について、前年度の状況を点検・評価する。その際、前年度の「事業報告書」などエビデンスとなる資料とともに各部門の実績を自己点検・評価委員会が集約する。報告書は教授会での承認を経た後、大学運営協議会に提出される。大学運営協議会は、提出された評価書を検討し、最終的な評価書として承認する。その際、「自己点検・評価に関する規程」第 8 条に基づき、改善が必要と認められた事項については、担当部門に改善策の具体的な検討を付託し、次年度の評価書作成までに改善策の実施状況を確認し、評価書に反映する。大学運営協議会で承認された評価書は、理事会に報告された後、大学公式ホームページにより社会に公表している【資料 6-2-3】。

外部評価結果による質保証

以下に示す外部評価の受審・認定を受けることで、教育研究の質保証に繋げている。

- 公益財団法人 日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価
- リハビリテーション教育評価機構によるリハビリテーション学校評価
- WFOT（World Federation of Occupational Therapists）による作業療法士教育

の基準 (Minimum Standards for the Education of Occupational Therapists)

- 国立大学法人動物実験施設協議会・公私立大学実験動物施設協議会による動物実験に関する相互検証

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学のIR機能は、IR推進委員会とIR室が担っている。IR推進委員会は、平成29(2017)年度に、それまでの「IR推進室」を全学委員会として再編したものである。また、IR室は法人事務局経営企画部経営戦略課内に設置された組織である【資料6-2-4】。IR推進委員会は教学IR、IR室は経営に資するIRを担っている。IR推進委員会では、「アセスメントポリシー」及び「アセスメントプラン」に沿って、基準2-6 (学生の意見・要望への対応) や基準3-3 (学修成果の点検・評価) について「大学生基礎力レポート I」「学修行動調査」等の調査を実施した。これにより、教学マネジメントに資する現状把握及びデータ収集・分析を行っている【資料3-3-2】。

本学では、これらに加え、各種調査及びデータの収集・分析をそれぞれの委員会や部署が実施し、IR推進委員会に報告している。

(3)6-2 の改善・向上方策 (将来計画)

内部質保証の実質化が求められる中で、学修成果を可視化し、PDCA サイクル等の仕組みに基づく改善に繋げることが必要であり、これらは、改革に意欲的な組織の醸成やIR活動の実質化等によって成し遂げられる。本学では、教育の内部質保証の核となる学修成果を把握するために平成 30(2018)年度に策定したアセスメントポリシー及びアセスメントプランを策定した。教育の内部質保証のため、これらに沿って学修成果の把握を着実に実施すると共に、IR 組織がデータの分析と集約を行い、客観的なデータに基づく自主的・自律的な自己点検・評価を推進する。

6-3 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1)6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2)6-3 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

本学は、アセスメントポリシーに基づき学修成果を把握・評価し、三つのポリシーに基づく教育が適正に実施されているかを点検・確認することで、三つのポリシーを起点とする内部質保証を行っている【資料 6-1-2】。

大学運営の改善・向上のための内部質保証は、アセスメントポリシーに記載された各種調査結果に加え、中長期計画を踏まえた「事業計画書」「事業報告書」と、それらをエビデンスとする評価書に基づき行っている。

上述のように、本学では、内部質保証の取組みを多面的かつ継続的に実施し、大学運営の改善・向上のために機能させている【資料 6-3-1】。また、自己点検・評価委員会は、日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価の受審結果を踏まえ、受審時に指摘を受けた部分を中心に改善を図った。

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

PDCA のサイクルの仕組みは適切に機能しているが、引き続き社会情勢や環境等の変化に合わせて仕組みの改善を行っていく。また、前年度の報告書において「改善・向上方策」として挙げた箇所に関して、該当部門の事業計画書へ反映させるなどの取組みを行う。教育の内部質保証については、アセスメントポリシー及びアセスメントプランに沿って、三つのポリシーが適切に機能しているかを評価し、必要に応じた改善に繋げていく。特に、内部質保証のサイクルに学生及び学外識者の参画を実現する。

【基準 6 の自己評価】

本学では、内部質保証の取組みとして、アセスメントポリシーに基づく内部質保証、「事業計画書」「事業報告書」に基づく内部質保証、評価書に基づく内部質保証の三つの側面から自主的・自律的な自己点検評価を毎年度実施し、社会への公表を適切に行っている。更に、客観的なデータに基づく自主的・自律的な自己点検評価を推進するための IR 組織として、IR 推進委員会と経営戦略課内の IR 室が学修成果の把握と分析を行っている。

これらの仕組みのもとで、アセスメントポリシーに基づく学修成果を可視化し、三つのポリシーに基づく教育が適正に実施されているかを点検・確認している。また、「事業計画書」「事業報告書」と評価書による二重の自己点検評価により、改善向上方策のほとんどについて具体的な取組みがなされている。このように、大学全体の PDCA サイクルが確立され、内部質保証の機能が確保されている。

Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域貢献

A-1. 地域貢献活動の実施体制

(1) A-1 の自己判定

独自基準 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

熊本保健科学大学（以下「本学」という。）の地域連携活動については、地域連携委員会及び地域包括連携医療教育研究センター（愛称「ちいき楽暮（らぼ）」）（以下「ちいき楽暮」という。）が、本学のミッションである「保健医療分野の教育と研究を通して社会に貢献できる医療技術者を養成する」のもとに、それぞれの方針を掲げて活動している【資料 A-1-1】。また、「熊保大クラブ活動振興宣言」「熊保大ボランティア・スピリット」のもとで、複数のクラブ・サークルが主体的にボランティア活動を行っている。

更に、教育資源の提供及び還元等を通して、地域に貢献している。

地域連携委員会は、学科選出の教員及び総務課長で構成される教職協働の組織であり、「熊本保健科学大学地域連携委員会規程」【資料 A-1-2】第 6 条の規定に沿って、学生の社会貢献活動への参加を促し、全学的な地域連携活動を推進している。

ちいき楽暮は、「熊本保健科学大学地域包括連携医療教育研究センター規程」第 2 条及び第 3 条の規定に沿って、地域包括ケアシステムに関する研究や地域医療に関する教育プログラムの充実を図り、地域の保健医療の質の向上と健康増進に寄与することを活動方針としている【資料 A-1-3】。また、その取り組みへの学生の参加を促し、将来地域において活躍できる医療技術者の養成を目指している。これもまた、本学のミッションである「保健医療分野の教育と研究を通して社会に貢献できる医療技術者を養成する」に沿ったものである。ちいき楽暮の構成員は、学長が指名するセンター長と、専任教員 2 人、事務職員 1 人の計 4 人で、令和元(2019)年 5 月 1 日現在、センター長は学術研究部長を兼務する研究担当の副学長が務めている。

これらに加え、表 A-1-1 に示す活動は、事務部門が窓口となっている。

表 A-1-1 事務部門が窓口となる地域連携活動

窓 口	地域連携活動
企画課	公開講演会「熊保大健康と科学の夕べ」
	市民対象の出前講座
	熊本保健科学大学ブックレット
総務課	市民の健康生活を考える会（MUSASHI 会）
	井芹川清掃
	施設の開放
学務課	西里駅清掃
企画課・総務課・学務課	大学コンソーシアム熊本を通じた活動

(3)A-1 の改善・向上方策（将来計画）

地域連携委員会の活動については、委員や協力教職員の休日出勤などの負担も大きくなっている。特定の教職員や学生に負担が集中することを避けるために、実施体制の拡充、イベントごとの体制の再検討に加え、学内から広く協力者を募るなどの改善を図る。

現在は、地域連携委員会とちいき楽暮による活動が個別に展開されているが、双方が連携して効率的な運用を果たすことも検討する必要がある。

A-2. 地域貢献の具体的取組み

(1)A-2 の自己判定

独自基準 A-2 を満たしている。

(2)A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

教職員と学生が一体となって組織的に地域貢献に取り組んでいる。

地域連携委員会

平成 30(2018)年度は、表 A-2-1 に示すイベントにおいて本学ブースを設置し、教職員延べ 60 人と学生延べ 223 人が来場者延べ約 1,500 人の健康測定・体力測定等を行った。これらの活動は地域貢献と同時に学生の教育にも資するものである。【資料 A-2-1】。

表 A-2-1 地域連携委員会による地域貢献活動

イベント名	主催者
西里校区グラウンドゴルフ大会	西里校区グラウンドゴルフ協会
花と食の祭典（5月）	株式会社フードパル熊本
城北校区秋まつり「ふれあいの日」	城北小学校 PTA
ふれあいフェスタ in ほくぶ	ふれあいフェスタ in ほくぶ実行委員会（北部まちづくりセンター）
フードパルフェスタ（11月）	株式会社フードパル熊本
井芹川流域大清掃	西里校区まちづくり委員会
MUSASI 会（市民の健康生活を考える会）	寿量グループ（熊本機能病院）、熊本保健科学大学、崇城大学
西里校区健康ウォーキング大会	西里校区健康づくり委員会



図 A-2-1 地域貢献活動の様子（健康測定・体力測定、清掃活動）
（左上）フードパルフェスタ、（右上）花と食の祭典、（下）井芹川清掃

ちいき楽暮

平成 30(2018)年度、ちいき楽暮では以下の活動を行った。

- ・若い世代からのフレイル予防事業（熊本市北区との連携事業）

熊本市が行う幼児健診（1歳半健診・3歳健診）に同伴する保護者に対して、平成 30(2018)年度から、医学検査学科を中心とした各学科の教員と共に、骨密度と血糖値、ヘモグロビン A1c を測定し、保健指導や情報提供を通して、若い世代からのフレイル予防を行っている。【資料 A-2-2】

- ・地域住民や保健医療専門職者向け講演会・研修会の実施

地域の住民や保健医療福祉専門職者向けのセミナーや研修会を実施した【資料 A-2-3】。なお、本学では平成 15(2003)年度の開学より、「生命の尊厳」を基調テーマとして一般市民向けの公開講演会を開催してきた。【資料 A-2-4】。平成 29(2017)年度より「熊保大健康と科学の夕べ」としてリニューアルし、平成 30(2018)年度よりちいき楽暮が主催している。

表 A-2-2 地域住民や保健医療専門職者向け講演会・研修会

開催日	タイトル	場所	講師
平成 31(2019)年 1 月 31 日	Let's look for Inside Out Solutions! ～答えはコミュニ ティにある～	熊本保健科学大学 50 周年記念館	Arvind Singhal 氏(テキサス大学 コミュニケーシ ョン学部・教授)
平成 31(2019)年 2 月 26 日	聞き書き寄席 人生楽 ありゃ苦もあるさ♪～ 語る喜び、聞く楽しみ～	熊本保健科学大学 キャンパステラス	三遊亭鳳豊氏(落 語家)・天野良平 (日本聞き書き 学校講師・金沢大 学名誉教授)
平成 31(2019)年 3 月 1 日	人生 100 年時代の社会保 障を考える～高齢者と若 者の共生を目指して～	熊本保健科学大学 50 周年記念館	西村周三氏(一般 財団法人医療経 済研究・社会保健 福祉協会医療経 済研究機構所長)
平成 31(2019)年 3 月 15 日 熊保大健康と科学のタベ	人生の最終段階におけ る医療・ケアに関する意 思決定支援	熊本保健科学大学 50 周年記念館	清水哲郎氏(岩 手保健医療大学 学長)

・「聞き書き」プロジェクト

保健・医療・福祉の専門職者と医療系大学生が地域の中で「聞き書き」を通して他者と連携する「つなぐ力」を醸成することを目的としたプロジェクトである。平成 30(2018)年度は、「聞き書き」講座や「聞き書き」ボランティア講座を計 5 回実施した。これらの講座には、大学の教職員や学生だけでなく、地域の保健医療職、行政職員、地域で活動するボランティア等が参加した【資料 A-2-5】。

表 A-2-3 「聞き書き」プロジェクトの活動

開催日	タイトル	場所	備考
平成 30(2018)年 4 月 18 日	第 1 回「聞き書き」講座 (基礎編)	熊本保健科学大学 キャンパステラス	「基礎セミナー」 2 グループを含む
平成 30(2018)年 10 月 29 日	第 2 回「聞き書き」講座 (フォローアップ)	熊本保健科学大学 キャンパステラス	
平成 31(2019)年 2 月 26 日	第 3 回「聞き書き」講座 (フォローアップ)	熊本保健科学大学 キャンパステラス	「聞き書き寄席」 同時開催
平成 30(2018)年 12 月 7 日	第 1 回「聞き書き」 ボランティア養成講座	熊本保健科学大学 ちいき楽暮	
平成 31(2019)年 3 月 22 日	第 2 回「聞き書き」 ボランティア養成講座	合志市緑館	

・地域包括連携医療教育研究センタープロジェクト支援

平成 30(2018)年度、前年度の「地域で育ち、地域で暮らし、地域で看取る」をテーマとした学内公募プロジェクトを、教育研究プログラム・拠点研究プロジェクトの一種目「地域包括連携医療教育研究センタープロジェクト支援」へと改編した。平成 30(2018)年度は、4 件のプロジェクトが採択された。

表 A-2-4 地域包括連携医療教育研究センタープロジェクト支援採択課題

研究課題	研究代表者 (学科)	採択額 (千円)
地域の言語発達障害児支援と大学生の学びの場充実化プロジェクト～臨床、教育、研究を实践できる大学ブランディングの構築～	岩村健司 (リハビリテーション学科)	470
地域高齢者へのイキイキ生活サポートー食べることについてー	松原慶吾 (リハビリテーション学科)	392
若い世代からのフレイル予防対策	檜原真二 (医学検査学科)	800
熊本県 A 町における運動介入後の健康度調査	山元総勝 (リハビリテーション学科)	800

・減災型地域社会のリーダー養成プログラム (熊本大学・熊本県立大学との連携)

熊本大学及び熊本県立大学との大学間連携共同教育推進事業による「減災型地域社会のリーダー養成プログラム」の一環として、保健科学基幹科目の選択科目「災害時における保健医療」を開講している。この科目では、3 大学が合同で演習を行っており、平成 30(2018)年度は本学において 1 泊 2 日の避難所演習を行った【資料 A-2-6】。

・その他

その他、共催イベントとして、「地域を創り、地域で暮らすー障害者芸術と地域創造の可能性ー」(2018 年 10 月 10 日～10 月 21 日、熊本保健科学大学キャンパステラス、共催：アール・ブリュット パートナーズ熊本)と、「第 3 回重度肢体不自由児のための ICT を活用したコミュニケーション支援講座」(2019 年 3 月 31 日、独立行政法人国立病院機構南九州病院、共催：鹿児島 SMA の会)を実施した。

地域でのボランティア活動

本学では、開学以来学生が自主的にボランティア活動に取り組んできた。平成 28 年熊本地震においては、自身が被災者でありながら多くの学生がいろいろな場所で自主的にボランティア活動に参加した。こうした開学以来の精神を受け継ぎ、更に上げていくために、平成 30(2018)年度に「熊保大ボランティア・スピリット」を発表した。この「熊保大ボランティア・スピリット」及び「熊保大クラブ活動振興宣言」のもとで、学生がクラブ・サークルあるいは個人としてボランティア活動を行っている【資料 2-4-19】。

平成 31(2019)年 2 月には、難病患者とその家族の支援に取り組んでいる Lovers が「平成 30 年度学生ボランティア団体助成事業」の表彰を受けている。また、平成 31(2019)

年3月に行われた平成30年度卒業式では、認知症の啓発支援や障害児サポート、児童育成ボランティア等に取り組んだ学生が酒匂賞や学部長表彰（社会活動賞）の表彰を受けた【資料2-4-7】【資料A-2-7】【資料A-2-8】。

これらに加え、学友会によるJR西里駅（本学の最寄駅）の清掃活動を定期的に行っている。この清掃活動は、平成23(2011)年に始まり、JR九州職員と共に学生・教職員が参加している。【資料A-2-9】。また、西里校区まちづくり委員会が行う井芹川流域大清掃に教職員・学生が参加している。

その他の地域連携

・コンソーシアム熊本を活用した連携

一般社団法人大学コンソーシアム熊本は「熊本県内にある大学・高等教育機関等と行政・経済界が連携・協力して、高等教育機関の教育・研究・社会貢献の充実及び地域社会の向上・発展に寄与すること」を目的とした団体である。県内の全高等教育機関14校と行政（熊本県、熊本市）から成り立っており、本学は正会員として積極的に活動に関与している。【資料A-2-10】

平成30(2018)年度は、私立大学等改革総合支援事業タイプ5「プラットフォーム形成」への申請のため、熊本学園大学、崇城大学と共にコンソーシアム熊本を活用したプラットフォーム形成に取り組んだ【資料A-2-11】。

・自治体等との協定に基づく連携

多岐にわたる地域連携活動に取り組むため、熊本市北部商工会（地域協定）、合志市（包括協定）、熊本市（大規模災害時に設置する「福祉避難所」に関する協定）、阿蘇市（災害協定）と協定を締結している。また、大学間連携共同教育推進事業の共同実施に関し、熊本大学、熊本県立大学、熊本学園大学、熊本県、熊本市と協定を締結している【資料A-2-12】。

・大学施設の提供

本大学の講義室及びアリーナなどの施設の提供は、平成30(2018)年度実績で年間498件であった。外部からの利用は熊本地震に伴う施設復旧までの本学の一時利用が徐々に減少しているものの、前年度492件より微増となっている。【資料A-2-13】。医療系大学の施設として、医学検査領域、看護領域、リハビリテーション領域関連の専門団体からの利用も多く専門団体活動に大きく貢献している。その他、厚生労働省の医師国家試験の試験会場、熊本県教育委員会主催の教員を対象とする各種研修会、地域商工会議所の各種資格検定試験会場、地域の保育園運動会、国・熊本県・熊本市の選挙会場など広く活用されている。

・教職員の派遣

各学科・専攻などの専門性を活かして、各種専門団体の役員や委員、学会・研修会での業務、市民対象の出前授業などへの講師派遣、市民対象イベントのボランティアスタッフ派遣などを行っている【資料A-2-14】。

・MUSASHI会（本学・崇城大学・熊本機能病院）

「MUSASHI会」（市民の健康生活を考える会）は、「地域住民の健康増進を目指すと共に、地域交流の場の提供により、希薄となった地域コミュニティの再生に貢献する」ことを目的として、本学、崇城大学、熊本機能病院により平成 21(2009)年に設立され、健康講座等の活動を毎年展開している。平成 30(2018)年度は、熊本機能病院において「市民公開講座」が開催され、本学はリハビリテーション学科教員を講師とする健康講座を担当した。【資料 A-2-15】。

・熊本保健科学大学ブックレット

平成 21(2009)年度から熊本保健科学大学ブックレットを発刊し、本学から社会への情報発信のひとつとしている。発行タイトルは表 A-2-3 のとおりである。令和元(2019)年度の発行に向けて新刊を準備中である。

表 A-2-3 熊本保健科学大学ブックレット一覧

発刊年度	タイトル
平成 21 年度	オムツを穿いたネコ –もっと猫を知ろう
平成 22 年度	202 本の桜 –花びら遊びて
平成 23 年度	お天道さまには敵わない
平成 24 年度	言葉を生きる
平成 25 年度	感染症とワクチン –熊本の先輩たちの功績
平成 26 年度	脳卒中の予防と治療 –くまモンの脳卒中ノートー

(3)A-2 の改善・向上方策（将来計画）

地域連携委員会の活動では、参加イベントで展開する健康チェックのサービス改善が課題である。具体的には、利用者の待ち時間短縮や測定項目の充実などであり、測定機器の拡充や人員確保などの方策を検討する。

ちいき楽暮の活動では、「災害時における保健医療」についても 3 大学合同で演習を継続的に行う予定である。なお、熊本市北区主催の「子育て世代からのアンチエイジング事業」については、本学においては「若い世代からのフレイル予防対策」として、次年度も実施する予定である。

その他、外部の大学施設利用については、今後も教育関係者、医療関係者、地域団体など、協働関係にある関連分野からの要請に応えるよう配慮するとともに、パークアンドライドなどの新たな施設利用の促進を図っていく。また、一般社団法人大学コンソーシアム熊本、各種協定に基づく活動などにも積極的に参画し、本学の特性を活かしてより一層地域に貢献するよう努める。

[基準 A の自己評価]

学生及び教職員による各種の活動を通じて、本学の存在は地域に浸透しており、現在

は地域の健康増進の一端を担っていると自己評価する。

本学の学生にとって地域連携活動に参加することは、職業意識の涵養や専門の学びの定着の機会であり、対人関係形成力のトレーニングにもなる。実際に、入学時から学友会などを通じて多くの学生が西里駅の清掃活動など何らかの形で地域連携活動に主体的に参加している。

地域連携委員会の活動は年度計画通りに実施されており、グラウンドゴルフ大会及び健康測定・体力測定の実施など積極的に参画している。

ちいき楽暮では、自治体等との連携事業を推進すると共に、地域住民や保健医療専門職者向けの講演会・研修会を実施している。更に、学内研究費の種目として「地域包括連携医療教育研究センタープロジェクト支援」が設定され、複数の研究プロジェクトが研究を進めている。

一般社団法人大学コンソーシアム熊本の活動においては、平成 30(2018)年度も理事会、各部会に積極的に参加し、参加団体と協力して、各種イベントの運営など、高等教育機関の教育・社会貢献の充実及び地域社会の向上・発展に寄与しており、一連の活動は私立大学等改革総合支援事業タイプ 5「プラットフォーム形成」への申請に繋がっている。

本学では、開学以来学生が自主的に様々なボランティア活動を行い、学内のみならず学外の諸団体からも表彰を受けるなど評価されてきた。この精神を受け継ぎ、現在も学生がクラブ・サークルあるいは個人として積極的にボランティア活動に携わっており、地域連携の一端を担っている。

その他、各種の協定に基づいて地域の諸機関・諸団体と良好な協力関係を築き、地域連携を充実したものにしている。また、教育資源の提供という点において、本学が地域医療や地域交流の場として認知され活用されていることは、平成 30(2018)年度の施設貸出実績 498 件という数字に表れている。

本学の建学の精神は「優れた医療技術者の養成を通じて社会に貢献すること」であり、「知識」「技術」「思慮」「仁愛」の四綱領のもと、保健医療系大学として我が国のリーディング大学の一つとなることをコンセプトに、次の三つを将来ビジョンとして掲げている。

- (1) 社会の変化に対応し、リーダーシップを発揮できる医療技術者の養成
- (2) 地域に根ざし、地域と共に歩み、社会の幸福実現に貢献
- (3) 10 年後も 20 年後も選ばれ続けるためのブランド力の強化

今後、様々な地域連携活動を通して、地域の課題を認知し、それらの問題を地域の人々や保健医療専門職、医療機関や自治体等と連携して解決すると共に、地域のためにリーダーシップを発揮して働く医療技術者を育てることが、地域社会への貢献に大きく寄与すると考える。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	熊本保健科学大学学則第 1 条に大学の目的及び使命を定めている。	1-1
第 85 条	○	熊本保健科学大学学則 第 2 章組織 第 4 条に教育研究上の基本組織を定めている。	1-2
第 87 条	○	熊本保健科学大学学則第 13 条に修業年限を定めている。	3-2
第 88 条	○	熊本保健科学大学学則第 23 条に編入学を定めている。	3-2
第 89 条	—	該当しない。	3-2
第 90 条	○	熊本保健科学大学学則第 19 条に入学資格を定めている。	2-1
第 92 条	○	熊本保健科学大学学則第 6 条に職員組織を定めている。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	熊本保健科学大学学則第 9 条に教授会を置くことを定めている。 熊本保健科学大学教授会規程第 8 条に学長が決定を行うに当たり意見を述べる事項を定めている。	4-1
第 104 条	○	熊本保健科学大学学則第 45 条に学位の授与について定めている。	3-1
第 105 条	○	熊本保健科学大学キャリア教育研修センター認定看護師教育課程規則を定めている。	3-1
第 108 条	—	該当しない。	2-1
第 109 条	○	熊本保健科学大学学則第 2 条に自己点検・自己評価について定めている。	6-2
第 113 条	○	熊本保健科学大学学則第 3 条に情報の公開について定めている。	3-2
第 114 条	○	学校法人银杏学園組織運営規程第 12 条、第 14 条、第 15 条に規定を定めている。	4-1 4-3
第 122 条	○	熊本保健科学大学編入学に関する規程第 2 条に出願資格を定めている。	2-1
第 132 条	○	熊本保健科学大学編入学に関する規程第 2 条に出願資格を定めている。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	熊本保健科学大学学則に以下を定めている。 一 第 13 条、第 15 条、第 16 条、第 17 条	3-1 3-2

熊本保健科学大学

		二 第4条、第5条 三 第28条、第29条 四 第32条、第44条 五 第4条、第6条 六 第22条、第36条、第39条、第41条、第44条 七 第46条 八 第57条、第58条 九 該当なし	
第24条	—	該当しない。	3-2
第26条 第5項	—	該当しない。	4-1
第28条	○	学校法人銀杏学園文書取扱規程第25条に文書の整理保管、第26条に文書の保存年限を定めている。	3-2
第143条	○	各種委員会に規定を定めている。	4-1
第146条	○	熊本保健科学大学学則第35条に入学前の既修得単位の認定について定めている。	3-1
第147条	—	該当しない。	3-1
第148条	—	該当しない。	3-1
第149条	—	該当しない。	3-1
第150条	○	熊本保健科学大学学則第19条に入学資格を定めている。	2-1
第151条	—	該当しない。	2-1
第152条	—	該当しない。	2-1
第153条	—	該当しない。	2-1
第154条	—	該当しない。	2-1
第161条	○	熊本保健科学大学学則第27条に編入学等の取扱いについて定めている。	2-1
第162条	○	熊本保健科学大学転入学に関する規程第3条に出願資格を定めている。	2-1
第163条	○	熊本保健科学大学第18条に入学の時期について定めている。 通常の卒業期に卒業できない学生の取扱いに関する内規を定めている。	3-2
第164条	○	熊本保健科学大学キャリア教育研修センター認定看護師教育課程規則を定めている。	3-1
第165条の2	○	学生便覧で掲載するとともに、HPに公開している。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第166条	○	熊本保健科学大学自己点検・評価に関する規程、熊本保健科学大学自己点検・評価に関する規程に定めている。	6-2

熊本保健科学大学

第 172 条の 2	○	熊本保健科学大学学則第 3 条に情報公開について定めている。 HP、银杏学園通信「ぎんきょう」に公開している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	熊本保健科学大学学則第 44 条に卒業証書授与について定めている。	3-1
第 178 条	○	熊本保健科学大学学則第 27 条に編入学等の取扱いについて定めている。 熊本保健科学大学編入学に関する規程第 6 条に定めている。	2-1
第 186 条	○	熊本保健科学大学学則第 27 条に編入学等の取扱いについて定めている。 熊本保健科学大学編入学に関する規程第 2 条第 3 号に出願資格を定めている。	2-1

大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	平成 26 年度に認証評価を受審し「認定」されている。	6-2 6-3
第 2 条	○	熊本保健科学大学学則第 1 条に大学の目的及び使命を定めている。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	アドミッションポリシー及び熊本保健科学大学入学試験委員会規程に沿って、適切に実施されている。	2-1
第 2 条の 3	○	各種委員会の委員として、職員も参画している。	2-2
第 3 条	○	熊本保健科学大学学則 第 2 章組織 第 4 条に教育研究上の基本組織を定めている。また、大学設置基準で求められている人数を大きく上回っている。	1-2
第 4 条	○	熊本保健科学大学学則 第 2 章組織 第 4 条に教育研究上の基本組織を定めている。	1-2
第 5 条	—	該当しない。	1-2
第 6 条	○	熊本保健科学大学学則第 4 条の 5 に定める教育研究施設を置き、その内容、目的においては各種規程に定めている。	1-2 3-2 4-2
第 7 条	○	データ編に示すとおり、大学設置基準に定められている教員数を大幅に上回っており、バランスも取れている。	3-2 4-2
第 10 条	○	主要科目である専門科目の必修科目については、原則として専任の教授又は准教授を配置している。また、演習・実習を伴う授業については責任担当教員を補助する教員を配置して授業を実施している。	3-2 4-2
第 11 条	—	該当しない。	3-2 4-2

熊本保健科学大学

第 12 条	○	学校法人銀杏学園就業規則第 5 条に兼職の禁止を定めている。	3-2 4-2
第 13 条	○	データ編に示すとおり、定められた数以上の教員数を配置している。	3-2 4-2
第 13 条の 2	○	熊本保健科学大学学長選考規程第 2 条に学長候補者の資格について定めている。	4-1
第 14 条	○	熊本保健科学大学教員選考及び昇任に関する規程第 3 条に教授の選考基準を定めている。	3-2 4-2
第 15 条	○	熊本保健科学大学教員選考及び昇任に関する規程第 4 条に准教授の選考基準を定めている。	3-2 4-2
第 16 条	○	熊本保健科学大学教員選考及び昇任に関する規程第 5 条に講師の選考基準を定めている。	3-2 4-2
第 16 条の 2	○	熊本保健科学大学教員選考及び昇任に関する規程第 6 条に助教の選考基準を定めている。	3-2 4-2
第 17 条	—	該当しない。	3-2 4-2
第 18 条	○	熊本保健科学大学学則第 4 条の 2 に収容定員を定めている	2-1
第 19 条	○	教育課程編成・実施の方針を「カリキュラムポリシー」として定めている。	3-2
第 20 条	○	熊本保健科学大学学則第 29 条に教育課程の編成方針を定めている。	3-2
第 21 条	○	熊本保健科学大学学則第 30 条に単位の計算方法を定めている。	3-1
第 22 条	○	熊本保健科学大学学則第 28 条に一年間の授業期間を定めている。	3-2
第 23 条	○	授業暦に週数を記載している。	3-2
第 24 条	○	熊本保健科学大学学修規程第 3 条の 2、第 4 条に定めている。	2-5
第 25 条	○	シラバスに授業方法を記載している。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	熊本保健科学大学学則第 44 条別表第 3 に卒業要件を示し、シラバスに成績評価基準を記載している。	3-1
第 25 条の 3	○	熊本保健科学大学ファカルティ・ディベロップメント推進委員会規程に基づき実施している。	3-2 3-3 4-2
第 26 条	○	大学院は昼夜開講をしているが、学部は実施していない。	3-2
第 27 条	○	熊本保健科学大学学則第 31 条に単位の授与について定めている。	3-1
第 27 条の 2	○	熊本保健科学大学学修規程第 3 条 6 項に履修登録の上限を定める。	3-2
第 28 条	○	熊本保健科学大学学則第 33 条に他の大学等における授業科目の履修等を定める。	3-1
第 29 条	○	熊本保健科学大学学則第 34 条に大学以外の教育施設等における学修について定めている。	3-1
第 30 条	○	熊本保健科学大学学則第 35 条に入学前の既修得単位認定について定めている。	3-1

熊本保健科学大学

第 30 条の 2	○	熊本保健科学大学大学院学則第 10 条 2 項に長期にわたる教育課程の履修について定めている。 学部は該当なし。	3-2
第 31 条	○	熊本保健科学大学学則第 53 条に科目等履修生について定めている。	3-1 3-2
第 32 条	○	熊本保健科学大学学則第 44 条に卒業要件単位を定めている。	3-1
第 33 条	—	該当しない。	3-1
第 34 条	○	学生便覧 212 ページに学内図を示すように、グラウンド、アリーナ等を有している。	2-5
第 35 条	○	学生便覧 212 ページに学内図を示すように、グラウンドを有している。	2-5
第 36 条	○	学生便覧 213～215 ページの学内図に示すとおり。	2-5
第 37 条	○	表 2-5-1 に示すとおり、大学設置基準に定められた面積を大きく上回っており、十分に基準を満たしている。	2-5
第 37 条の 2	○	表 2-5-1 に示すとおり、大学設置基準に定められた面積を大きく上回っており、十分に基準を満たしている。	2-5
第 38 条	○	データ編共通基礎様式 1、学生便覧 121 ページ見取り図に示しているとおおり、十分に基準を満たしている。	2-5
第 39 条	—	該当しない。	2-5
第 39 条の 2	—	該当しない。	2-5
第 40 条	○	固定資産台帳に記載してあるとおおり、十分な機械、器具等を備えている。	2-5
第 40 条の 2	—	該当しない。	2-5
第 40 条の 3	○	決算書の教育研究費に示すとおり、教育研究にふさわしい環境整備に努めている。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	熊本保健科学大学学則第 1 条の目的及び使命に合わせて、大学、学部及び学科の名称を定めている。	1-1
第 41 条	○	学校法人銀杏学園組織運営規程第 11 条、第 12 条に事務組織について定めている。	4-1 4-3
第 42 条	○	熊本保健科学大学事務分掌規程第 3 条の 2 に学務課を置くことを定めている。	2-4 4-1
第 42 条の 2	○	熊本保健科学大学就職委員会規程を定め、学生便覧 83 ページの就職キャリアガイダンス計画に沿って実施している。	2-3
第 42 条の 3	○	学校法人銀杏学園就業規則第 4 条に研修について定めている。	4-3
第 43 条	—	該当しない。	3-2
第 44 条	—	該当しない。	3-1
第 45 条	—	該当しない。	3-1
第 46 条	—	該当しない。	3-2 4-2

熊本保健科学大学

第 47 条	—	該当しない。	2-5
第 48 条	—	該当しない。	2-5
第 49 条	—	該当しない。	2-5
第 49 条の 2	—	該当しない。	3-2
第 49 条の 3	—	該当しない。	4-2
第 49 条の 4	—	該当しない。	4-2
第 57 条	—	該当しない。	1-2
第 58 条	—	該当しない。	2-5
第 60 条	—	該当しない。	2-5
			3-2
			4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	熊本保健科学大学学則第 45 条に学位の授与の要件を定めている。	3-1
第 10 条	○	熊本保健科学大学学則第 45 条に専攻分野の名称を定めている	3-1
第 13 条	○	熊本保健科学大学学則第 45 条に学位の授与について定めている。	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 35 条	○	学校法人銀杏学園寄付行為第 5 条に定めている。	5-2 5-3
第 36 条	○	学校法人銀杏学園寄付行為第 15 条に定めている。	5-2
第 37 条	○	学校法人銀杏学園寄付行為第 11 条、第 12 条、第 13 条、第 14 条に定めている。	5-2 5-3
第 38 条	○	学校法人銀杏学園寄付行為第 6 条、第 7 条に定めている。第 7 項については、就任の際に宣誓書に記載して、確認している。	5-2
第 39 条	○	学校法人銀杏学園寄付行為第 7 条に定めている。	5-2
第 40 条	○	学校法人銀杏学園寄付行為第 9 条に定めている。	5-2
第 41 条	○	学校法人銀杏学園寄付行為第 19 条に定めている。	5-3
第 42 条	○	学校法人銀杏学園寄付行為第 21 条に定めている。	5-3
第 43 条	○	学校法人銀杏学園寄付行為第 22 条に定めている。	5-3
第 44 条	○	学校法人銀杏学園寄付行為第 23 条に定めている。	5-3
第 45 条	○	学校法人銀杏学園寄付行為第 41 条に定めている。	5-1
第 46 条	○	学校法人銀杏学園寄付行為第 34 条に定めている。	5-3

熊本保健科学大学

第 47 条	○	学校法人銀杏学園寄付行為第 35 条に定めている。	5-1
第 48 条	○	学校法人銀杏学園寄付行為第 37 条に定めている。	5-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条	○	熊本保健科学大学大学院学則第 2 条に大学の目的及び使命を定めている。	1-1
第 100 条	○	熊本保健科学大学大学院学則第 2 章組織 第 5 条に教育研究上の基本組織を定めている。	1-2
第 102 条	○	熊本保健科学大学大学院学則第 16 条に入学資格を定めている。	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条	○	熊本保健科学大学大学院学則第 16 条に入学資格を定めている。	2-1
第 156 条	—	該当しない。	2-1
第 157 条	—	該当しない。	2-1
第 158 条	—	該当しない。	2-1
第 159 条	—	該当しない。	2-1
第 160 条	—	該当しない。	2-1

大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	平成 26 年度に認証評価を受審し「認定」されている。	6-2 6-3
第 1 条の 2	○	熊本保健科学大学大学院学則第 2 条に目的及び使命を定めている。	1-1 1-2
第 1 条の 3	○	アドミッションポリシー及び熊本保健科学大学入学試験委員会規程に沿って、適切に実施されている。	2-1
第 1 条の 4	○	各種委員会の委員として、職員も参画している。	2-2
第 2 条	○	熊本保健科学大学大学院学則 第 2 章組織 第 5 条に教育研究上の基本組織を定めている。	1-2
第 2 条の 2	—	該当しない。	1-2
第 3 条	○	熊本保健科学大学大学院学則第 6 条、第 10 条に定めている。	1-2
第 4 条	—	該当しない。	1-2
第 5 条	○	熊本保健科学大学大学院学則 第 2 章組織 第 5 条に教育研究	1-2

熊本保健科学大学

		上の基本組織を定めている。また、大学設置基準で求められている人数を大きく上回っている。	
第 6 条	○	熊本保健科学大学大学院学則 第 2 章組織 第 5 条に教育研究上の基本組織を定めている。	1-2
第 7 条	○	熊本保健科学大学大学院学則第 22 条教育課程の別表第 2 に示している。	1-2
第 7 条の 2	—	該当しない。	1-2 3-2 4-2
第 7 条の 3	—	該当しない。	1-2 3-2 4-2
第 8 条	○	データ編に示すとおり、大学設置基準に定められている教員数を大幅に上回っており、バランスも取れている。	3-2 4-2
第 9 条	○	熊本保健科学大学大学院教員審査委員会規程で審査した者を大学院教員として任命している。	3-2 4-2
第 10 条	○	熊本保健科学大学大学院学則第 5 条に入学定員及び収容定員を定めている。	2-1
第 11 条	○	熊本保健科学大学大学院学則第 22 条に教育課程の方針を定めている。	3-2
第 12 条	○	熊本保健科学大学大学院学則第 22 条教育課程の別表第 2 に示している。	2-2 3-2
第 13 条	○	熊本保健科学大学大学院学則第 29 条に他の大学院における授業科目の履修について定めている。	2-2 3-2
第 14 条	○	熊本保健科学大学大学院学則第 28 条に教育方法の特例について定めている。	3-2
第 14 条の 2	○	熊本保健科学大学大学院学則第 38 条に修了要件を示し、熊本保健科学大学学位規程に学位論文の審査方法を定めている。また、シラバスに成績評価基準を記載している。	3-1
第 14 条の 3	○	熊本保健科学大学ファカルティ・ディベロップメント推進委員会規程に基づき実施している。	3-3 4-2
第 15 条	○	熊本保健科学大学大学院学則第 10 条、第 22 条別表第 2、第 25 条、第 29 条、第 30 条、第 47 条、授業暦、シラバス、履修者名簿に示している。	2-2 2-5 3-1 3-2
第 16 条	○	熊本保健科学大学大学院学則第 38 条に修士課程の修了要件を定めている。	3-1
第 17 条	—	該当しない。	3-1
第 19 条	○	学生便覧 97～100 ページの学内図に示すとおり。	2-5
第 20 条	○	固定資産台帳に記載してあるとおり、十分な機械、器具等を備	2-5

熊本保健科学大学

		えている。	
第 21 条	○	データ編共通基礎様式 1 に示しているとおりに、十分に基準を満たしている。	2-5
第 22 条	○	学生便覧 97～100 ページの学内図に示すとおりに。	2-5
第 22 条の 2	—	該当しない。	2-5
第 22 条の 3	○	決算書の教育研究費に示すとおりに、教育研究にふさわしい環境整備に努めている。	2-5 4-4
第 22 条の 4	○	熊本保健科学大学大学院学則第 2 条の目的及び使命に合わせて、研究科等の名称を定めている。	1-1
第 23 条	—	該当しない。	1-1 1-2
第 24 条	—	該当しない。	2-5
第 29 条	—	該当しない。	2-5
第 31 条	—	該当しない。	3-2
第 32 条	—	該当しない。	3-1
第 33 条	—	該当しない。	3-1
第 34 条	—	該当しない。	2-5
第 34 条の 2	—	該当しない。	3-2
第 34 条の 3	—	該当しない。	4-2
第 42 条	○	学校法人銀杏学園組織運営規程第 11 条に事務組織を定めている。	4-1 4-3
第 43 条	○	学校法人銀杏学園就業規則第 4 条に研修について定めている。	4-3
第 45 条	—	該当しない。	1-2
第 46 条	—	該当しない。	2-5 4-2

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条	○	熊本保健科学大学大学院学則第 39 条に学位授与の要件を定めている。	3-1
第 4 条	—	該当しない。	3-1
第 5 条	○	熊本保健科学大学学位規程第 8 条に審査委員会について定めている。	3-1
第 12 条	—	該当しない。	3-1

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

VII. エビデンス集一覧

エビデンス集(データ編)一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2-3】	学部、学科別退学者及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、医務室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-4】	消費収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-5】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-6】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-7】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-8】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

エビデンス集(資料編)一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人銀杏学園寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内(最新のもの)	
	熊本保健科学大学大学案内(2019)	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	熊本保健科学大学学則、熊本保健科学大学大学院学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱(最新のもの)	
	2018(平成 30)年度学生募集要項 ・ 指定校推薦入試 ・ 一般推薦入試 ・ 一般入試、センター試験利用入試(前期日程・後期日程) 2019(平成 31)年度 助産別科(1 年課程)学生募集要項 2019(平成 31)年度 大学院保健科学研究科学生募集要項 平成 31 年度認定看護師教育課程研修生(認知症看護)募集要項 熊本保健科学大学平成 31 年度入試ガイド	
【資料 F-5】	学生便覧	
	学生便覧 平成 31 年度入学生(2019) 大学院学生便覧 平成 31 年度(2019)	
【資料 F-6】	事業計画書(最新のもの)	
	平成 31 年度熊本保健科学大学事業計画、重点目標 ・ 平成 31 年度部門別事業計画書 ・ 平成 31 年度委員会別事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書(最新のもの)	
	平成 30 年度熊本保健科学大学事業報告 ・ 平成 30 年度部門別事業報告書 ・ 平成 30 年度委員会別事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
【資料 F-9】	キャンパスマップ・アクセスマップ 大学案内(2019) pp.73-76、83-84 校内図 学生便覧(2019)pp.222-225	
	法人及び大学の規定一覧(規定集目次など) 諸規程一覧表	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿(外部役員・内部役員)及び理事会、評議員会の前年度開催状況(開催日、開催回数、出席状況など)がわかる資料(前年度分)	
	学校法人銀杏学園 理事・監事・顧問・評議員名簿 平成 30 年度 理事会・評議員会開催状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類(過去 5 年間)、監事監査報告書(過去 5 年間)	
	平成 26~30 年度財務計算に関する書類 監査報告書	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス(電子データ)	
	Web シラバス	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧(策定単位ごと)	
	三つのポリシー一覧	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況(直近のもの)	
	大学院設置計画履行状況報告書	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況(直近のもの)	
	なし	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	熊本保健科学大学 設置の趣旨	
【資料 1-1-2】	創立 50 周年記念式典リーフレット	
【資料 1-1-3】	平成 21 年 4 月大学運営協議会議事録(抄)及び資料	
【資料 1-1-4】	平成 21 年 4 月教授会議事録(抄)及び資料	
【資料 1-1-5】	熊本保健科学大学のミッション	
【資料 1-1-6】	ホームページ：大学紹介、 大学案内(2019)pp.1-2、 ぎんきょう No.35 裏表紙	
【資料 1-1-7】	熊本保健科学大学の中長期計画(第 1 期)	
【資料 1-1-8】	アクションプラン	
【資料 1-1-9】	熊本保健科学大学の将来ビジョン	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	平成 25 年 8 月臨時教授会議事録及び資料 平成 25 年第 2 回理事会議事録(抄)及び資料	
【資料 1-2-2】	銀杏学園歌	
【資料 1-2-3】	書道コンテスト(写真)	
【資料 1-2-4】	三つのポリシー別紙 1(DP)	
【資料 1-2-5】	三つのポリシー別紙 2(CP)	
【資料 1-2-6】	三つのポリシー別紙 1(AP)	
【資料 1-2-7】	熊本保健科学大学の将来ビジョン～2030 年に向けて～	アセスメントポリシー

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	入学者受入の方針(アドミッションポリシー)	
【資料 2-1-2】	平成 31 年度入学試験要項 p.1、 平成 31 年度入試ガイド p.2-3、 ホームページ：入学案内▶入試情報▶入学者受入れの方針(アド ミッションポリシー)	
【資料 2-1-3】	平成 31 年度 AP と入学者選抜方法との対比表	
【資料 2-1-4】	平成 31 年度入試ガイド	
【資料 2-1-5】	入学試験要項：出願資格	
【資料 2-1-6】	熊本保健科学大学入学者選抜規程(学部、大学院)	
【資料 2-1-7】	熊本保健科学大学入学試験委員会規程(学部、大学院)	
【資料 2-1-8】	定員充足率	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	スモールグループ活動助成金について	
【資料 2-2-2】	スモールグループ(SG)活動の手引き」4 月 9 日メール配信	
【資料 2-2-3】	学生便覧 p.94-95	
【資料 2-2-4】	平成 27 年度入学生の進級及び卒業率一覧	
【資料 2-2-5】	熊本保健科学大学大学院ティーチング・アシスタント規程	
【資料 2-2-6】	熊本保健科学大学スチューデント・アシスタント(SA)に関する規程	
【資料 2-2-7】	平成 30 年度 SA 募集揭示(業務内容)、活動実績	

熊本保健科学大学

【資料 2-2-8】	熊本保健科学大学 学生相談・修学サポートセンター規程	
【資料 2-2-9】	熊本保健科学大学における障がいのある学生への支援に関する基本方針	
【資料 2-2-10】	リーフレット	
【資料 2-2-11】	合理的配慮申請書	
【資料 2-2-12】	ピア・サポーター募集案内、ピア・サポーター目標、年間活動計画 2019	
【資料 2-2-13】	熊本保健科学大学ピア・サポート実施要項	
【資料 2-2-14】	ピア・サポーターのキャリアアップ体制	
【資料 2-2-15】	指導員認定について	
【資料 2-2-16】	スタディ・サポート・カフェ周知資料	
【資料 2-2-17】	オフィスアワーについて	
【資料 2-2-18】	通信型リメディアル実施の資料	
【資料 2-2-19】	通信型リメディアルアンケート結果	
【資料 2-2-20】	自己診断テスト	
【資料 2-2-21】	講義型リメディアルアンケート結果	
【資料 2-2-22】	平成 31 年度新入生オリエンテーションの手引き	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	就職ガイダンス 2019 大学案内 P. 59-60	
【資料 2-3-2】	ガイダンス時アンケート	
【資料 2-3-3】	就職活動マニュアル	
【資料 2-3-4】	平成 30 年度進路先一覧	
【資料 2-3-5】	平成 30 年度就職支援課 指導記録	
【資料 2-3-6】	「久しぶり、元気かい(会)」案内	
【資料 2-3-7】	学外実習スケジュール	
【資料 2-3-8】	国家試験対策講演会 開催案内	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	熊本保健科学大学学生サービス体制	
【資料 2-4-2】	熊本保健科学大学学生委員会規程	
【資料 2-4-3】	奨学金制度等学生便覧(2019)p109-110	
【資料 2-4-4】	熊保大奨学生募集 手続きのしおり	
【資料 2-4-5】	熊本保健科学大学熊保大奨学制度規程(旧規程)	
【資料 2-4-6】	熊本保健科学大学化血研奨学生推薦委員会規則	
【資料 2-4-7】	熊本保健科学大学成績優秀者表彰規程	
【資料 2-4-8】	熊本保健科学大学海外留学奨学金制度規程	
【資料 2-4-9】	熊本保健科学大学大学院修士課程奨学金制度、海外学生奨学金制度決定の議事録	
【資料 2-4-10】	熊本保健科学大学長期履修制度規程	
【資料 2-4-11】	学校法人银杏学園学生アルバイトに関する規程	
【資料 2-4-12】	学友会会則	
【資料 2-4-13】	リーダーズ研修会に関する資料	
【資料 2-4-14】	学友会事業計画：学友会総会資料	
【資料 2-4-15】	熊保大クラブ活動振興宣言	
【資料 2-4-16】	クラブ支援に関する資料	
【資料 2-4-17】	交換留学生実績	
【資料 2-4-18】	熊保大ボランティア・スピリット、熊保大クラブ活動振興宣言	
【資料 2-4-19】	学生相談室 学生便覧 (2019) p.118	
【資料 2-4-20】	教職員のための学生サポートガイドブック	

熊本保健科学大学

【資料 2-4-21】	熊本保健科学大学ハラスメントの防止に関する規程 熊本保健科学大学ハラスメント防止委員会規程 熊本保健科学大学ハラスメント防止ガイドライン	
【資料 2-4-22】	ハラスメントのない楽しいキャンパスライフのために(学生編) ハラスメント防止に向けて(教職員編) ハラスメント防止に向けて(実習施設編)	
【資料 2-4-23】	ハラスメント防止・意識啓発に関する研修	
【資料 2-4-24】	大学教育改革推進プログラム「SOGI 修学支援体制の構築」 講演会	
【資料 2-4-25】	平成 30 年度保健室利用状況等	
【資料 2-4-26】	敷地内全面禁煙 熊本保健科学大学 News Letter(No.37) ホームページ：キャンパス紹介	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	情報関連設備利用案内 学生便覧 (2019) p.128	
【資料 2-5-2】	定期点検・検査一覧	
【資料 2-5-3】	学生便覧(2019)p.126-127	
【資料 2-5-4】	図書館内見取図(写真付)	
【資料 2-5-5】	熊本保健科学大学附属図書館運営委員会規程	
【資料 2-5-6】	ラーニングコモンズ活動開催実績一覧	
【資料 2-5-7】	学修支援実施状況、DB 利用状況	
【資料 2-5-8】	履修者数集計表	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	学長直行便について	
【資料 2-6-2】	目安箱について	
【資料 2-6-3】	学修行動調査	
【資料 2-6-4】	学生インタビュー資料	
【資料 2-6-5】	News Letter2019 年 3 月号	
【資料 2-6-6】	FD アンケート(全般型)	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	熊本保健科学大学学修規程	
【資料 3-1-2】	4 月 2 日付メール「開講にあたって(お願い)」	(教務委員長、代送・学務課長)
【資料 3-1-3】	授業暦	
【資料 3-1-4】	学修規程別表第 1	
【資料 3-1-5】	2 週間の「不服申立て」期間	
【資料 3-1-6】	熊本保健科学大学学位規程	
【資料 3-1-7】	フローチャート(修士論文及び最終試験の審査) 入学から修了まで 大学院学生便覧平成 31 年度(2019) p.16	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	ホームページ：学部・学科▶各学科/教育課程編成・実施の方針(カリキュラムポリシー)学生便覧(2019)p.40-67	
【資料 3-2-2】	カリキュラムマップ	
【資料 3-2-3】	大学院履修計画	
【資料 3-2-4】	コンピテンシー	
【資料 3-2-5】	シラバスセルフチェックシート(2018.12 改訂)	

熊本保健科学大学

【資料 3-2-6】	熊本保健科学大学共通教育センター規程	
【資料 3-2-7】	熊本保健科学大学教育改革推進会議規程	
【資料 3-2-8】	熊本保健科学大学教育方法改革委員会規程	
【資料 3-2-9】	学修サポートブック	
【資料 3-2-10】	平成 30 年度基礎セミナー受講者アンケート	
【資料 3-2-11】	平成 30 年度臨地実習連絡会議議事録	
【資料 3-2-12】	看護技術項目の卒業時達成目標と領域別達成状況表	
【資料 3-2-13】	平成 30 年度学外実習施設指導者会議・研修会資料	
【資料 3-2-14】	大学院レポート資料	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	2019 年度修学ポートフォリオ作成手引き(学生用)、 学生便覧(2019)p.94-95	
【資料 3-3-2】	大学生基礎力レポート I・II	
【資料 3-3-3】	学修行動調査(及び学生インタビュー)	
【資料 3-3-4】	卒業時アンケート	
【資料 3-3-5】	卒業 1 年目アンケート	
【資料 3-3-6】	就職先へのアンケート	
【資料 3-3-7】	授業改善アンケート	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	熊本保健科学大学学長選考規程	
【資料 4-1-2】	熊本保健科学大学大学運営協議会規程	
【資料 4-1-3】	熊本保健科学大学教授会規程	
【資料 4-1-4】	熊本保健科学大学研究科委員会規程	
【資料 4-1-5】	熊本保健科学大学学術研究会議運営規程	
【資料 4-1-6】	教育に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが 必要なものとして学長が定める事項について(学長裁定)	
【資料 4-1-7】	熊本保健科学大学懲戒処分に関する規程	
【資料 4-1-8】	大学運営協議会管轄下の委員会と業務	
【資料 4-1-9】	教授会管轄下の委員会と業務	
【資料 4-1-10】	学術研究会議管轄下の委員会と業務	
【資料 4-1-11】	学校法人銀杏学園組織別事務体制	
【資料 4-1-12】	委員会の構成	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	教員(有資格者別)配置一覧	
【資料 4-2-2】	教員数対比表	
【資料 4-2-3】	熊本保健科学大学教員人事委員会規程	
【資料 4-2-4】	熊本保健科学大学教員選考及び昇任に関する規程	
【資料 4-2-5】	学校法人銀杏学園教員人事評定制規程	
【資料 4-2-6】	熊本保健科学大学特任教員に関する規程 熊本保健科学大学客員教授規程 熊本保健科学大学名誉教授授与規程	
【資料 4-2-7】	熊本保健科学大学ファカルティ・ディベロップメント推進委 員会規程	
【資料 4-2-8】	FD セミナー過去 5 年分実績	
【資料 4-2-9】	アクティブ・ラーニングワークショップ実績	

熊本保健科学大学

【資料 4-2-10】	FD セミナー参加実績	
【資料 4-2-11】	熊本保健科学大学教員人事委員会規程	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	SD 研修一覧	
【資料 4-3-2】	研修会に関する資料	
【資料 4-3-3】	熊本保健科学大学における SD の実施方針	
【資料 4-3-4】	SD 研修会の実施実績	
【資料 4-3-5】	実施要領(内規など)	
【資料 4-3-6】	学校法人銀杏学園職員人事評定制度規程	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	学術研究会議議事録	
【資料 4-4-2】	熊本保健科学大学における公的研究費の取扱い及び不正使用防止に関する規程	
【資料 4-4-3】	熊本保健科学大学における研究活動に係る不正行為に関するガイドライン	
【資料 4-4-4】	熊本保健科学大学における公正な研究活動行為に関する行動規範 熊本保健科学大学における研究活動に係る不正行為防止に関する基本方針 熊本保健科学大学における公的研究費の取扱い及び不正使用防止に関する規程 熊本保健科学大学における研究活動に係る不正行為に関するガイドライン 熊本保健科学大学公的研究費不正使用防止計画 熊本保健科学大学公的研究費に係る内部監査内規 熊本保健科学大学公的研究費の運用に関わる不正等に対する取引停止取扱規程 公的研究費に係る換金性の高い物品の管理と確認及び特殊な役務の検収に関する申合せ	
【資料 4-4-5】	熊本保健科学大学ライフサイエンス倫理規程	
【資料 4-4-6】	熊本保健科学大学動物実験規則	
【資料 4-4-7】	動物実験に関する教育訓練	
【資料 4-4-8】	熊本保健科学大学学内研究費助成規程	
【資料 4-4-9】	学内掲示板(学術研究) 学内用 Web 掲示板(研究助成案内)	
【資料 4-4-10】	研究及び教育研鑽費(研鑽費)計画書 研究及び教育研鑽費(研鑽費)実施報告書	
【資料 4-4-11】	研究費取扱い手引き(2019 年度版)	
【資料 4-4-12】	2018 年度 P&P 採択一覧	
【資料 4-4-13】	平成 30 年度学内研究助成研究報告会 プログラム/抄録	
【資料 4-4-14】	学内研究助成報告集平成 29 年度(2017)年度	
【資料 4-4-15】	熊本保健科学大学研究員受入規程 熊本保健科学大学外部資金等により雇用する研究員に関する規則	
【資料 4-4-16】	科研費書き方講習会プログラム	
【資料 4-4-17】	研究機器等リスト	
【資料 4-4-18】	平成 31(2019)年度科研費採択者一覧	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人銀杏学園組織運営規程	
【資料 5-1-2】	学園通信ぎんきょう 38号	
【資料 5-1-3】	学校法人銀杏学園経営戦略会議規程	
【資料 5-1-4】	感染予防及び危険防止マニュアル	
【資料 5-1-5】	ハラスメントに関する実態調査	
【資料 5-1-6】	熊本保健科学大学情報セキュリティポリシー	
【資料 5-1-7】	熊本保健科学大学個人情報保護方針(プライバシーポリシー)	
【資料 5-1-8】	熊本保健科学大学情報保護規程	
【資料 5-1-9】	熊本保健科学大学情報保護委員会規程	
【資料 5-1-10】	情報漏洩対応訓練最終報告書および添付ファイル 1~9&180309 菊池先生からのコメント等 1~4	
【資料 5-1-11】	情報紛失漏洩報告訓練実施要領	
【資料 5-1-12】	標的型攻撃メール訓練を含む情報保護委員会アンケート集計結果 190326	
【資料 5-1-13】	情報セキュリティ監査実施要領	
【資料 5-1-14】	熊本保健科学大学情報セキュリティ手順	
【資料 5-1-15】	熊本保健科学大学衛生委員会規程、事業報告書(H30)	
【資料 5-1-16】	熊本保健科学大学非常変災時に対する運用マニュアル	
【資料 5-1-17】	危機管理ガイドライン	
【資料 5-1-18】	防災訓練実施要項、訓練実施状況	
【資料 5-1-19】	防災マニュアル	
【資料 5-1-20】	熊本保健科学大学遺伝子組換え生物等使用安全管理規程 熊本保健科学大学遺伝子組換え生物等使用安全委員会規則 熊本保健科学大学病原体安全取扱・管理規程 熊本保健科学大学バイオセーフティ委員会規則 熊本保健科学大学動物実験規則 熊本保健科学大学動物実験細則 熊本保健科学大学飼養保管施設運営部会内規	
【資料 5-1-21】	学内マップ(AED含む)	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	理事、監事、評議員の名簿	
【資料 5-2-2】	理事会、評議員会の開催と出欠状況	
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	監査報告書	
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	消費収支予算書(シミュレーション) 事業活動収支予算書(シミュレーション)	
【資料 5-4-2】	平成 30 年度熊本保健科学大学事業計画、重点目標 平成 31 年度学校法人銀杏学園(熊本保健科学大学)予算編成方針	
【資料 5-4-3】	学校法人銀杏学園資産運用規程	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	学校法人銀杏学園稟議規程	
【資料 5-5-2】	学校法人銀杏学園経理規程	
【資料 5-5-3】	学校法人銀杏学園固定資産及び物品管理規程	
【資料 5-5-4】	平成 31 年度補正予算書	
【資料 5-5-5】	監査法人による監査	

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	アセスメントポリシー	
【資料 6-1-2】	アセスメントプラン	
【資料 6-1-3】	熊本保健科学大学自己点検・評価に関する規程	
【資料 6-1-4】	熊本保健科学大学自己点検・評価委員会規程	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	学内への公開 Avtive Academy 掲示板(学修行動調査)	
【資料 6-2-2】	学内への公開 Avtive Academy 掲示板(事業計画・報告書)	
【資料 6-2-3】	自己点検・評価及び認証評価の公表状況(ホームページ)	
【資料 6-2-4】	熊本保健科学大学 IR 推進委員会規程	
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	大学運営協議会議事録(改善の実質化について)	

基準 A. 地域連携活動

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 地域との連携		
【資料 A-1-1】	平成 30 年度地域包括連携医療教育研究センター事業報告書	
【資料 A-1-2】	熊本保健科学大学地域連携委員会規程	
【資料 A-1-3】	平成 30 年度地域連携委員会事業報告書 平成 31 年度地域連携委員会事業計画書	
A-2. 地域との協働活動		
【資料 A-2-1】	社会活動報告公開ページ(本学 HP)	
【資料 A-2-2】	若い世代からのフレイル予防事業報告書	
【資料 A-2-3】	セミナー、研修会開催案内(地域の住民や保健医療福祉専門職者向け)	
【資料 A-2-4】	セミナー、研修会開催案内(一般市民向け)	
【資料 A-2-5】	「聞き書き」講座や「聞き書き」ボランティア講座	
【資料 A-2-6】	「災害時における保健医療」シラバス	
【資料 A-2-7】	教授会資料：学生委員会推薦書	
【資料 A-2-8】	卒業式次第	
【資料 A-2-9】	JR 西里駅清掃参加人数	
【資料 A-2-10】	コンソーシアム熊本関連資料	
【資料 A-2-11】	プラットフォーム形成申請	
【資料 A-2-12】	協定一覧	
【資料 A-2-13】	平成 30 年度施設貸出実績	
【資料 A-2-14】	平成 30 年度講師派遣依頼一覧、出前講座一覧	
【資料 A-2-15】	MUSASHI 会開催資料	